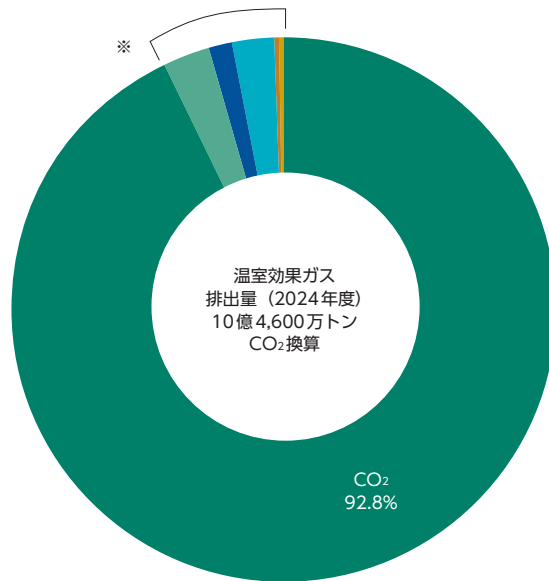


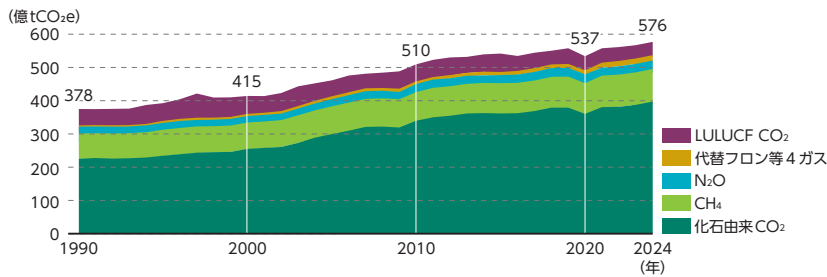
第1章 地球環境の保全

図1-1 我が国が排出する温室効果ガスの内訳（2024年単年度）



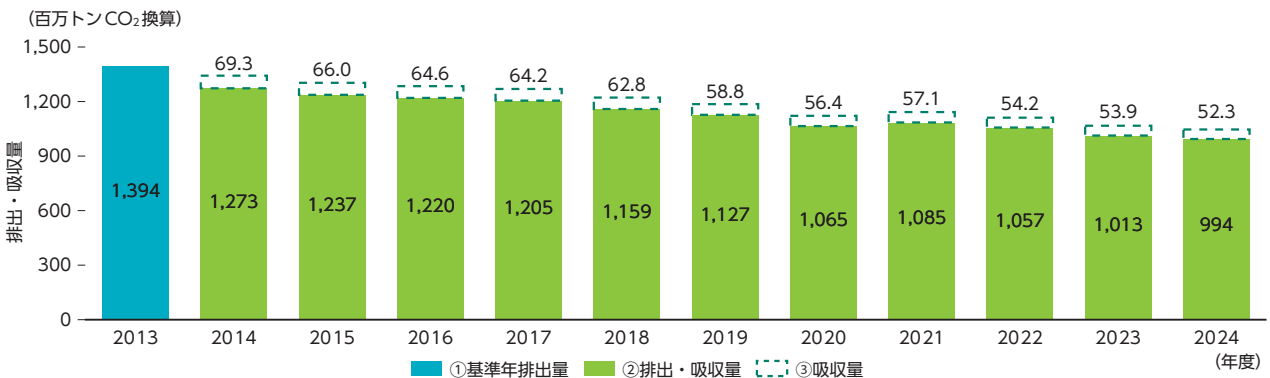
※
CH₄ 2.7%
N₂O 1.4%
HFCs 2.6%
PFCs 0.2%
SF₆ 0.2%
NF₃ 0.02%
資料：環境省

図1-2 世界の人為起源の温室効果ガス排出量（1990-2024）



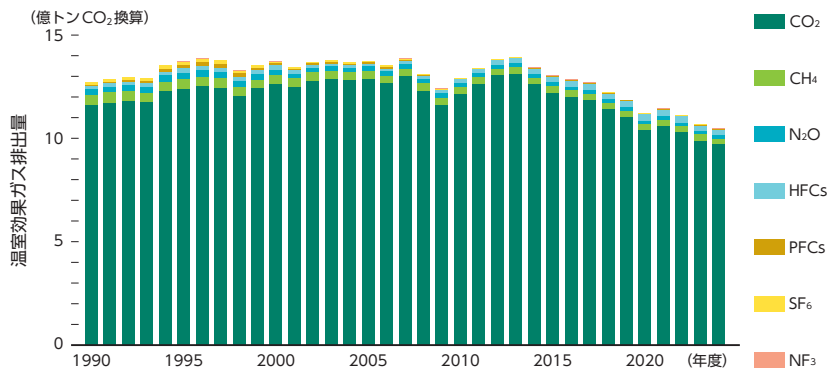
資料：UNEP [Emissions Gap Report 2025] より環境省作成
 ※LULUCF CO₂とは、土地利用、土地利用変化及び林業（LULUCF）由来のCO₂排出・吸収量

図1-3 我が国の温室効果ガスの排出・吸収量



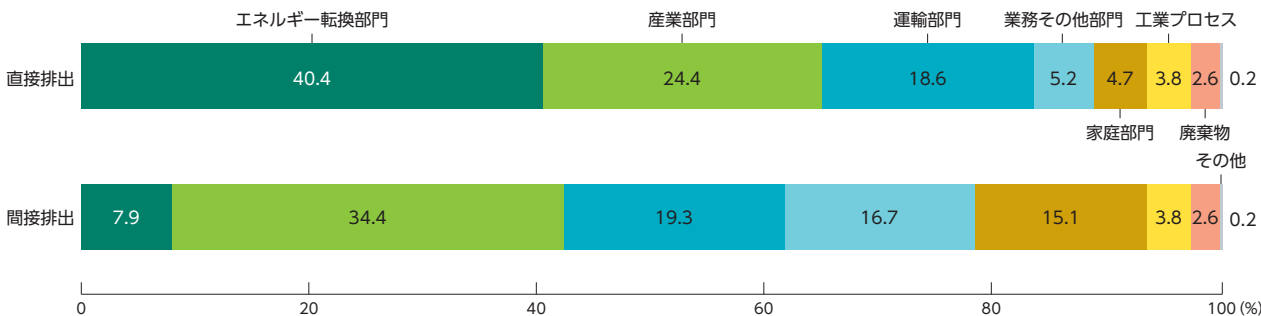
資料：環境省

図1-4 我が国の各温室効果ガスの排出量



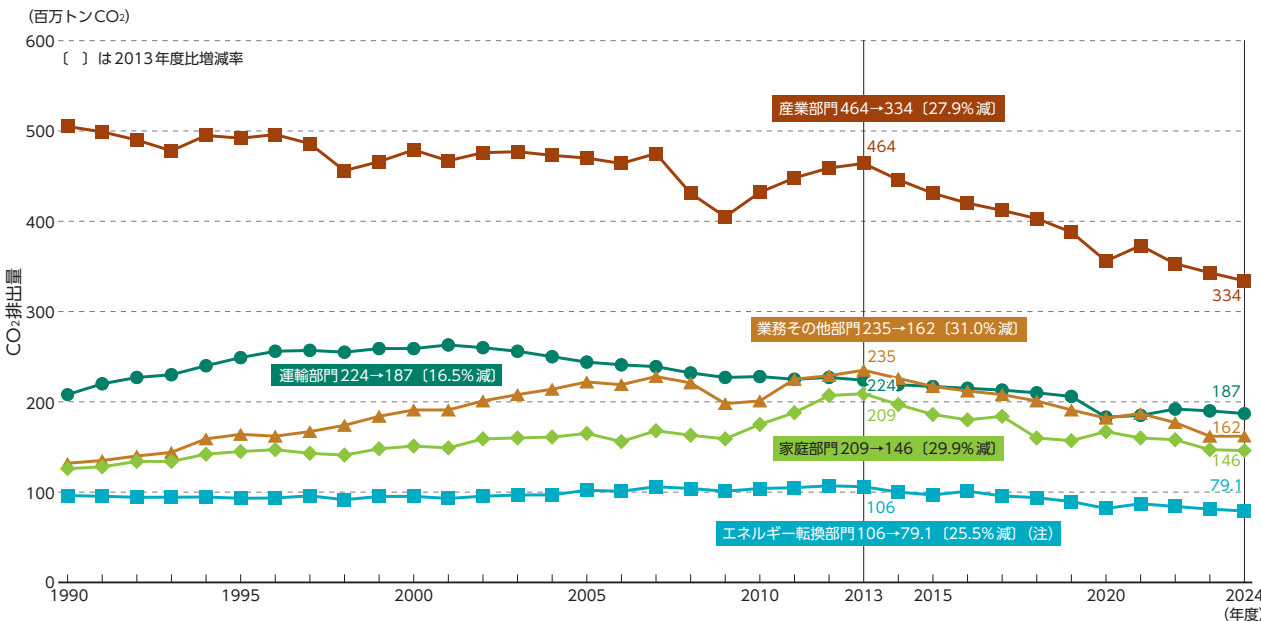
資料：環境省

図1-5 CO₂排出量の部門別内訳



注1：直接排出とは、発電及び熱発生に伴うエネルギー起源CO₂排出量を、その生産者側の排出として計上した値（電気・熱配分前）
 注2：間接排出とは、発電及び熱発生に伴うエネルギー起源CO₂排出量を、その消費量に応じて各部門に配分した値（電気・熱配分後）
 資料：環境省

図1-6 部門別エネルギー起源CO₂排出量の推移



注：電気熱配分統計誤差を除く
 資料：環境省

図 1-7 各種温室効果ガス（エネルギー起源CO₂以外）の排出量の推移

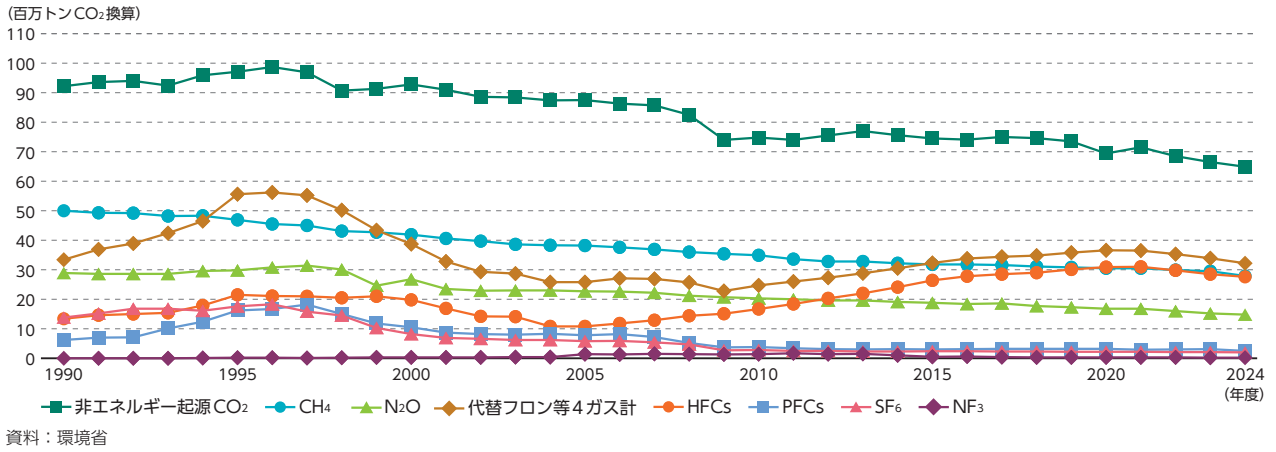


図 1-8 世界のエネルギー起源CO₂の国別排出量（2023年）

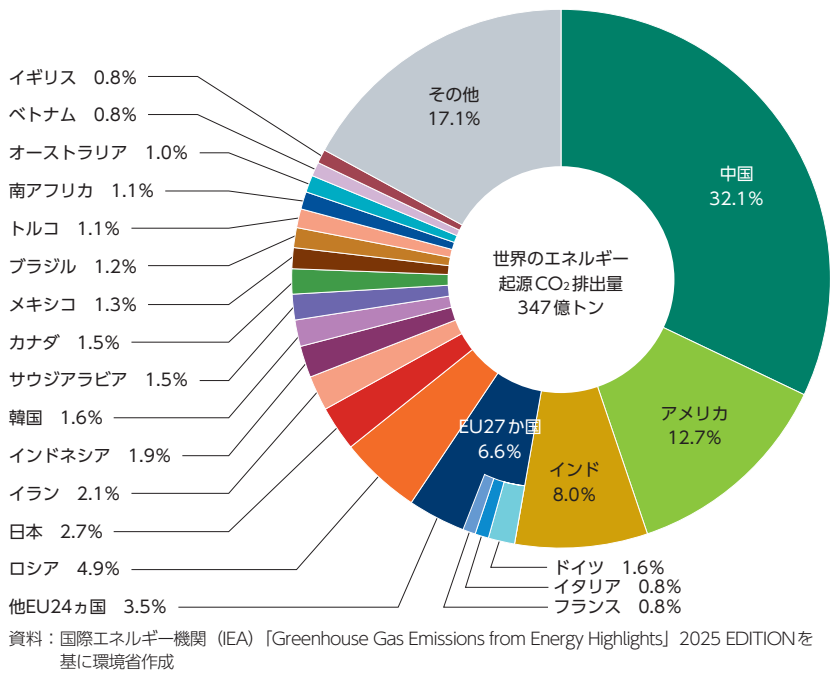


図1-9 我が国の削減目標 (NDC)

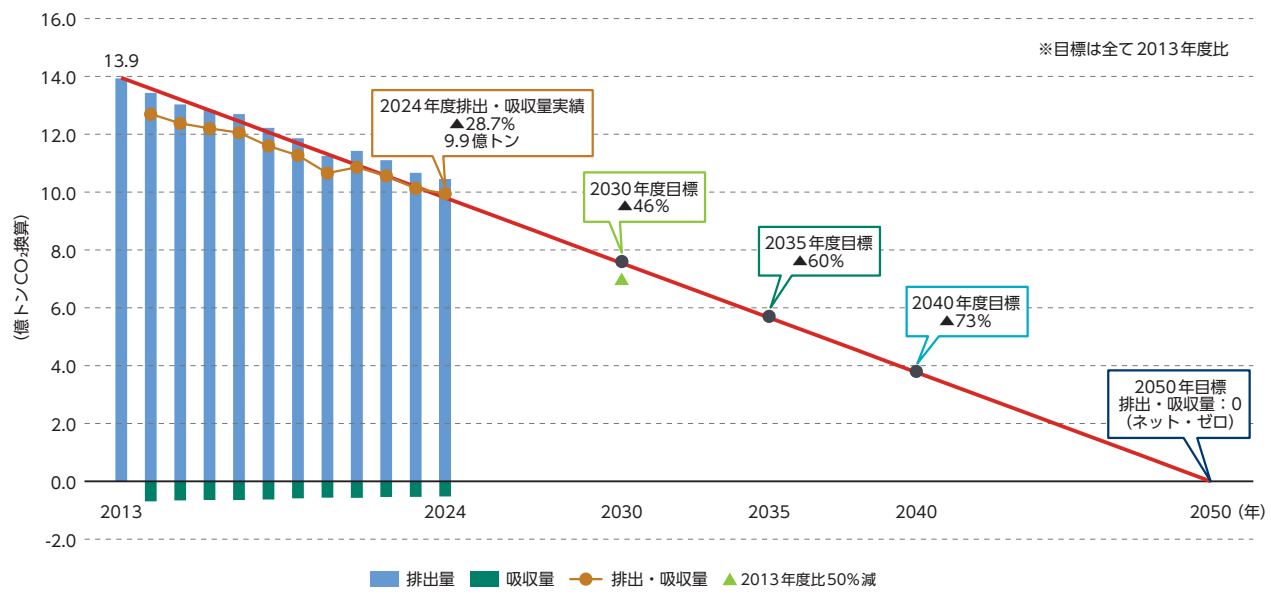


図1-10 フロン排出抑制法の概要

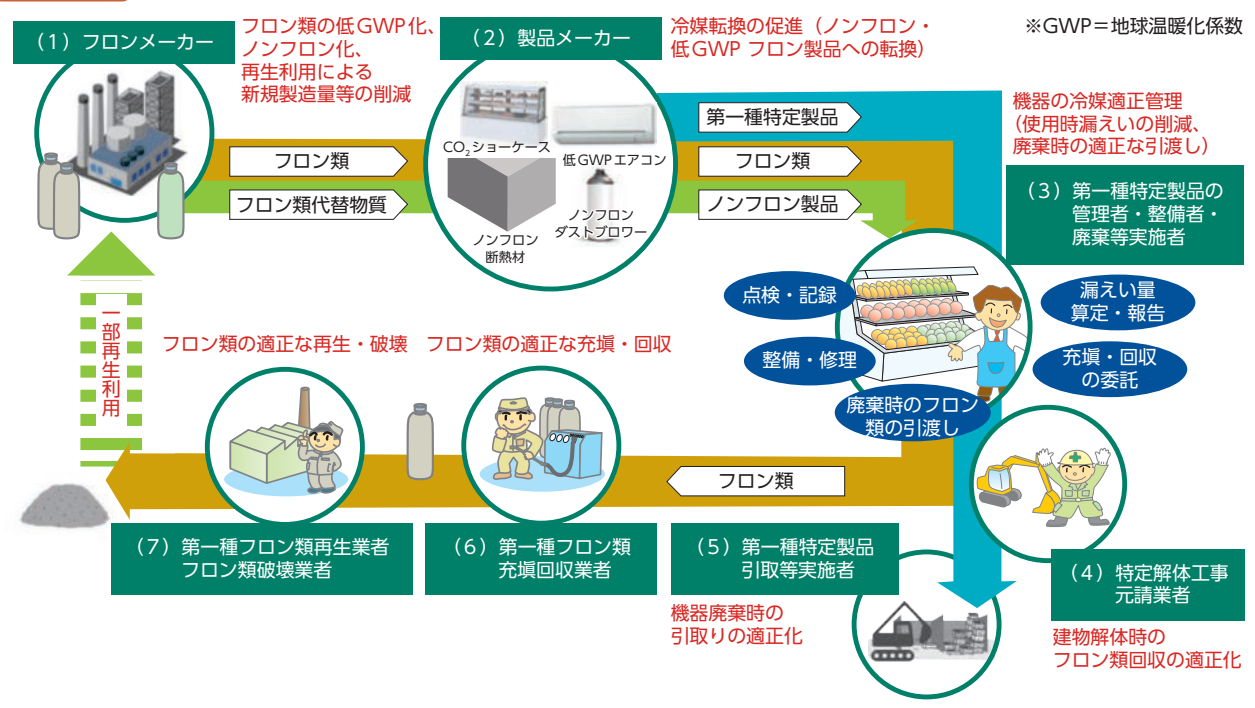


表 1-11 環境モデル都市一覧

No.	地域名	No.	地域名
1	下川町 (北海道)	13	堺市 (大阪府)
2	帯広市 (北海道)	14	尼崎市 (兵庫県)
3	二セコ町 (北海道)	15	神戸市 (兵庫県)
4	新潟市 (新潟県)	16	生駒市 (奈良県)
5	つくば市 (茨城県)	17	西粟倉村 (岡山県)
6	千代田区 (東京都)	18	松山市 (愛媛県)
7	横浜市 (神奈川県)	19	禰原町 (高知県)
8	富山市 (富山県)	20	北九州市 (福岡県)
9	飯田市 (長野県)	21	水俣市 (熊本県)
10	御嵩町 (岐阜県)	22	小国町 (熊本県)
11	豊田市 (愛知県)	23	宮古島市 (沖縄県)
12	京都市 (京都府)		

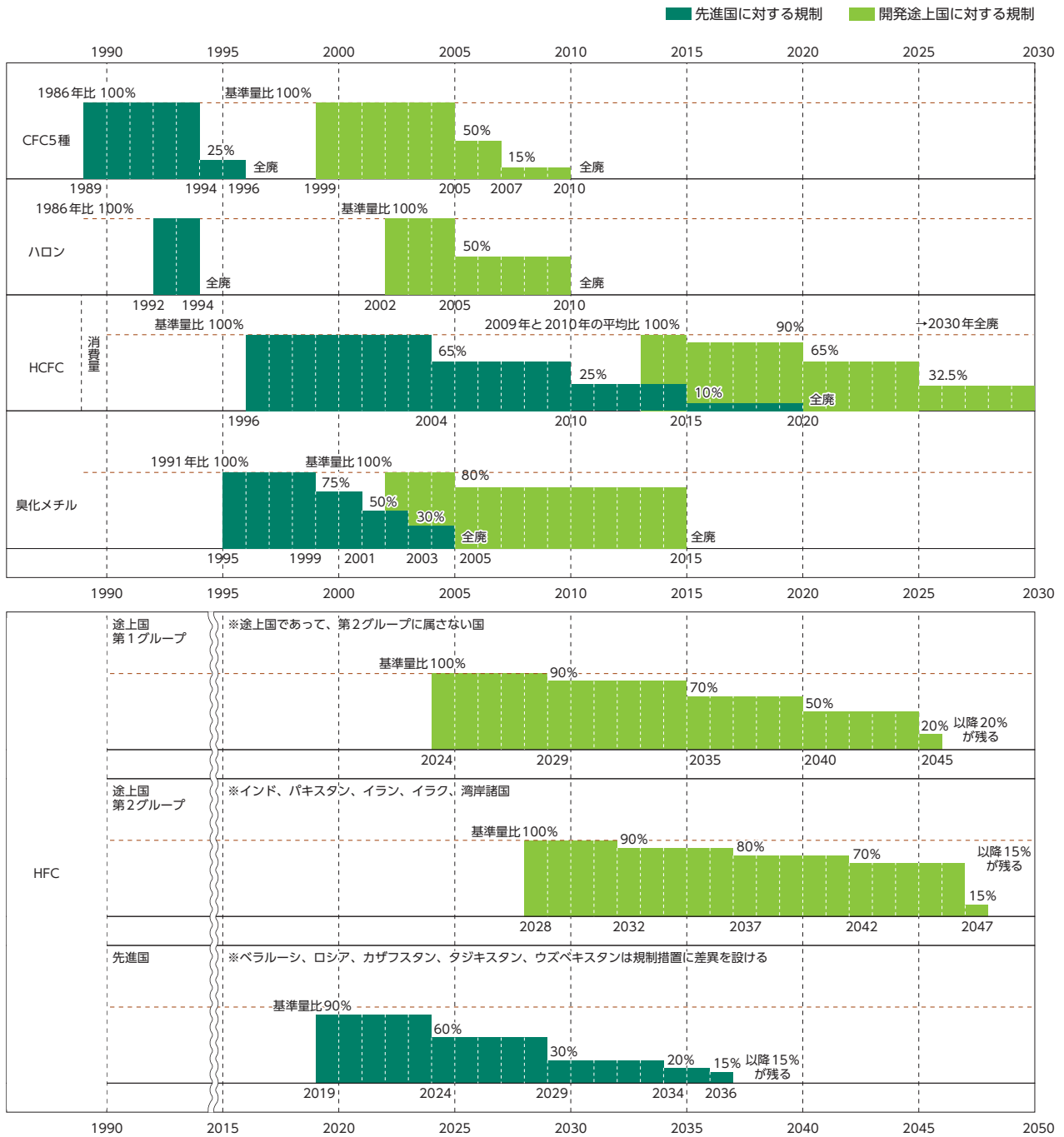
資料：内閣府

表 1-12 環境未来都市一覧

No.	地域名	No.	地域名
1	下川町 (北海道)	6	新地町 (福島県)
2	釜石市 (岩手県)	7	南相馬市 (福島県)
3	気仙広域 (岩手県) <small>[大船渡市 / 陸前高田市 / 住田町]</small>	8	柏市 (千葉県)
		9	横浜市 (神奈川県)
4	東松島市 (宮城県)	10	富山市 (富山県)
5	岩沼市 (宮城県)	11	北九州市 (福岡県)

資料：内閣府

図 1-13 モントリオール議定書に基づく規制スケジュール



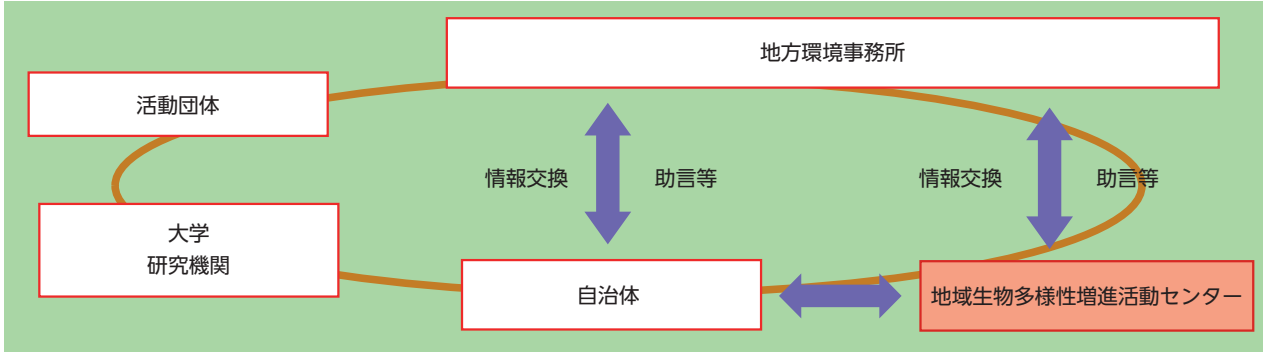
注1：各物質のグループごとに、生産量及び消費量（＝生産量＋輸入量－輸出量）の削減が義務付けられている。基準量はモントリオール議定書に基づく。
 注2：HCFCの生産量についても、消費量とほぼ同様の規制スケジュールが設けられている（先進国において、2004年から規制が開始され、2009年まで基準量比100%とされている点のみ異なっている）。また、先進国においては、2020年以降は既設の冷凍空調機器の整備用のみ基準量比0.5%の生産・消費が、途上国においては、2030年以降は既設の冷凍空調機器の整備用のみ2040年までの平均で基準量比2.5%の生産・消費が認められている。
 注3：このほか、「その他のCFC」、四塩化炭素、1,1,1-トリクロロエタン、HBFC、プロモクロロメタンについても規制スケジュールが定められている。
 注4：生産等が全廃になった物質であっても、開発途上国の基礎的な需要を満たすための生産及び試験研究・分析等の必要不可欠な用途についての生産等は規則対象外となっている。

資料：環境省

第2章

生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組

図 2-1 地域生物多様性増進活動支援センターの役割



資料：環境省

表 2-2 地域生物多様性増進活動支援センター設置状況

【2026年3月末時点】

地方公共団体名	地域生物多様性増進活動支援センター
北海道	北海道生物多様性保全活動連携支援センター (HoBiCC)
青森県	青森県 環境エネルギー部 自然保護課
宮城県仙台市	社の都ネイチャーポジティブセンター
福島県	ふくしま生物多様性推進センター
栃木県	栃木県 環境森林部 自然環境課
栃木県那須塩原市	那須塩原市サステナブルセンター
群馬県	群馬県環境森林部自然環境課
埼玉県	埼玉県生物多様性センター
埼玉県鴻巣市	鴻巣市コウノトリ野生復帰センター
千葉県	千葉県生物多様性センター
東京都	東京都生物多様性推進センター
長野県	長野県生物多様性センター
福井県	福井県 エネルギー環境部 自然環境課
愛知県	愛知県生物多様性増進活動支援センター
愛知県名古屋市	なごや生物多様性センター
滋賀県	滋賀県 琵琶湖環境部 自然環境保全課 生物多様性戦略推進室
京都府	きょうと生物多様性センター
大阪府堺市	堺いきもの情報館 堺生物多様性センター
奈良県	奈良県 景観・自然環境課
鳥取県	とっとり生物多様性推進センター
山口県	やまぐち生物多様性センター
徳島県	とくしま生物多様性センター
福岡県福岡市	生物多様性ふくおかセンター
福岡県北九州市	北九州ネイチャーポジティブセンター
佐賀県唐津市	ネイチャーリンク KARATSU
鹿児島県鹿児島市	かごしま環境未来館

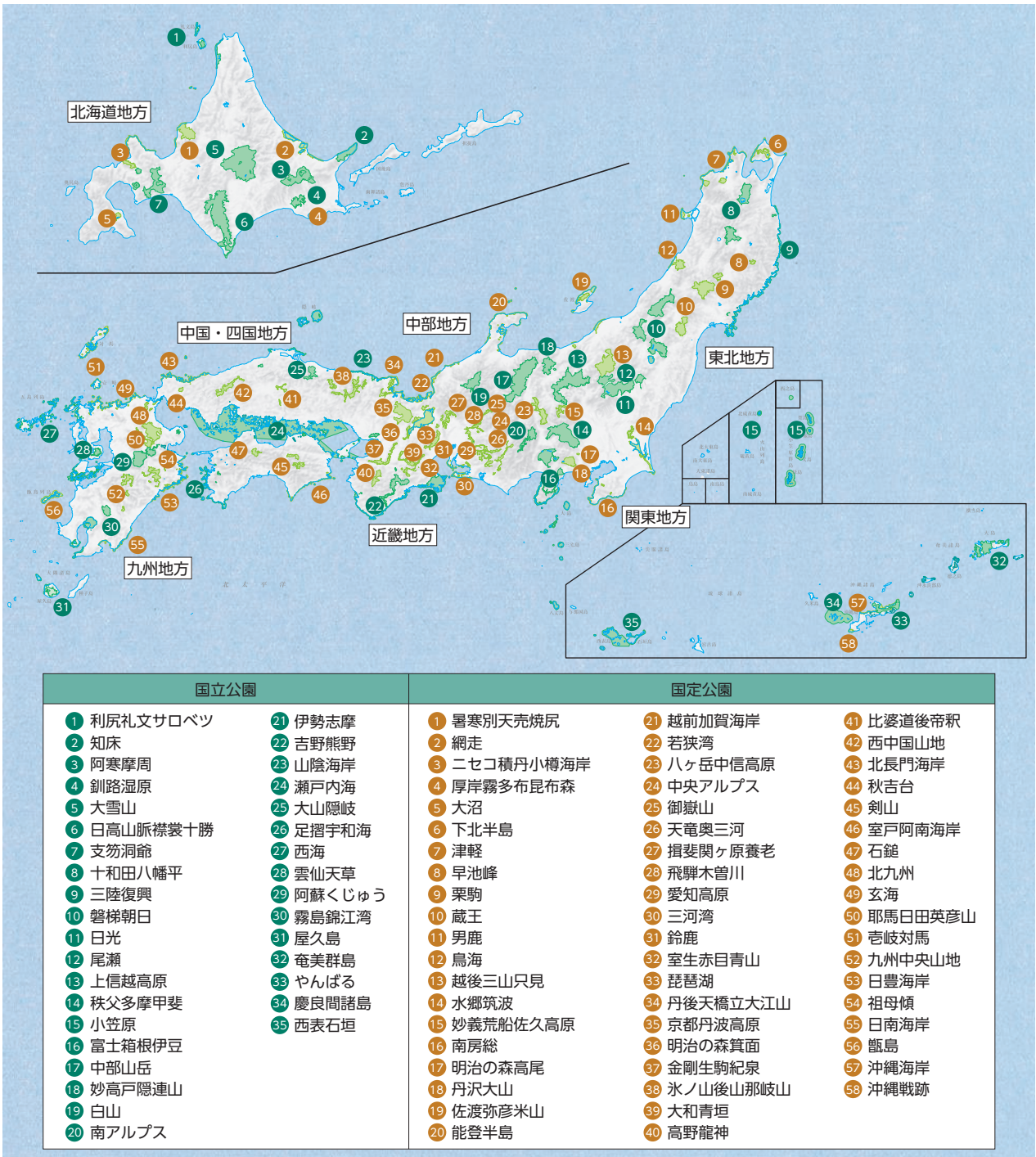
資料：環境省

表 2-3 数値で見る重要地域の状況

保護地域名等	地種区分等	年月	箇所数等
自然環境保全地域	原生自然環境保全地域の箇所数及び面積	2026年3月	5地域 (5,631ha)
	自然環境保全地域の箇所数及び面積		10地域 (2万2,542ha)
	沖合海底自然環境保全地域の箇所数及び面積		4地域 (2,268万3,400ha)
	都道府県自然環境保全地域の箇所数及び面積		546地域 (7万7,517ha)
国立公園	箇所数、面積	2026年4月	35公園 (244万7,855ha)
	特別地域の割合、面積 (特別保護地区を除く)		59.9% (146万6,681ha)
	特別保護地区の割合、面積		15.0% (36万6,129ha)
	海城公園地区の地区数、面積		115地区 (5万9,818ha)
国定公園	箇所数、指定面積	2026年4月	58公園 (141万9,561ha)
	特別地域の割合、面積 (特別保護地区を除く)		85.7% (121万6,051ha)
	特別保護地区の割合、面積		3.3% (4万7,224ha)
	海城公園地区の地区数、面積		29地区 (7,945ha)
国指定鳥獣保護区	箇所数、指定面積	2025年11月	85か所 (60万868ha)
	特別保護地区の箇所数、面積		71か所 (16万5,175ha)
生息地等保護区	箇所数、指定面積	2021年7月	10か所 (1,489ha)
	管理地区の箇所数、面積		10か所 (651ha)
保安林	面積 (実面積)	2025年3月	1,229万8,259ha
保護林	箇所数、面積	2025年4月	658か所 (101万6,748ha)
文化財	名勝 (自然的なもの) の指定数 (特別名勝)	2026年5月	182 (12) 件
	天然記念物の指定数 (特別天然記念物)		1,042 (75) 件
	重要文化的景観の選定数		74件

資料：環境省、農林水産省、文部科学省

図 2-4 国立公園及び国定公園の配置図



資料：環境省

図2-5 環境省の自然再生事業（実施箇所）の全国位置図

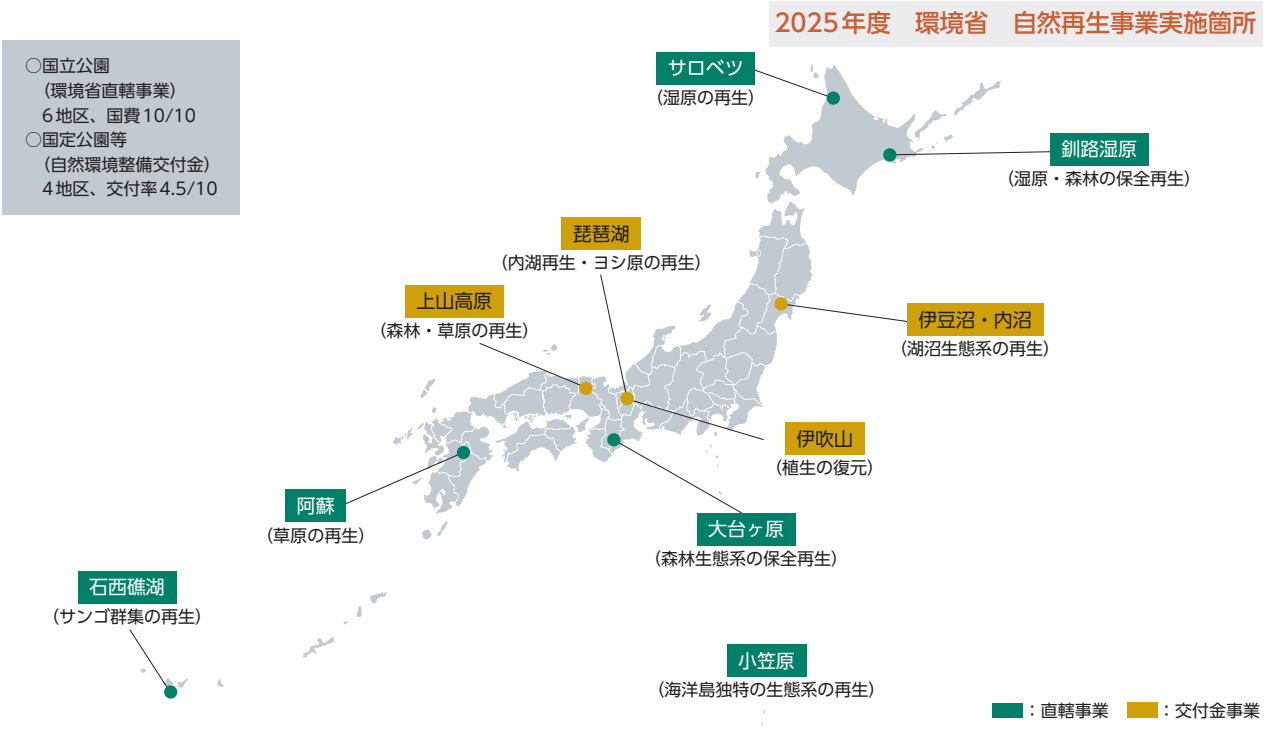


図2-6 平成23年度から令和7年度までのクマによる人身被害件数

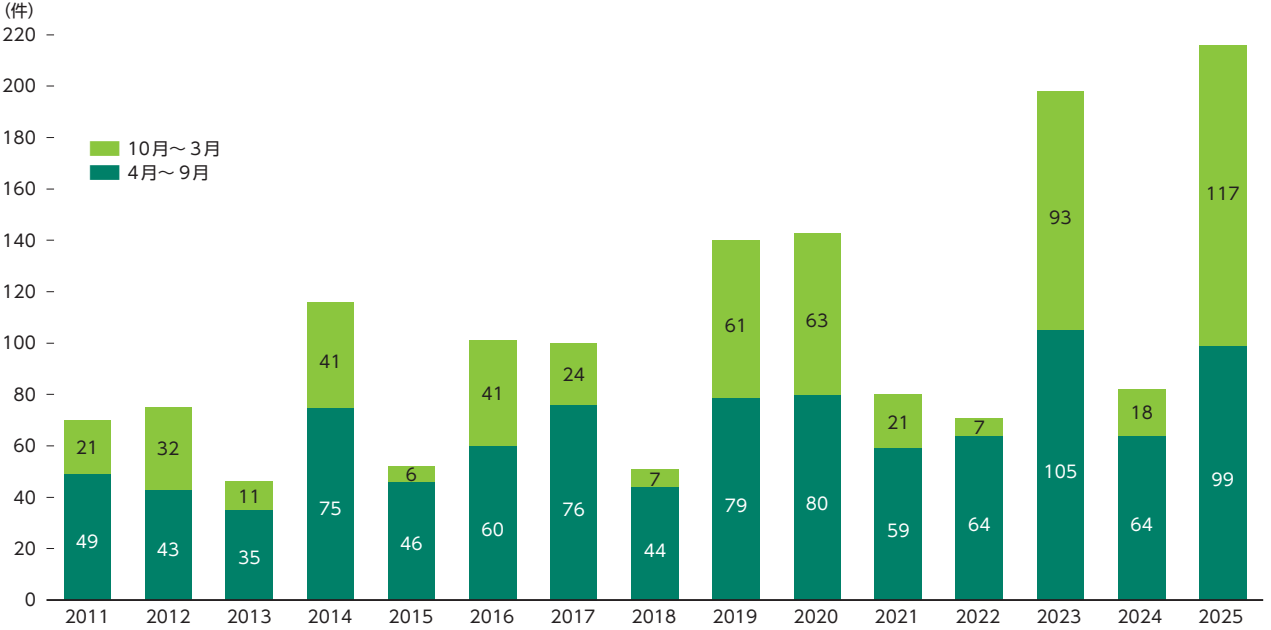
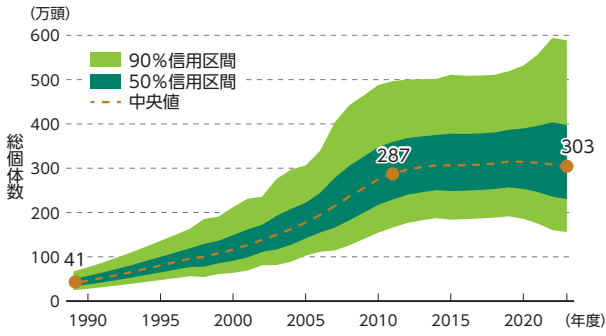


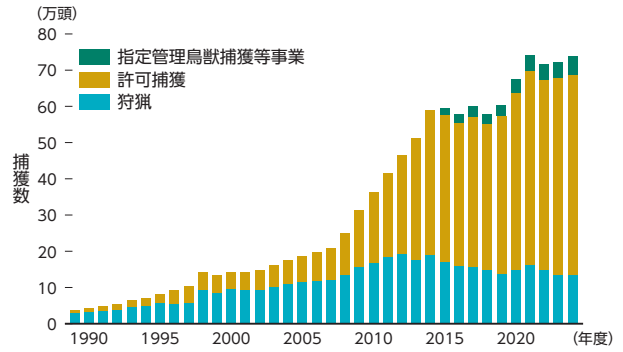
図 2-7 ニホンジカの推定個体数



注：2023年度推定個体数の中央値のうち、北海道の推定個体数は約73万頭（北海道資料）。

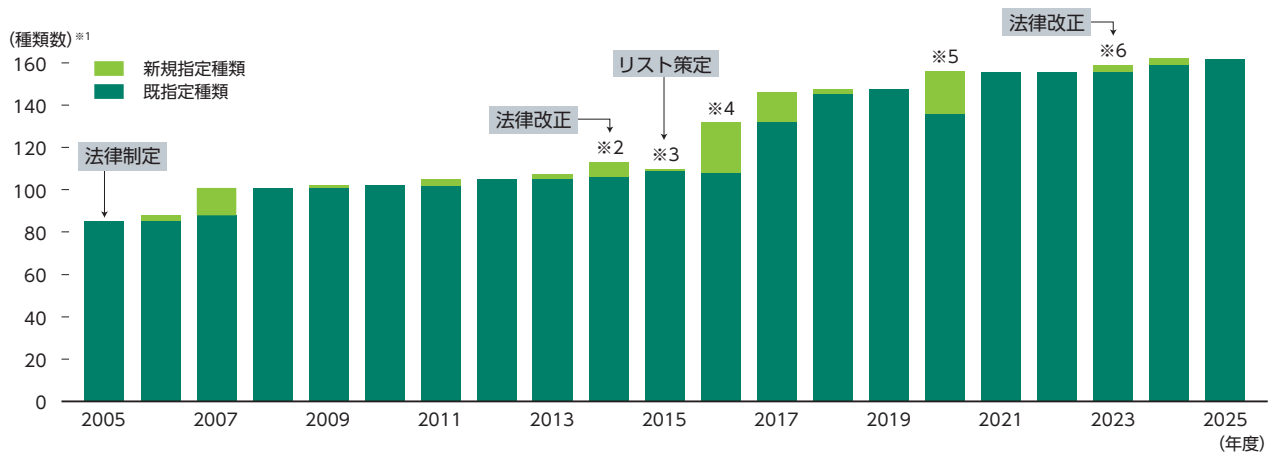
資料：環境省

図 2-8 ニホンジカの捕獲数の推移



資料：環境省

図 2-9 特定外来生物の種類数



※1：特定外来生物は、科、属、種、交雑種について指定しているため、種類数を単位とする。

2：既指定であったスバルティナ・アングリカについては、新規に指定されたスバルティナ属全種に包含された。

3：既指定であったゴケグモ属4種については、新規に指定されたゴケグモ属全種に包含された。

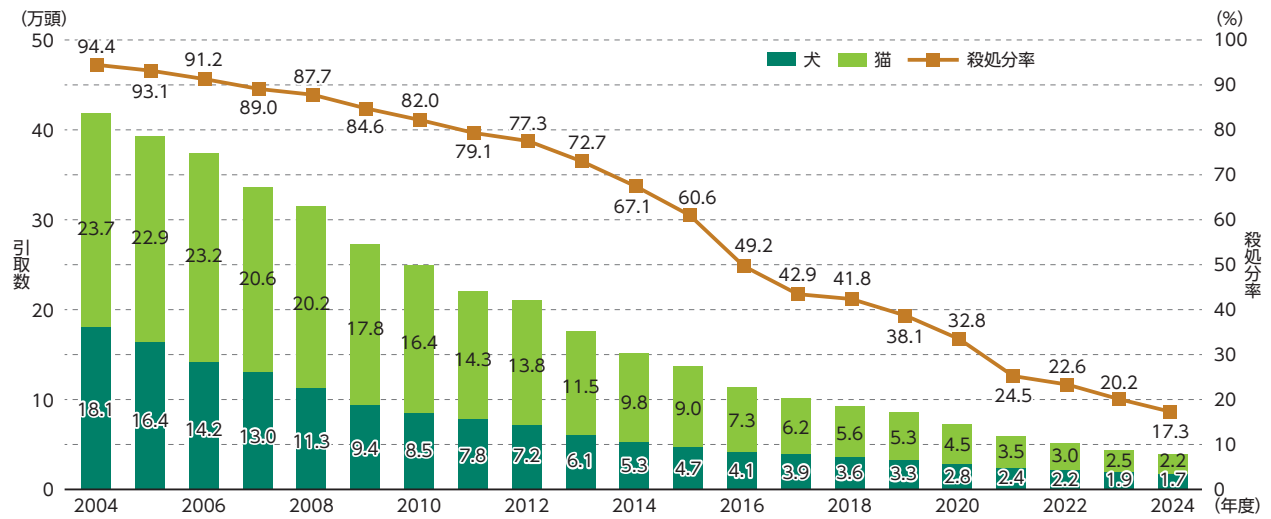
4：既指定であったノーザンパイク及びマスキーパイク2種については、新規に指定されたかわかます科全種に包含された。

5：既指定であったアカカミアリについてはソレノプシス・ゲミナタ種群全種に、ヒアリについてはソレノプシス・サエヴィシマ種群全種に、アスタクス属全種及びウチダザリガニ2種類についてはざりがに科全種に、ラスティークレイフィッシュはアメリカざりがに科全種に、ケラクス属全種はみなみざりがに科全種に包含された。

6：アメリカザリガニは、既指定であった「アメリカざりがに科に属する種のうちアメリカザリガニ以外のもの」を「アメリカざりがに科全種」に改正して包含される形で特定外来生物に指定された。

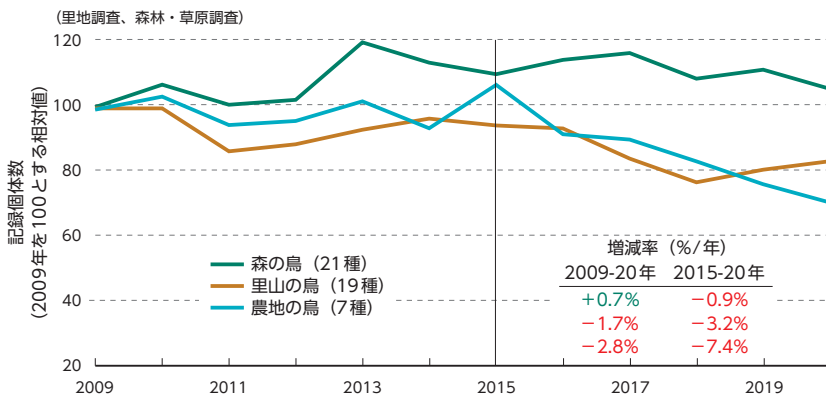
資料：環境省

図 2-10 全国の犬猫の引取数の推移



注：2005年度以前の犬の引取数は、狂犬病予防法に基づく抑留を勘案した推計値。
資料：環境省

図 2-11 生息環境ごとの鳥類の記録個体数の推移

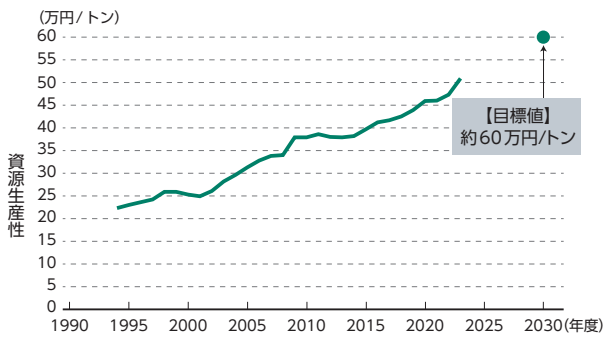


森の鳥：繁殖期に森林のみを利用する鳥類（アオゲラ・アオバト・アカゲラ・アカハラ・イカル・エゾムシクイ・オオルリ・カケス・キビタキ・クロジ・クロツグミ・コガラ・コサメビタキ・ゴジュウカラ・コルリ・サンコウチョウ・サンショウクイ・センダイムシクイ・ツツドリ・ヒガラ・ヤブサメ）
 里山の鳥：繁殖期に森林と開けた環境の両方を利用する鳥類（アオジ・ウグイス・エナガ・カワラヒワ・キジ・キジバト・キセキレイ・コガラ・シジュウカラ・トビ・ハシブトガラス・ハシボソガラス・ヒヨドリ・ホオジロ・ホトトギス・ミンサザイ・メジロ・モズ・ヤマガラ）
 農地の鳥：繁殖期に開けた環境（農地、草地、湿地、池、湖、川を含む）のみを利用する鳥類（カルガモ・カワセミ・スズメ・セグロセキレイ・ハクセキレイ・ヒバリ・ムクドリ）

資料：環境省

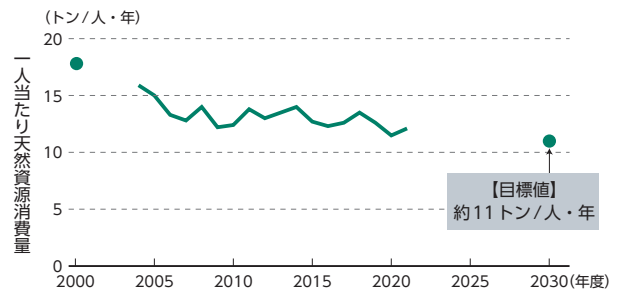
第3章 循環型社会の形成

図3-1 資源生産性の推移



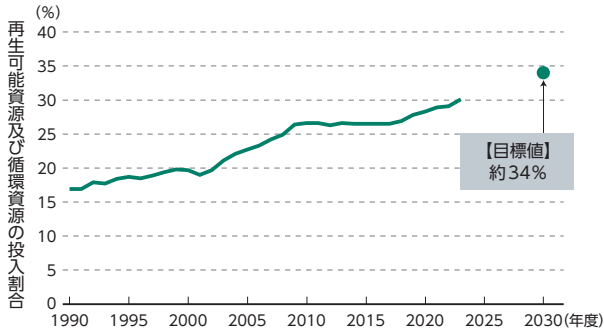
資料：環境省

図3-2 一人当たり天然資源消費量の推移



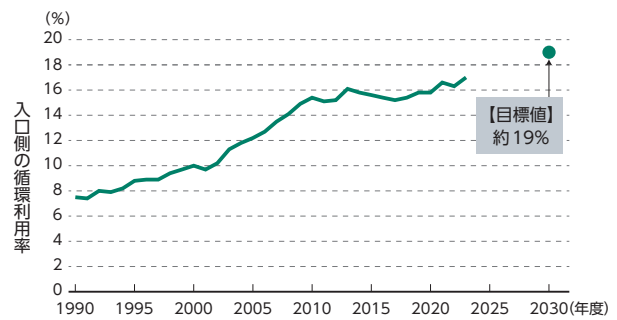
資料：環境省

図3-3 再生可能資源及び循環資源の投入割合の推移



資料：環境省

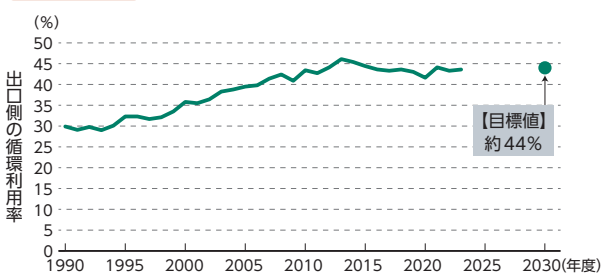
図3-4 入口側の循環利用率の推移



注：推計方法の見直しを行ったため、2016年度以降の数値は2015年度以前の推計方法と異なる。

資料：環境省

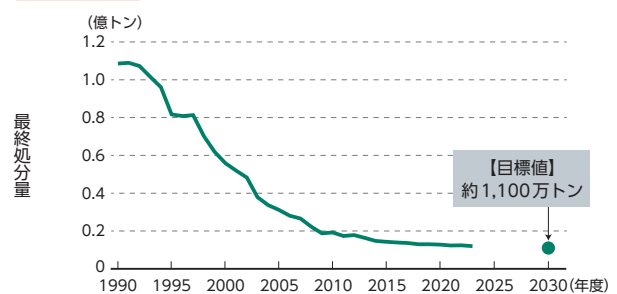
図3-5 出口側の循環利用率の推移



注：推計方法の見直しを行ったため、2016年度以降の数値は2015年度以前の推計方法と異なる。

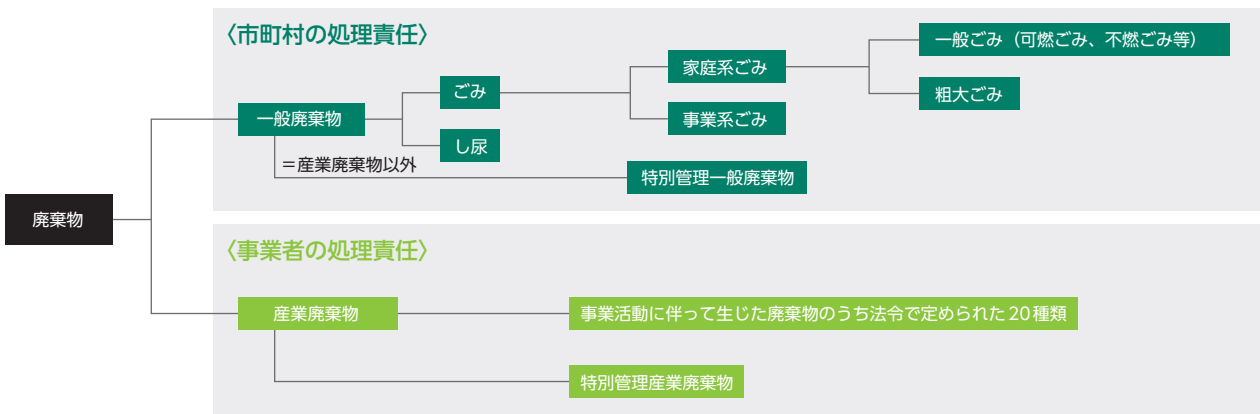
資料：環境省

図3-6 最終処分量の推移



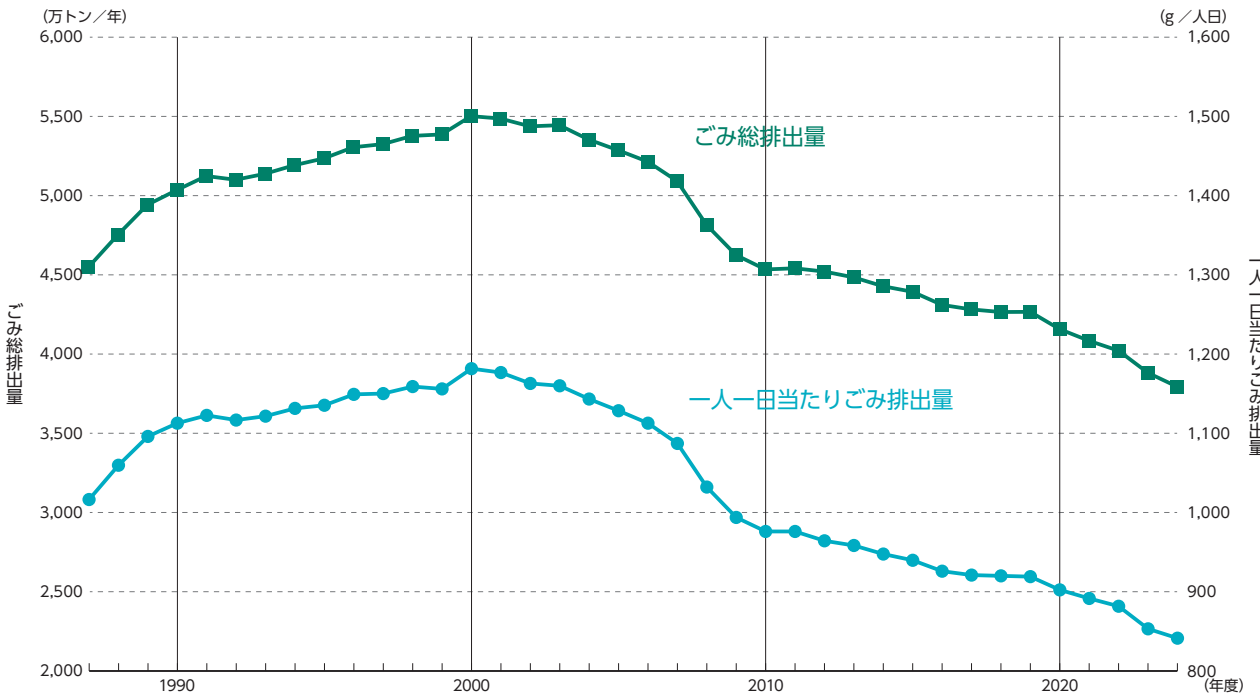
資料：環境省

図3-7 廃棄物の区分



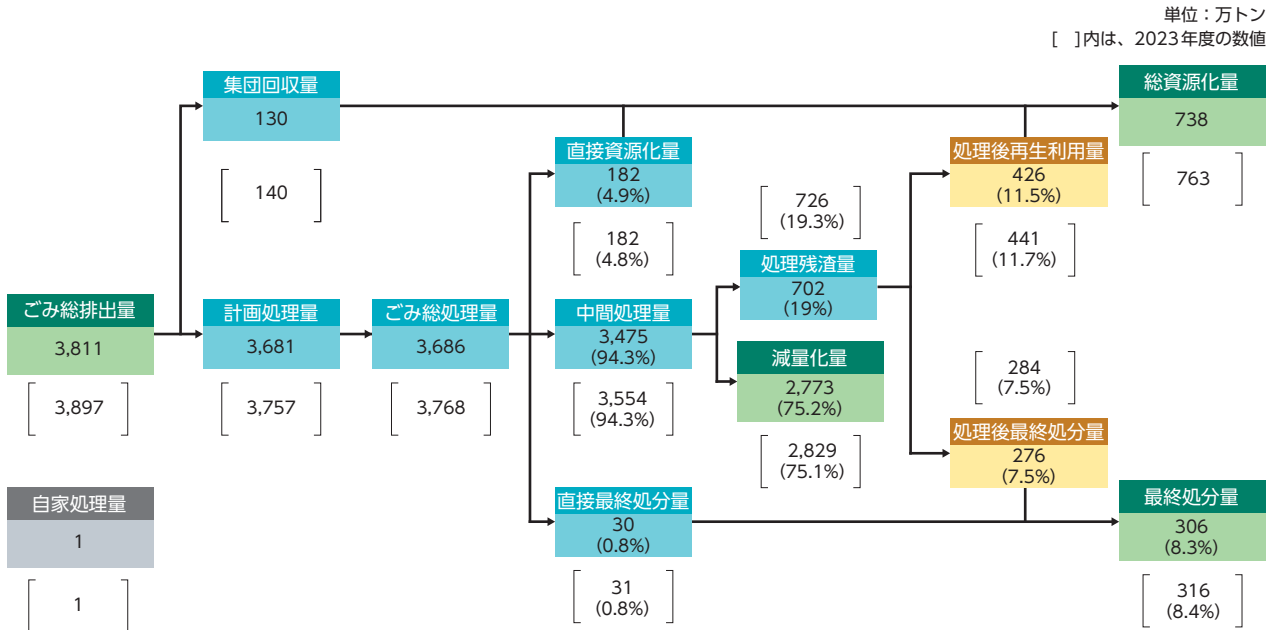
注1：特別管理一般廃棄物とは、一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるもの。
 注2：事業活動に伴って生じた廃棄物のうち法令で定められた20種類とは、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣(さ)、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん、輸入された廃棄物、上記の産業廃棄物を処分するために処理したもの。
 注3：特別管理産業廃棄物とは、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるもの。
 資料：環境省

図3-8 ごみ総排出量と一人一日当たりごみ排出量の推移



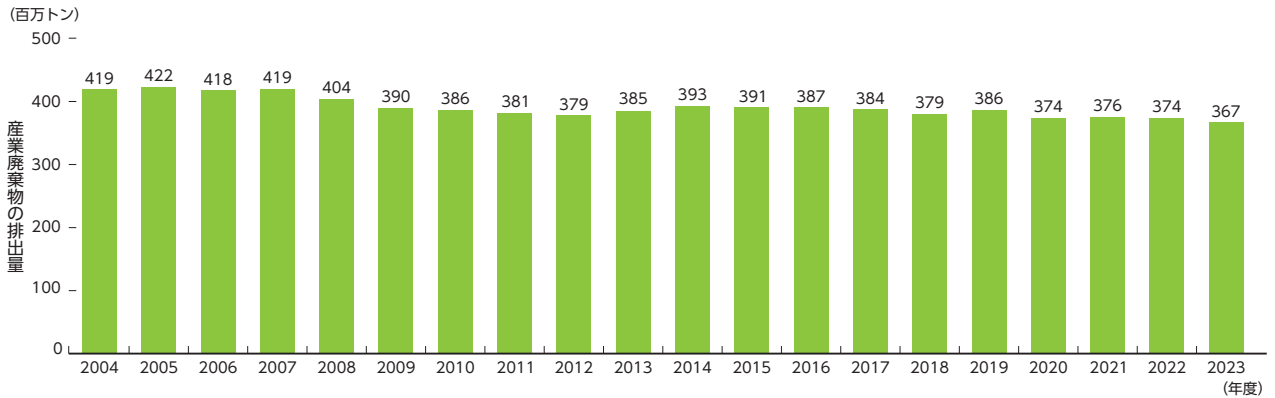
注1：2005年度実績の取りまとめより「ごみ総排出量」は、廃棄物処理法に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」における、「一般廃棄物の排出量（計画収集量+直接搬入量+資源ごみの集団回収量）」と同様とした。
 注2：一人一日当たりごみ排出量は総排出量を総人口×365日又は366日でそれぞれ除した値である。
 注3：2012年度以降の総人口には、外国人人口を含んでいる。
 資料：環境省

図3-9 全国のごみ処理のフロー（2024年度）



注1：計画誤差等により、「計画処理量」と「ごみの総処理量」(=中間処理量+直接最終処分量+直接資源化量)は一致しない。
 注2：減量化処理率(%)=[(中間処理量)+(直接資源化量)]÷(ごみの総処理量)×100とする。
 注3：「直接資源化」とは、資源化等を行う施設を経ずに直接再生業者等に搬入されるものであり、1998年度実績調査より新たに設けられた項目。1997年度までは、項目「資源化等の中間処理」内で計上されていたと思われる。
 資料：環境省

図3-10 産業廃棄物の排出量の推移



注1：1996年度から排出量の推計方法を一部変更している。
 注2：1997年度以降の排出量は注1において排出量を算出した際と同じ前提条件を用いて算出している。
 資料：環境省「産業廃棄物排出・処理状況調査報告書」

図3-11(1) 容器包装リサイクル法に基づく分別収集・再商品化の実績

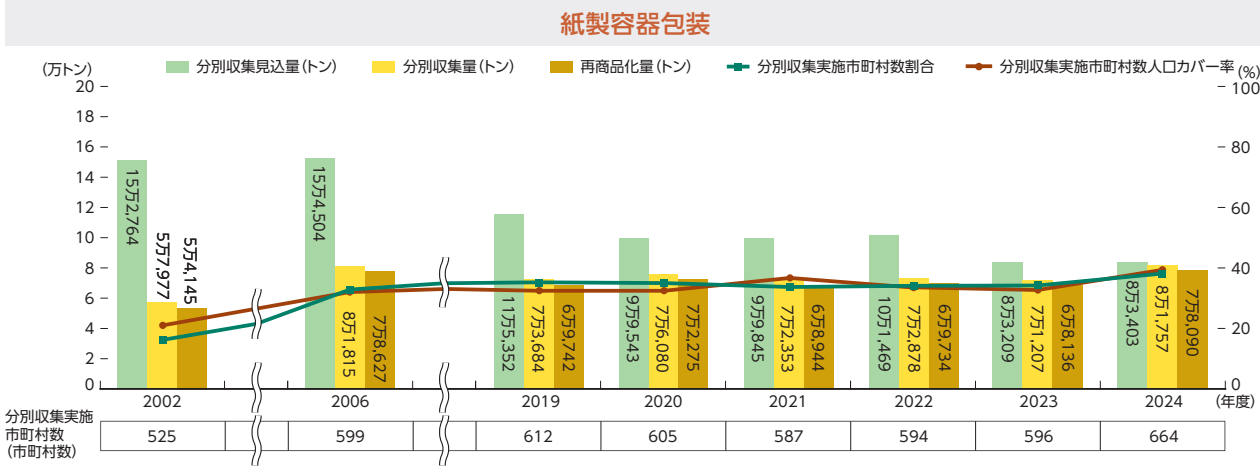
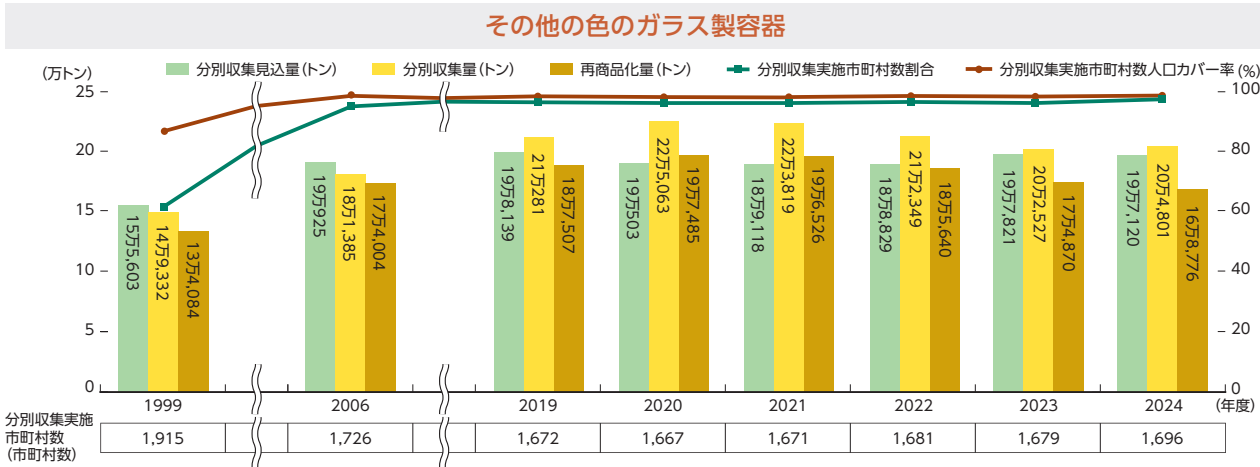
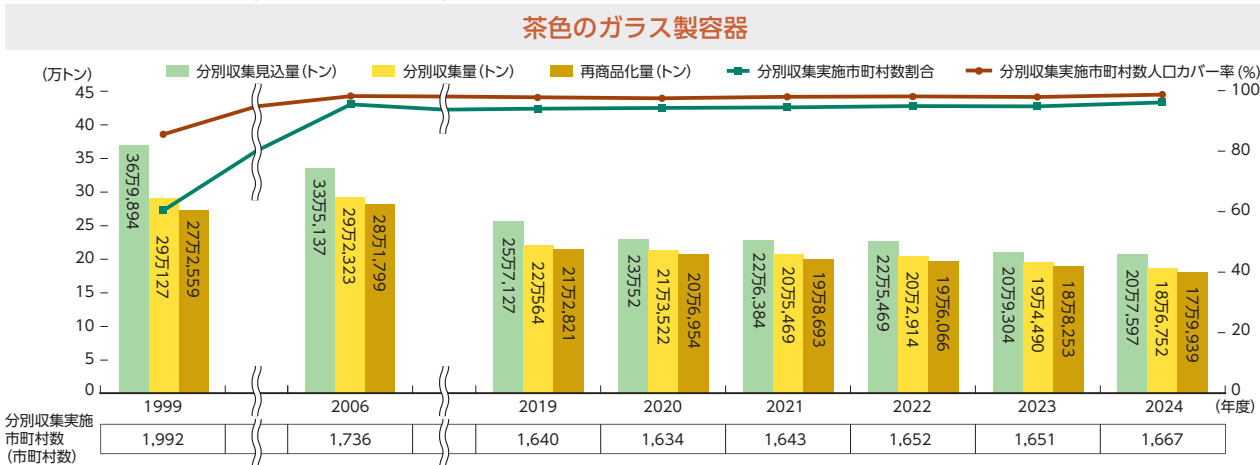
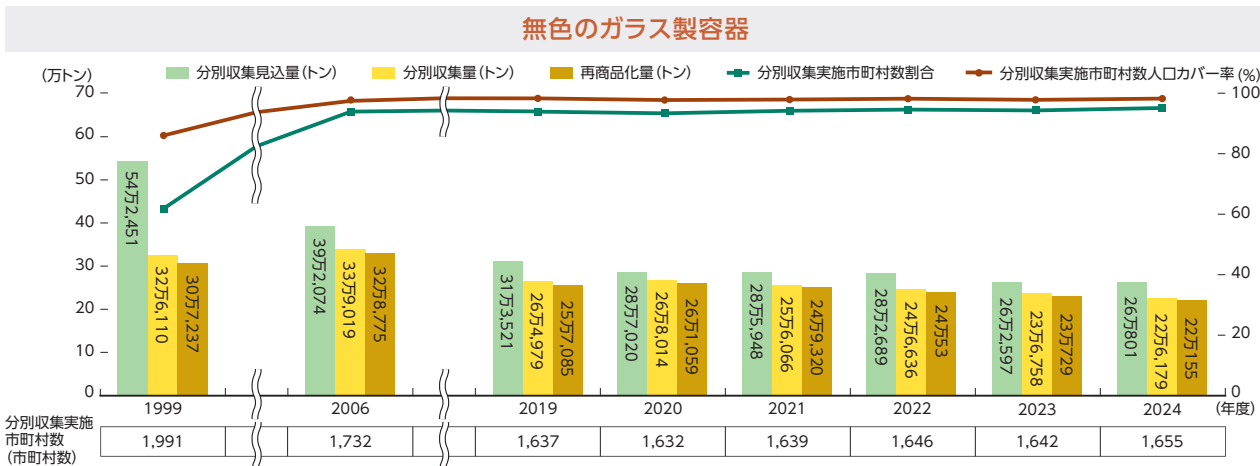


図3-11(2) 容器包装リサイクル法に基づく分別収集・再商品化の実績

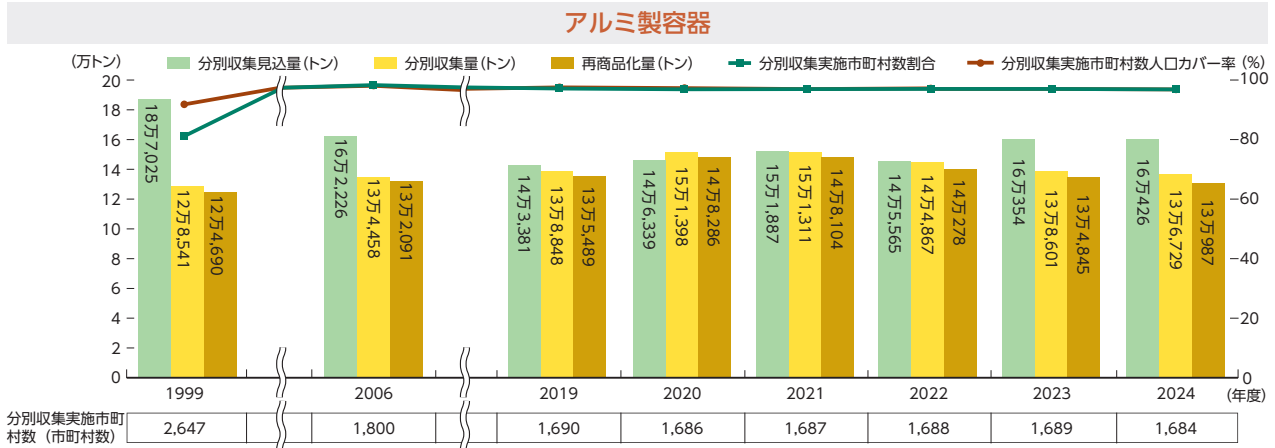
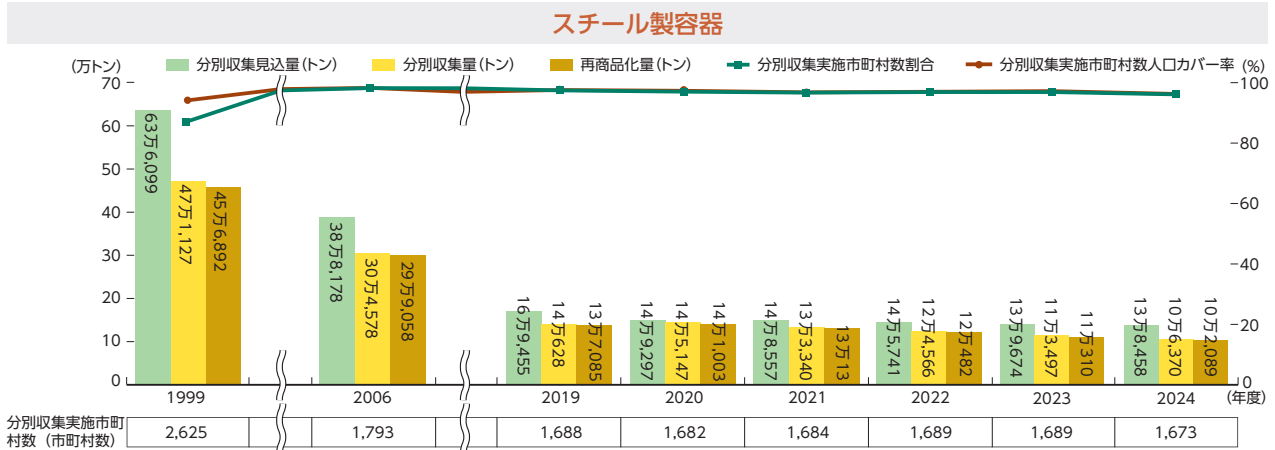
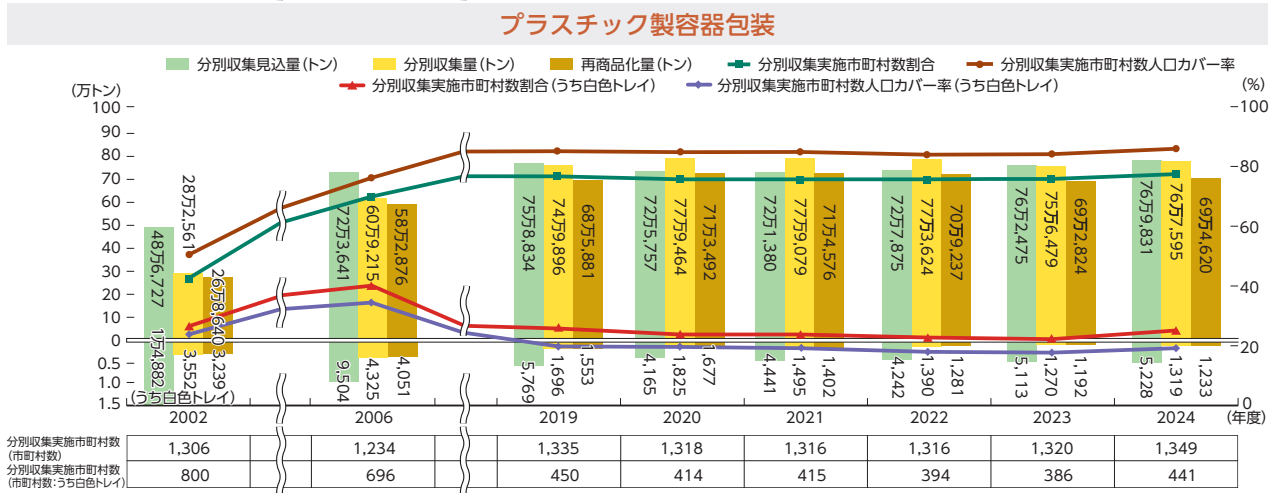
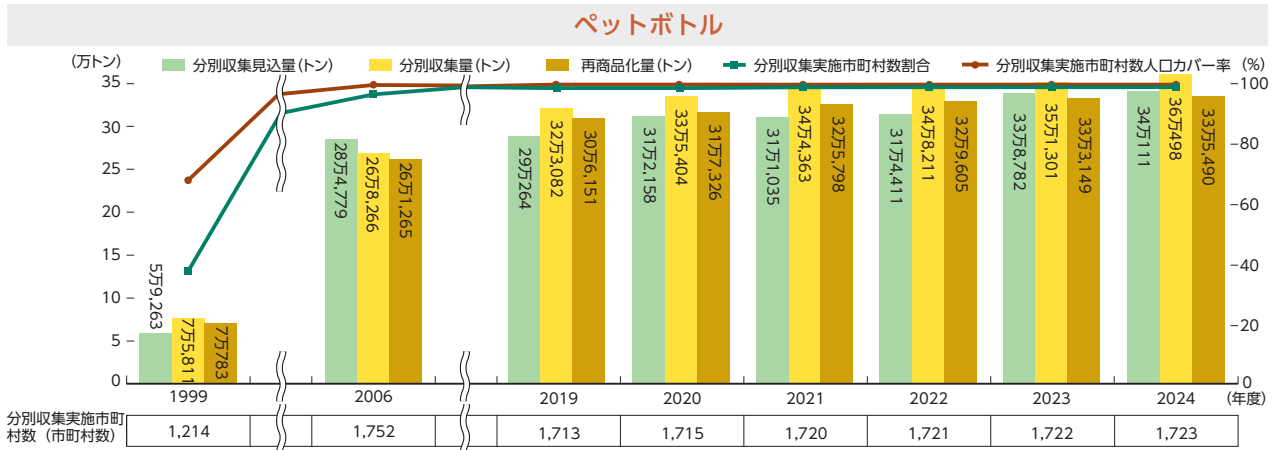
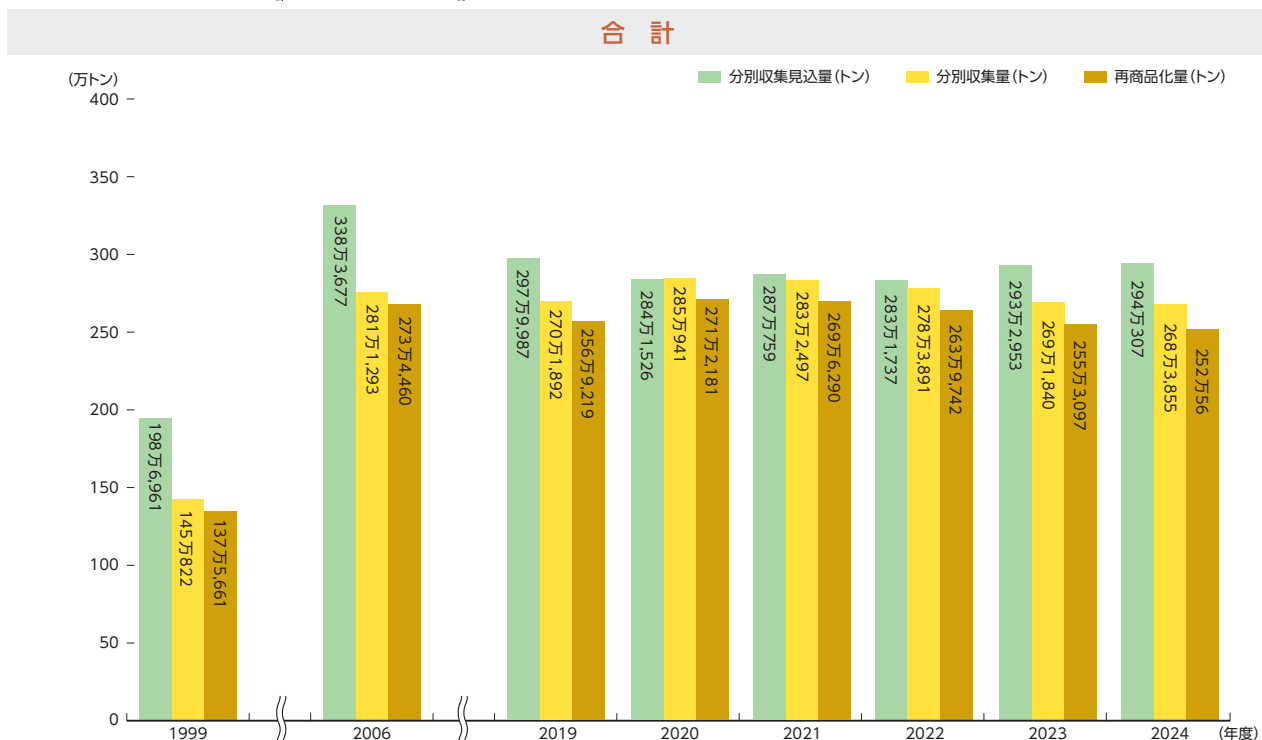
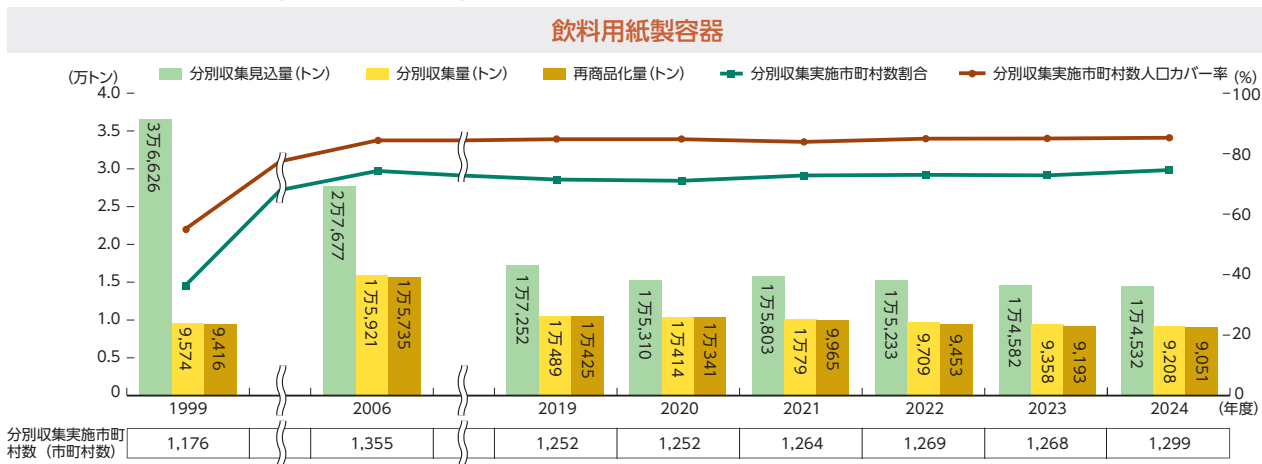
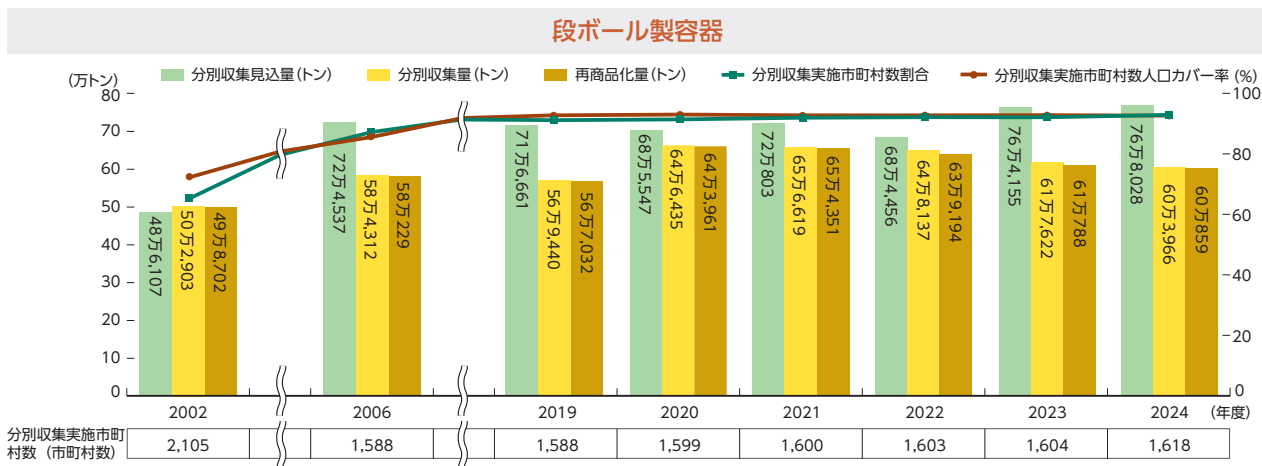


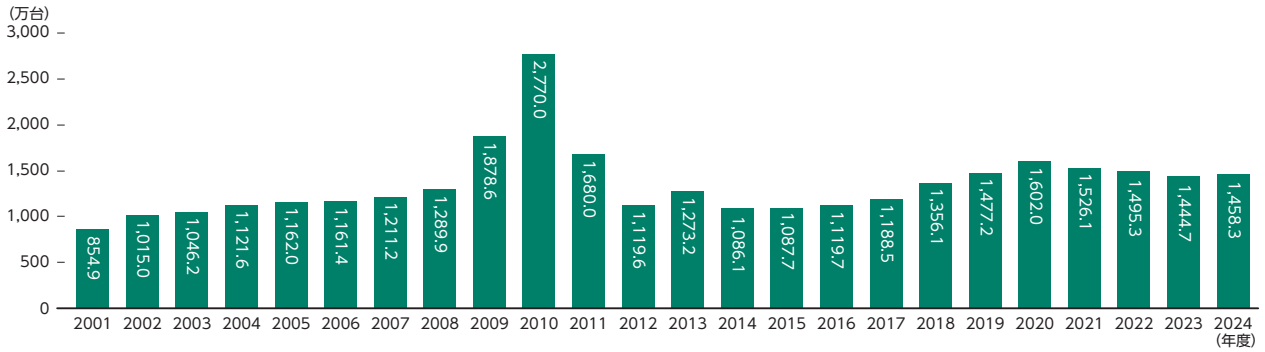
図3-11(3) 容器包装リサイクル法に基づく分別収集・再商品化の実績



注1：四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。
 注2：「プラスチック製容器包装」とは白色トレイを含むプラスチック製容器包装全体を示す。
 注3：「うち白色トレイ」とは、他のプラスチック製容器包装とは別に分別収集された白色トレイの数値。
 注4：2023年3月末時点での全国の総人口は1億2,493万人。
 注5：2023年3月末時点での市町村数は1,741（東京23区を含む）。
 注6：「年度別年間分別収集見込量」、「年度別年間分別収集量」及び「年度別年間再商品化量」には市町村独自処理量が含まれる。

資料：環境省

図3-12 全国の指定引取場所における廃家電4品目の引取台数



注：家電の品目追加経緯。

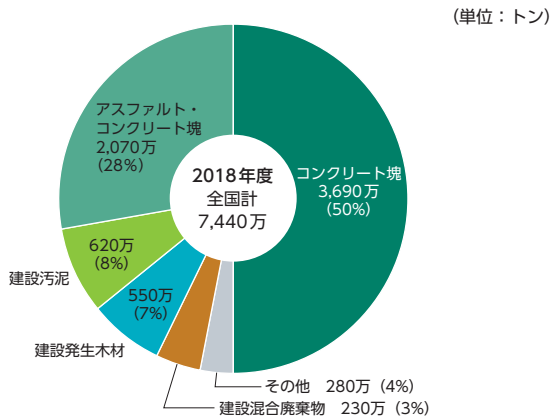
2004年4月1日 電気冷凍庫を追加。

2009年4月1日 液晶式及びプラズマ式テレビジョン受信機、衣類乾燥機を追加。

2024年4月1日 有機EL式テレビジョン受信機を追加。

資料：環境省、経済産業省

図3-13 建設廃棄物の種類別排出量



資料：国土交通省

表3-14 食品廃棄物等の発生及び処理状況 (2023年度)

(単位：万トン)

	発生量 (食品ロス量)	再生利用等量				焼却・埋立等量
		飼料化	肥料化	その他	計	
事業系廃棄物及び有価物	1,426 (231)	786	153	139	1,078	198
家庭系廃棄物	678 (233)	—	—	—	54	625
合計	2,104	—	—	—	1,132	823

注1：食品廃棄物等の発生量については、一般廃棄物の排出及び処理状況等（2023年度実績）、食品廃棄物等の発生抑制及び再生利用の促進の取組に係る実態調査（2023年度実績）、産業廃棄物の排出及び処理状況等（2023年度実績）、食品リサイクル法に基づく定期報告（2023年度実績）、食品循環資源の再生利用等実態調査（2022年度）より2025年度に推計。

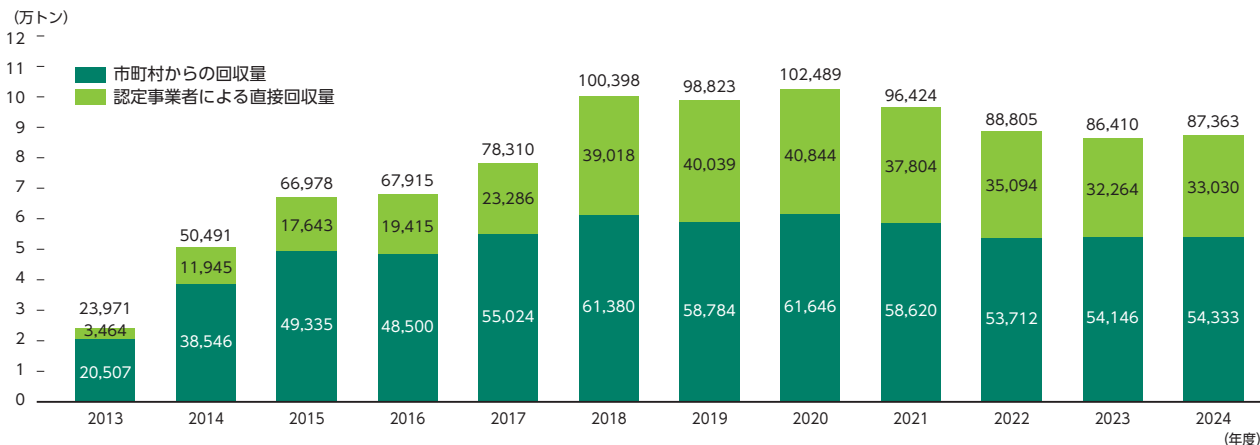
2：家庭系一般廃棄物の再生利用量については、同様に環境省推計。

3：事業系廃棄物及び有価物の処分量については、上記注1の定期報告及び実態調査より推計。なお、事業系廃棄物及び有価物の再生利用等量（その他）は、きのこ菌床化、炭化、油脂化、エタノール化、メタン化及び熱回収の量を含む数値。

4：発生量は脱水、乾燥、発酵、炭化により減量された量を含む数値。

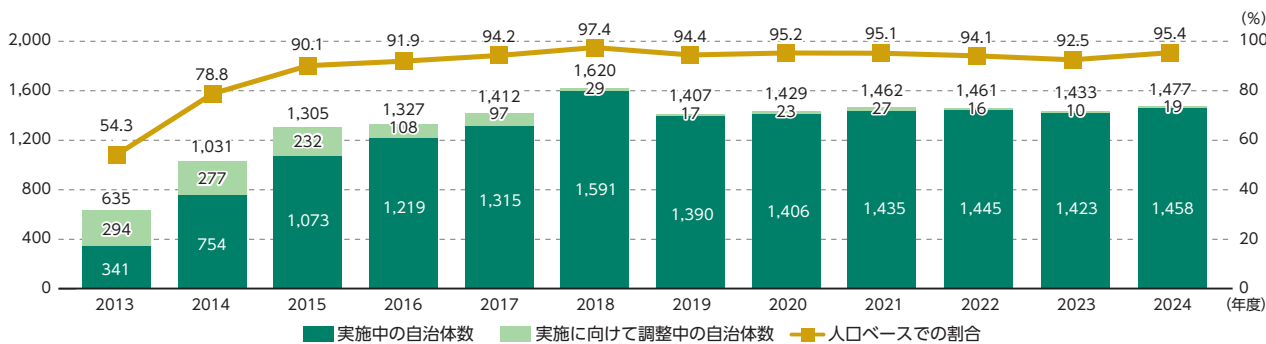
資料：農林水産省、環境省

図3-15 小型家電の回収状況



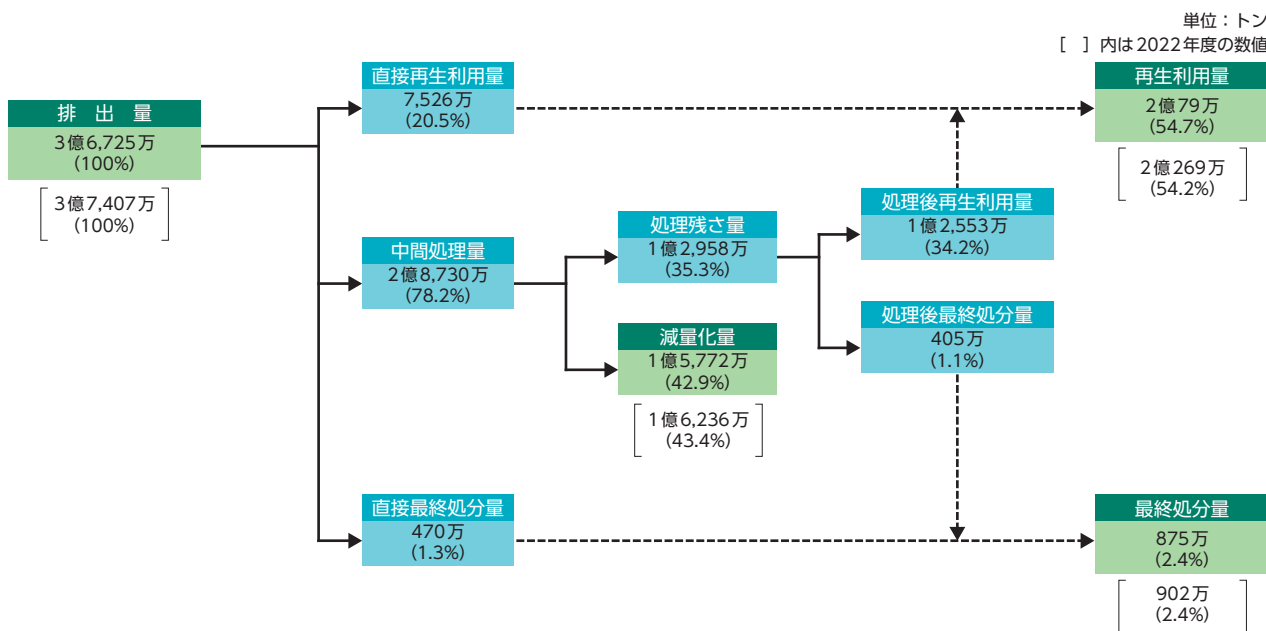
資料：環境省

図3-16 小型家電リサイクル制度への参加自治体



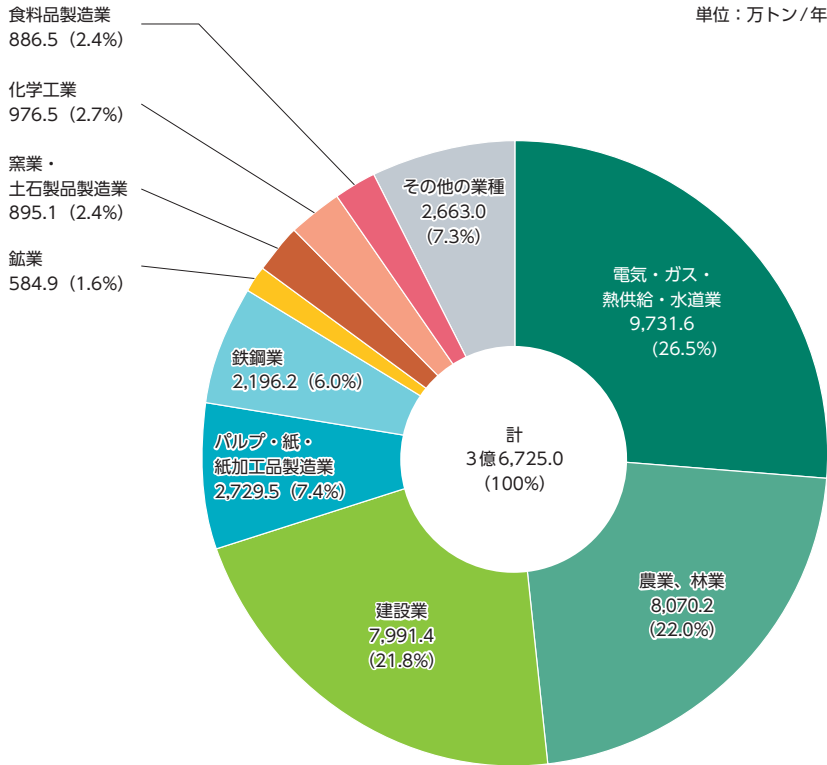
資料：環境省

図3-17 産業廃棄物の処理の流れ (2023年度)



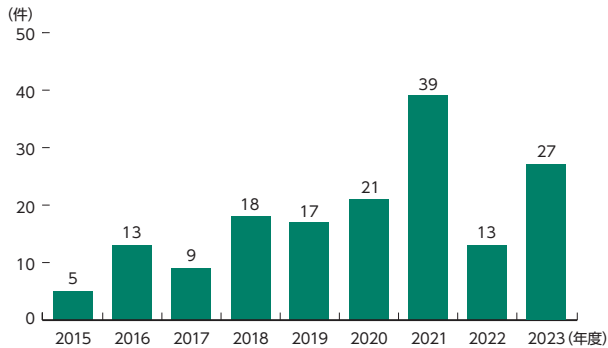
資料：環境省「産業廃棄物排出・処理状況調査報告書」

図3-18 産業廃棄物の業種別排出量（2023年度）



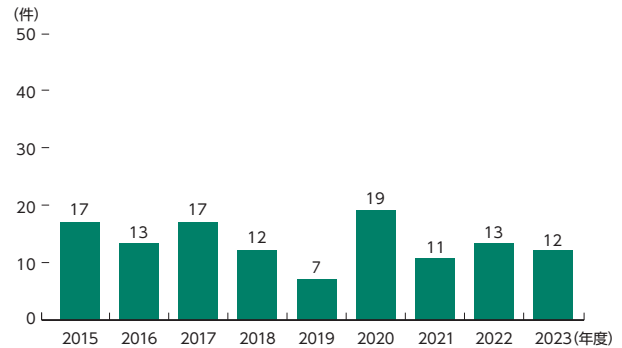
資料：環境省「産業廃棄物排出・処理状況調査報告書」

図3-19 焼却施設の新規許可件数の推移（産業廃棄物）



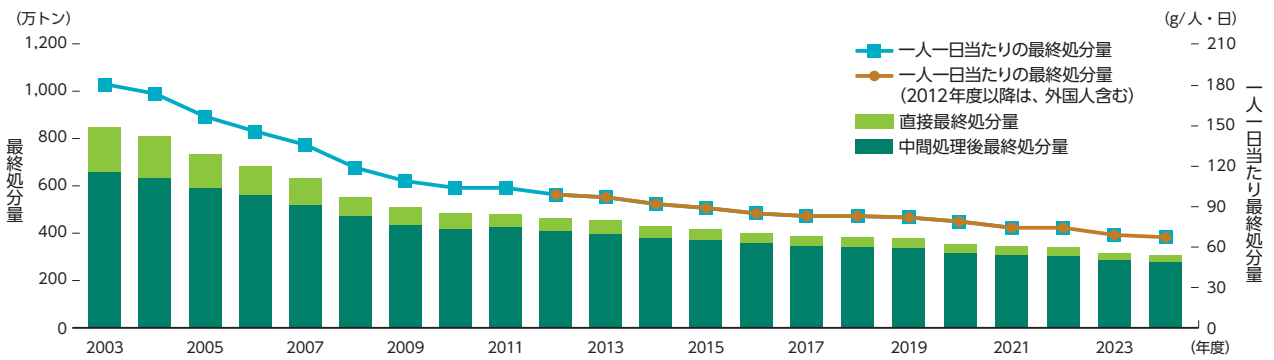
資料：環境省「産業廃棄物行政組織等調査報告書」より作成

図3-20 最終処分場の新規許可件数の推移（産業廃棄物）



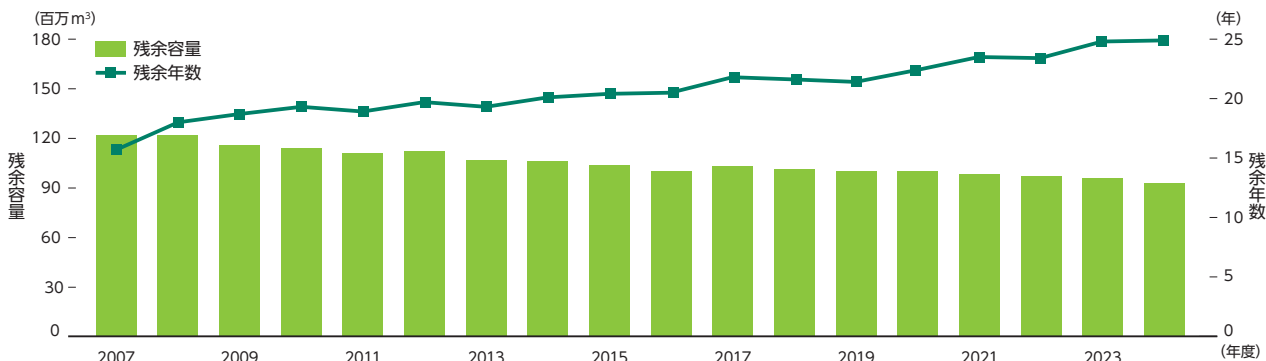
資料：環境省「産業廃棄物行政組織等調査報告書」より作成

図3-21 最終処分量と一人一日当たり最終処分量の推移



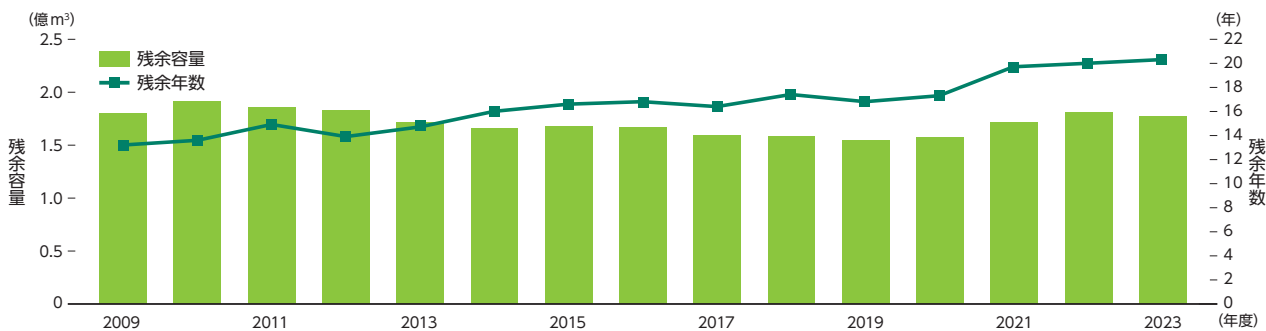
資料：環境省

図3-22 最終処分場の残余容量及び残余年数の推移（一般廃棄物）



資料：環境省

図3-23 最終処分場の残余容量及び残余年数の推移（産業廃棄物）



資料：環境省「産業廃棄物行政組織等調査報告書」より作成

表3-24 ごみ焼却施設における余熱利用の状況

余熱利用の状況			2023年 施設数	2024年 施設数
余熱利用あり	温水利用	場内温水	572	553
		場外温水	190	191
	蒸気利用	場内蒸気	231	224
		場外蒸気	90	87
	発電	場内発電	410	415
		場外発電	272	275
その他		43	42	
合計			724	710
余熱利用無し			280	281

注：市町村・事務組合が設置した施設（着工済みの施設・休止施設を含む）で廃止施設を除く。

資料：環境省

表3-25 ごみ焼却発電施設数と発電能力

	2023年度	2024年度
発電施設数	411	415
総発電能力 (MW)	2,230	2,289
発電効率 (平均) (%)	14.16	14.62
総発電電力量 (GWh)	10,254	10,448

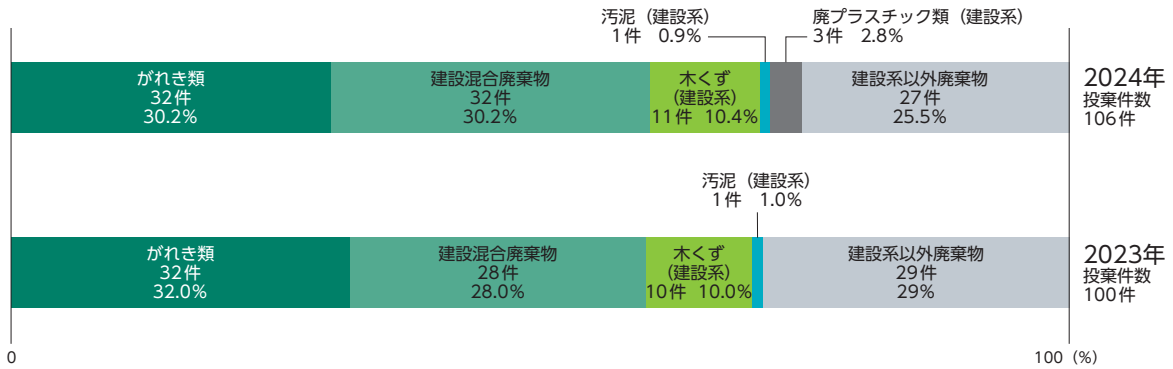
注1：市町村・事務組合が設置した施設（着工済みの施設・休止施設を含む）で廃止施設を除く。

注2：発電効率とは以下の式で示される。

$$\text{発電効率} [\%] = \frac{3,600 [\text{kJ/kWh}] \times \text{総発電電量} [\text{kWh/年}]}{1,000 [\text{kg/トン}] \times \text{ごみ焼却量} [\text{トン/年}] \times \text{ごみ発熱量} [\text{kJ/kg}]} \times 100$$

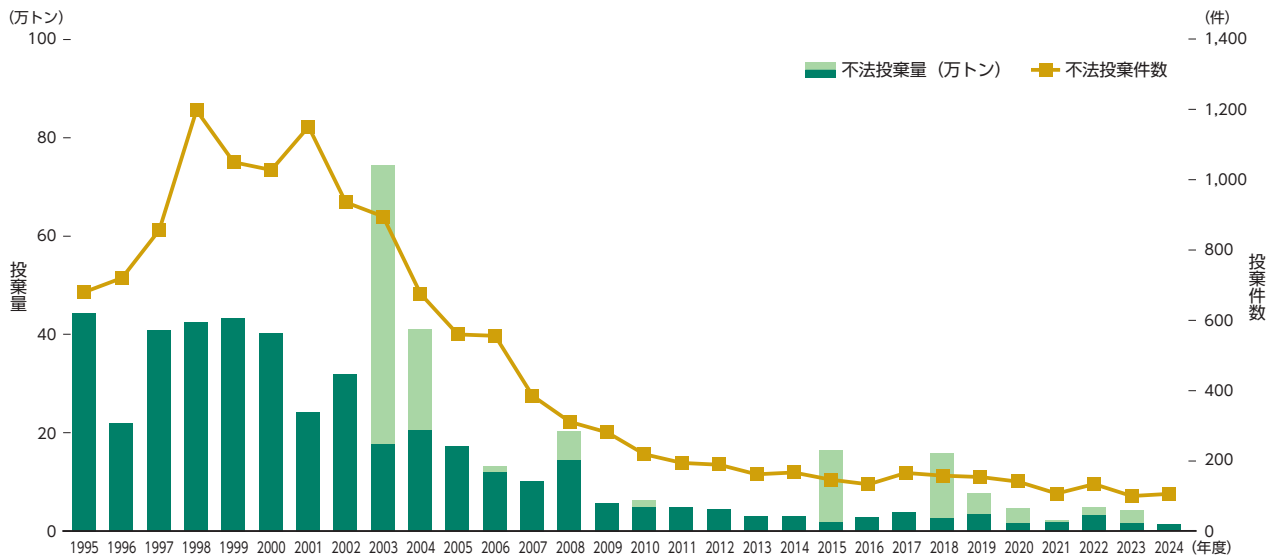
資料：環境省

図3-26 不法投棄された産業廃棄物の種類（2024年度）



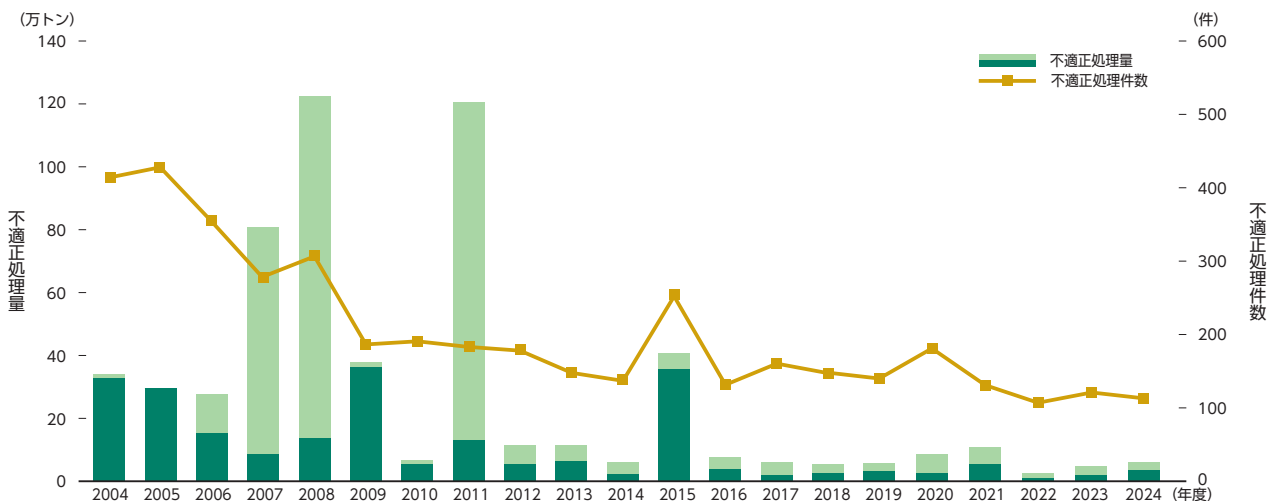
注：参考として2023年度の実績も掲載している。
資料：環境省

図3-27 産業廃棄物の不法投棄件数及び投棄量の推移（新規判明事案）



注1：都道府県及び政令市が把握した産業廃棄物の不法投棄事案のうち、1件あたりの投棄量が10トン以上の事案（ただし、特別管理産業廃棄物を含む事案は全事案）を集計対象とした。
 2：上記棒グラフ薄緑色部分については、次のとおり。
 2003年度：大規模事案として報告された岐阜市事案（56.7万トン）
 2004年度：大規模事案として報告された沼津市事案（20.4万トン）
 2006年度：1998年度に判明していた千葉市事案（1.1万トン）
 2008年度：2006年度に判明していた桑名市多度町事案（5.8万トン）
 2010年度：2009年度に判明していた滋賀県日野町事案（1.4万トン）
 2015年度：大規模事案として報告された滋賀県甲賀市事案、山口県宇部市事案及び岩手県久慈市事案（14.7万トン）
 2018年度：大規模事案として報告された奈良県天理市事案、2016年度に判明していた横須賀市事案、2017年度に判明していた千葉県芝山町事案（2件）（13.1万トン）
 2019年度：2014年度に判明していた山口県山口市事案、2016年度に判明していた倉敷市事案（4.2万トン）
 2020年度：大規模事案として報告された青森県五所川原市事案、栃木県鹿沼市事案、京都府八幡市事案、水戸市事案（3.2万トン）
 2021年度：大規模事案として報告された兵庫県加古川市事案（0.5万トン）
 2022年度：大規模事案として報告された静岡県掛川市事案、兵庫県加西市事案、兵庫県上郡町事案（1.7万トン）
 2023年度：大規模事案として報告された兵庫県上郡町事案、和歌山県橋本市事案（2.6万トン）
 3：硫酸ピッチ事案及びフェロシルト事案は本調査の対象から除外している。
 なお、フェロシルトは埋立用資材として、2001年8月から約72万tが販売・使用されたが、その後、製造・販売業者が有害な廃液を混入させていたことがわかり、不法投棄事案であったことが判明した。既に、不法投棄が確認された1府3県の45か所において、撤去・最終処分が完了している。
 ※量については、四捨五入で計算していることから合計値が合わない場合がある。
 資料：環境省

図3-28 産業廃棄物の不適正処理件数及び不適正処理量の推移（新規判明事案）



注1：都道府県及び政令市が把握した産業廃棄物の不適正処理事案のうち、1件あたりの不適正処理量が10 t以上の事案（ただし、特別管理産業廃棄物を含む事案は全事案）を集計対象とした。

2：上記棒グラフ薄緑色部分は、報告された年度前から不適正処理が行われていた事案（2011年度以降は、開始年度が不明な事案も含む）。

3：大規模事案については、次のとおり。
 2007年度：滋賀県栗東市事案71.4万トン
 2008年度：奈良県宇陀市事案85.7万トン等
 2009年度：福島県川俣町事案23.4万トン等
 2011年度：愛知県豊田市事案30.0万トン、愛媛県松山市事案36.3万トン、沖縄県沖縄市事案38.3万トン等
 2015年度：群馬県渋川市事案29.4万トン等

4：硫酸ピッチ事案及びフェロシルト事案は本調査の対象から除外している。
 なお、フェロシルトは埋立用資材として、2001年8月から約72万トンが販売・使用されたが、その後、製造・販売業者が有害な廃液を混入させていたことがわかり、不法投棄事案であったことが判明した。既に、不法投棄が確認された1府3県の45か所において、撤去・最終処分が完了している。

※量については、四捨五入で計算していることから合計値が合わない場合がある。

資料：環境省

表3-29 パーゼル法に基づく輸出入の状況（2024年）

	重量 (トン)	相手国・地域	品目	輸出入の目的
輸出	331,834 (257,202)	台湾 ベルギー王国 マレーシア フィリピン共和国等	プラスチック	プラスチックの再生又は回収
			銅くず	金属回収等
			亜鉛くず	
			石灰灰等	
輸入	2,716 (1,898)	台湾 インドネシア共和国 タイ王国等	金属含有スラッジ	金属回収等
			電子部品スクラップ等	

注：()内は、2023年の数値を示す。
 資料：環境省、経済産業省

表3-30 3R全般に関する意識の変化^{*1}

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
ごみ問題への関心							
ごみ問題に（非常に・ある程度）関心がある	69.0%	64.1%	74.3%	65.0%	62.7%	61.9%	62.3%
3Rの認知度							
3Rという言葉（優先順位まで・言葉の意味まで）知っている	38.1%	36.9%	37.7%	33.6%	31.1%	34.7%	35.1%
サーキュラーエコノミー（循環経済）の認知度							
サーキュラーエコノミー（循環経済）という言葉を知っていた、言葉を聞いたことがあった	—	22.0%	18.8%	20.2%	19.8%	22.0%	18.4%
廃棄物の減量化や循環利用に対する意識 ^{*2}							
ごみを少なくする配慮やリサイクルを（いつも・多少）心掛けている	66.0%	63.6%	71.3%	65.2%	63.7%	61.2%	60.7%
ごみの問題は深刻だと思いつつも、多くのものを買って、多くのものを捨てている	11.7%	8.2%	7.7%	8.2%	8.6%	10.0%	10.5%
グリーン購入に対する意識							
環境に優しい製品の購入を（いつも・できるだけ・たまに）心掛けている	77.5%	72.8%	74.7%	70.4%	73.5%	71.4%	69.7%
環境に優しい製品の購入を全く心掛けていない	16.4%	19.9%	22.3%	21.4%	18.0%	19.9%	18.9%

注1：年度により質問意図は同じでも設問文が異なることがある

注2：2024年度および2025年度調査は、それまでのリサイクルについてだけでなく、リユース・リサイクルに関する意識を聞いているため、2023年度以前と直接比較はできない

資料：環境省

表3-31 3Rに関する主要な具体的行動例の変化^{*1※2}

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
発生抑制（リデュース） ^{*3}							
レジ袋をもらわないようにしたり（買い物袋を持参する）、簡易包装を店に求めている	64.5%	72.7%	83.3%	73.8%	67.6%	80.1%	68.1%
詰め替え製品をよく使う	67.0%	66.0%	79.1%	65.5%	61.7%	71.6%	63.5%
使い捨て製品を買わない	16.4%	15.8%	15.7%	16.9%	15.5%	19.3%	14.7%
無駄な製品をできるだけ買わないよう、レンタル・リースの製品を使うようにしている	13.8%	11.1%	9.6%	10.5%	11.7%	22.2%	12.9%
簡易包装に取り組んでいたり、使い捨て食器類（割り箸等）を使用していない店を選ぶ	9.5%	7.8%	7.4%	10.0%	8.7%	14.1%	8.0%
買い過ぎ、作り過ぎをせず、生ごみを少なくするなどの料理法（エコクッキング）の実践や消費期限切れ等の食品を出さないなど、食品を捨てないようにしている	32.3%	31.6%	44.8%	32.1%	30.1%	40.5%	33.9%
マイ箸、マイボトルなどの繰り返し利用可能な食器類を携行している	22.6%	22.3%	25.0%	24.9%	24.0%	30.8%	26.5%
ペットボトル等の使い捨て型飲料容器や、使い捨て食器類を使わないようにしている	14.6%	14.2%	16.5%	16.1%	17.6%	21.3%	15.2%
再使用（リユース）							
不用品をインターネットオークション、フリマアプリなどインターネットを介して売っている	16.3%	17.9%	18.0%	15.9%	14.7%	20.7%	17.7%
不用品を捨てるのではなく、中古品を扱う店やバザーやフリーマーケットなどを活用して手放している	20.0%	20.2%	24.8%	17.5%	17.1%	25.9%	20.7%
ビールや牛乳の瓶など再使用可能な容器を使った製品を買う	9.2%	9.1%	8.2%	8.2%	7.3%	11.5%	6.8%
再生利用（リサイクル）							
家庭で出たごみはきちんと種類ごとに分別して、定められた場所に出している	81.3%	79.2%	88.7%	78.7%	73.6%	88.4%	77.4%
リサイクルしやすいように、資源ごみとして回収される瓶等は洗っている	64.8%	62.4%	76.1%	61.1%	57.7%	71.6%	58.7%
トレイや牛乳パック等の店頭回収に協力している	37.1%	37.9%	43.4%	35.3%	29.7%	44.8%	34.1%
携帯電話等の小型電子機器の店頭回収に協力している	18.9%	20.9%	23.2%	17.0%	15.8%	23.5%	20.6%
再生原料で作られたリサイクル製品を積極的に購入している	9.7%	10.2%	13.8%	8.5%	9.3%	11.5%	7.3%

注1：年度により質問意図は同じでも設問文が異なることがある

注2：2024年度は、「ごみを少なくする配慮やリサイクルを（いつも・多少）心掛けている」と回答した人のみを対象としているため、2023年度以前との比較はできない

注3：2024年度および2025年度は、「無駄な製品をできるだけ買わないよう、リユース・レンタル・リース・シェアリング等の製品を使うようにしている」と「リユース」「シェアリング等」を追加した結果

資料：環境省

図 3-32 Re-Style のロゴマーク



限りある資源を未来につなぐ。
今、僕らにできること。



資料：環境省

表 3-33 特別管理廃棄物

区分	主な分類	概要	
特別管理一般廃棄物	PCB使用部品	廃エアコン・廃テレビ・廃電子レンジに含まれるPCBを使用する部品	
	廃水銀	水銀使用製品が一般廃棄物となったものから回収したもの	
	ばいじん	ごみ処理施設のうち、集じん施設によって集められたもの	
	ばいじん、燃え殻、汚泥	ダイオキシン特措法の特定施設である廃棄物焼却炉から生じたものでダイオキシン類を含むもの	
	感染性一般廃棄物	医療機関等から排出される一般廃棄物で、感染性病原体が含まれ若しくは付着しているおそれのあるもの	
特別管理産業廃棄物	廃油	揮発油類、灯油類、軽油類（難燃性のタールピッチ類等を除く）	
	廃酸	著しい腐食性を有するpH2.0以下の廃酸	
	廃アルカリ	著しい腐食性を有するpH12.5以上の廃アルカリ	
	感染性産業廃棄物	医療機関等から排出される産業廃棄物で、感染性病原体が含まれ若しくは付着しているおそれのあるもの	
	特定有害産業廃棄物	廃PCB等	廃PCB及びPCBを含む廃油
		PCB汚染物	PCBが染みこんだ汚泥、PCBが塗布され若しくは染みこんだ紙くず、PCBが染みこんだ木くず若しくは繊維くず、PCBが付着・封入されたプラスチック類若しくは金属くず、PCBが付着した陶磁器くず若しくはがれき類
		PCB処理物	廃PCB等又はPCB汚染物を処分するために処理したものでPCBを含むもの
		廃水銀等	水銀使用製品の製造の用に供する施設等において生じた廃水銀又は廃水銀化合物、水銀若しくはその化合物が含まれている産業廃棄物又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀
		指定下水汚泥	下水道法施行令第13条の4の規定により指定された汚泥
		鉱さい	重金属等を一定濃度以上含むもの
		廃石綿等	石綿建材除去事業に係るもの又は大気汚染防止法の特定粉塵発生施設が設置されている事業場から生じたもので飛散するおそれのあるもの
		燃え殻	重金属等、ダイオキシン類を一定濃度以上含むもの
		ばいじん	重金属等、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を一定濃度以上含むもの
		廃油	有機塩素化合物等、1,4-ジオキサンを含むもの
		汚泥、廃酸、廃アルカリ	重金属等、PCB、有機塩素化合物、農薬等、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を一定濃度以上含むもの

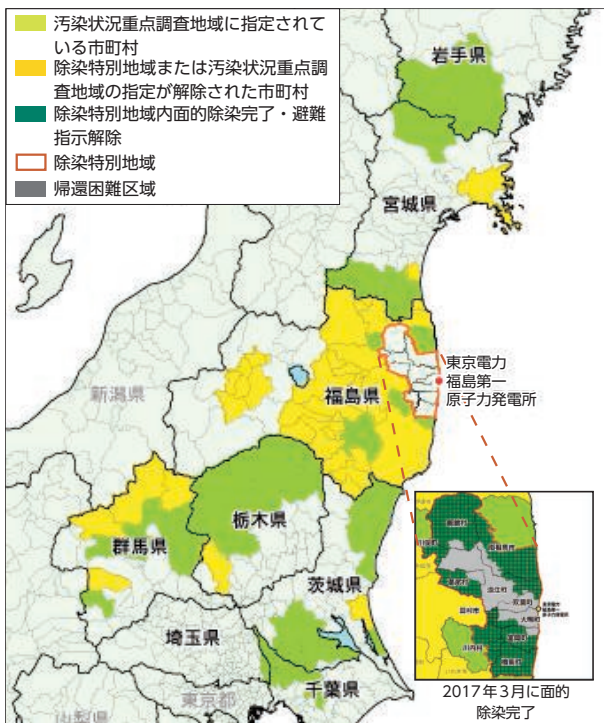
資料：「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」より環境省作成

図3-34 事故由来放射性物質により汚染された土壌等の除染等の措置及び汚染廃棄物の処理等のこれまでの歩み



資料：環境省

図3-35 除染特別地域及び汚染状況重点調査地域における除染の進捗状況 (2026年3月末時点)

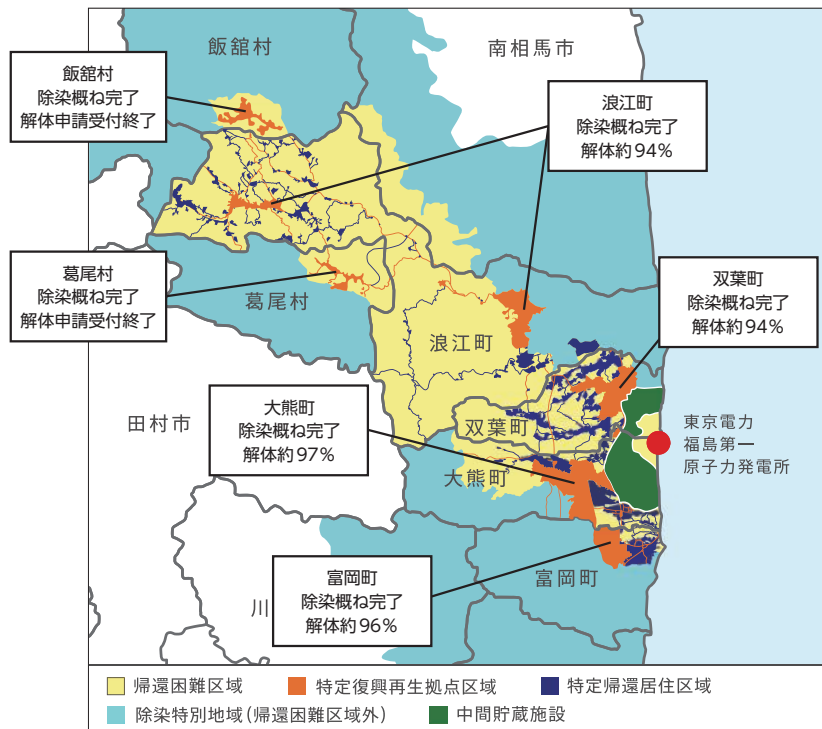


	面的除染完了市町村	
	除染特別地域 (11)	汚染状況重点調査地域 (93)
福島県内	43*	36
福島県外 (7県)	—	57
合計	100	100
	2017年3月に完了	2018年3月に完了

※南相馬市、田村市、川俣町、川内村は、域内に除染特別地域と汚染状況重点調査地域双方が指定された

資料：環境省

図3-36 特定復興再生拠点区域の概要 (2026年2月末時点)



※南相馬市及び葛尾村の特定帰還居住区域については、個人宅の特定につながるため非公表。

資料：環境省

図3-37 特定復興再生拠点区域の除染等の取組

町村名	認定日	区域面積	着工日	避難指示解除年月
双葉町	2017年9月15日	約555ha	2017年12月25日	2022年8月30日
大熊町	2017年11月10日	約860ha	2018年3月9日	2022年6月30日
浪江町	2017年12月22日	約661ha	2018年5月30日	2023年3月31日
富岡町	2018年3月9日	約390ha	2018年7月6日	2023年11月30日
飯館村	2018年4月20日	約186ha	2018年9月28日	2023年5月1日
葛尾村	2018年5月11日	約95ha	2018年11月20日	2022年6月12日

●農地除染
(大熊町)



除染前



除染中



除染後

●施設の除染
(浪江町、陶芸の杜おぼり)



除染後

●学校の除染
(双葉町、双葉南小学校)



除染前



除染中



除染後

●道路の除染
(富岡町、夜の森地区)



除染後

資料：環境省

表3-38 福島県内の除去土壌等の仮置場の箇所数

	仮置場等の総数 (箇所)	うち保管中の仮置場等の数 (箇所)	うち搬出が完了した仮置場等の数 (箇所)	うち原状回復が完了した仮置場等の数 (箇所)
除染特別地域	331	10	321 (97.0%)	269 (81.3%)
汚染状況重点調査地域	1,041	0	1,041 (100.0%)	1,033 (99.2%)
合計	1,372	10	1,362 (99.3%)	1,303 (94.9%)

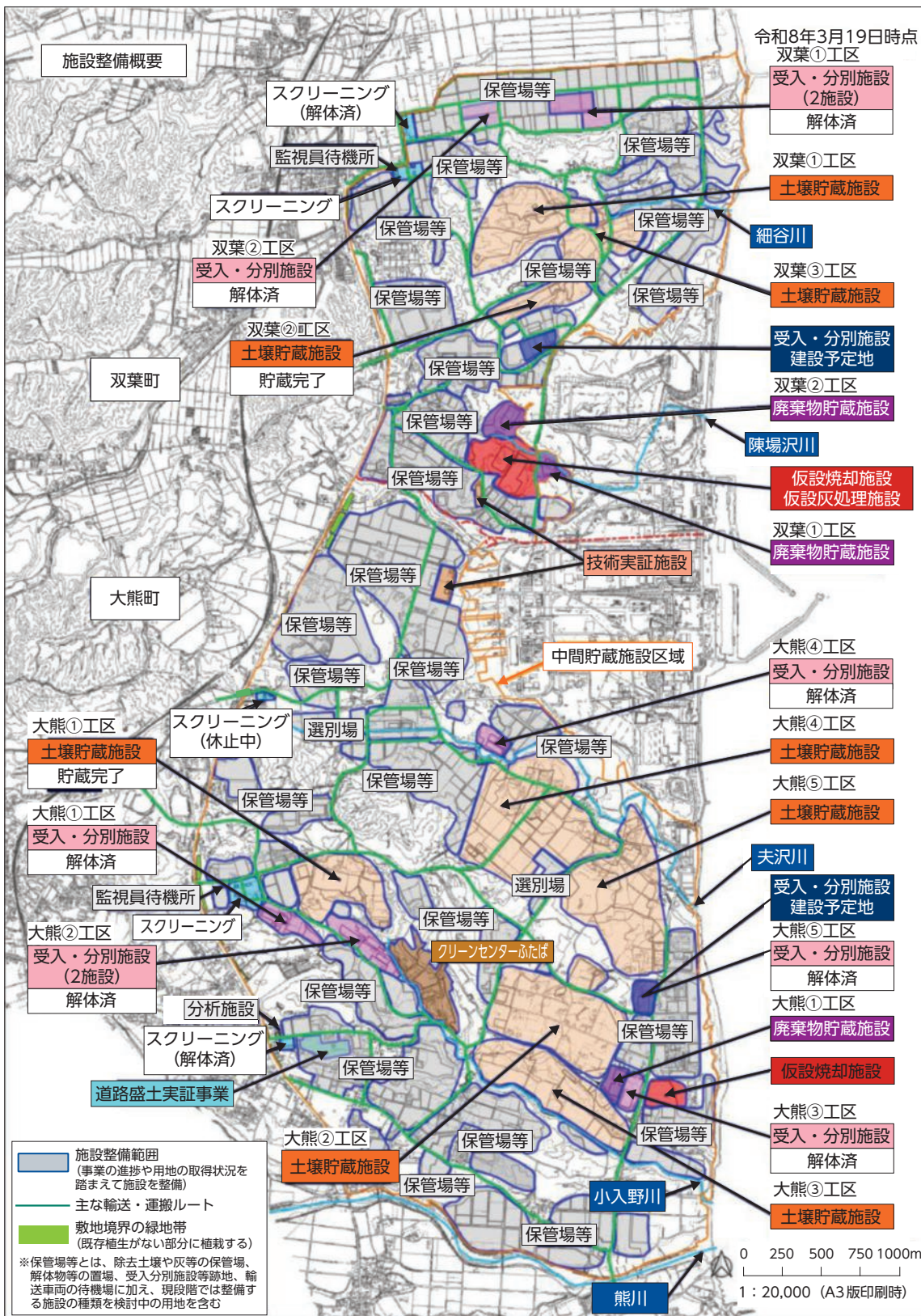
注1：数値は2026年2月末時点。

注2：仮置場等は、仮置場のほか、一時保管所、仮仮置場等を含む。

注3：搬出完了及び原状回復完了の欄に記載の(%)は、仮置場等の総数に対する割合を示す。

資料：環境省

図 3-39 当面の施設整備イメージ



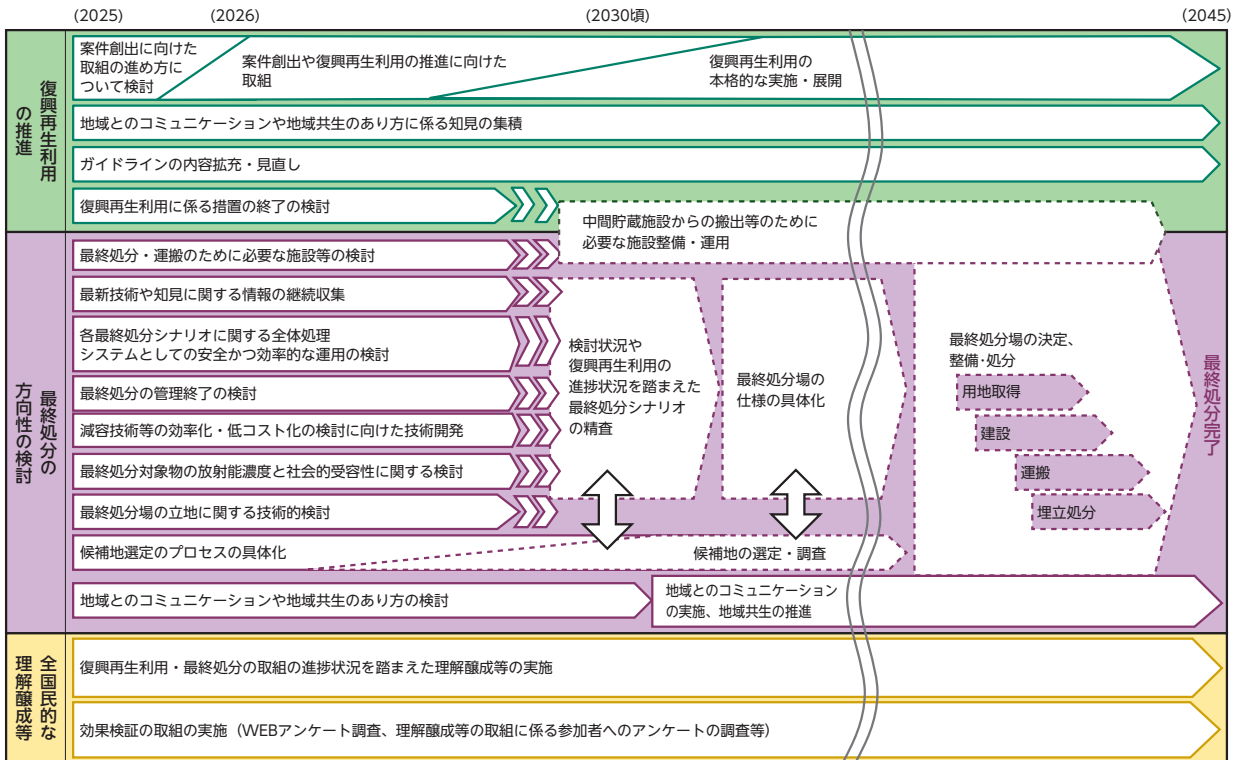
注 1：現時点での各施設の整備の想定範囲を示したものであり、図中に示した範囲の中で、地形や用地の取得状況を踏まえ、一定のまとまりのある範囲で整備していくこととしている。また、用地の取得状況や施設の整備状況に応じて変更の可能性がある。

2：土壌貯蔵施設の容量について、既に発注済の双葉①～③工区、大熊①～⑤工区の工事範囲においては、実際に整備することとなる地形や貯蔵高さ、用地確保の状況によって変動するが、輸送量ベースで1,300万～1,450万m³程度が可能と見込んでいる。

3：保管場等とは、除去土壌や灰等の保管場、解体物等の置場、受入分別施設等跡地、輸送車両の待機場等に加え、現段階では整備する施設の種類の検討中の用地を含む。

資料：環境省

図3-40 福島県内除去土壌等の県外最終処分に向けた2025年以降の進め方



※点線は最終処分のシナリオにより工程や期間が変わり得るものを示す。
 ※飯館村長泥地区での事業等については継続してモニタリング等を行うとともに、御地元の協力をいただきつつ、理解醸成の場として活用。
 ※理解醸成のための事業の実施も検討。
 ※中間貯蔵施設の跡地利用等についても検討
 ※上記の取組の進捗状況については、IAEAによるフォローアップを受けるとともに、国際的な情報発信も行う。
 (「県外最終処分に向けたこれまでの取組の成果と2025年度以降の進め方」より「別添」抜粋)

図3-41 官邸での復興再生利用

- 施工日：7月19日、20日
- 施工面積：7m×7m
- 復興再生土：2m×2m×60cm 約2m³
- 復興再生土の飛散流出防止措置：覆土20cm
- 復興再生利用の実施箇所であることを表示
- 施工前(2025/7/18)の放射線量：0.07～0.10μSv/時
- 施工後(2025/7/20)の放射線量：0.12μSv/時
 →人体への影響を無視できるレベル

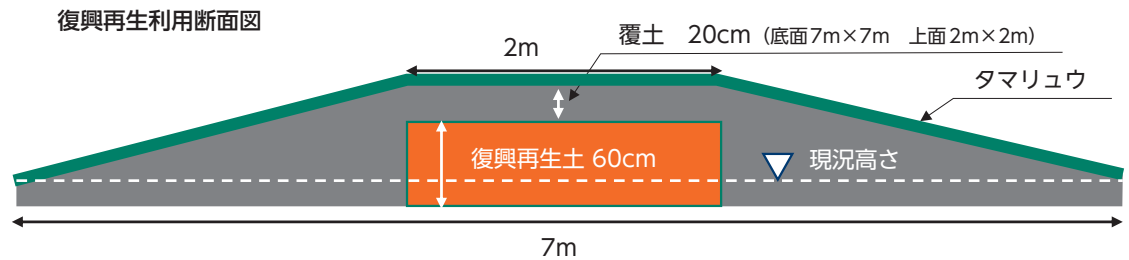
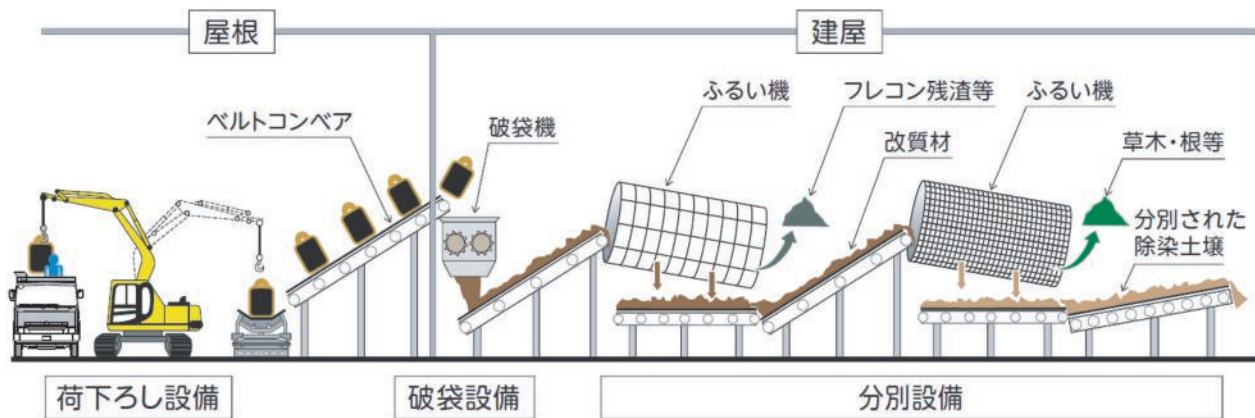


図 3-42 霞が関での復興再生利用

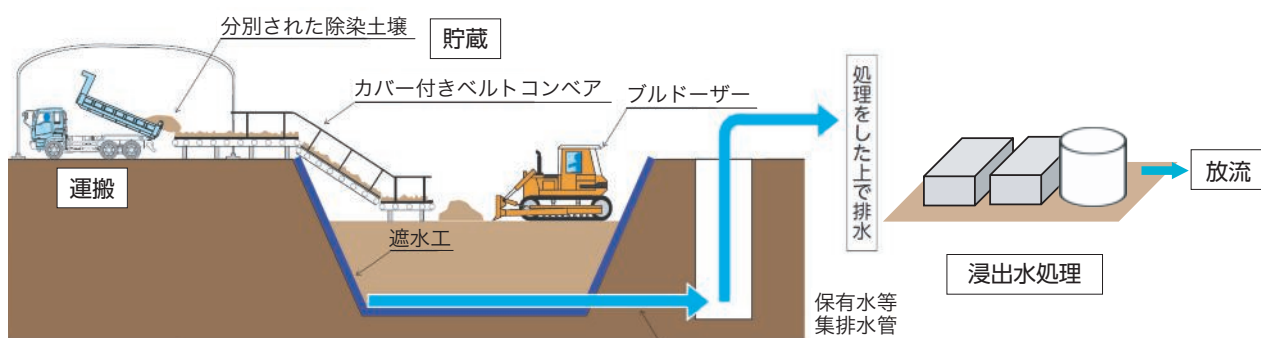


図 3-43 受入・分別施設イメージ



資料：環境省

図 3-44 土壌貯蔵施設イメージ



資料：環境省

表 3-45 指定廃棄物の数量（2025年12月末時点）

都道府県	件	数量（トン）
宮城県	7	2,274.5
福島県	2,109	48万2,745.7
茨城県	24	3,308.8
栃木県	43	8,137.3
群馬県	12	885.0
千葉県	59	3,569.0
東京都	2	981.7
神奈川県	3	2.9
新潟県	2	420.0
合計	2,261	502,324.9

資料：環境省

表 3-46 対策地域内で稼働中の仮設焼却施設

立地地区	進捗状況	処理能力	処理済量（2026年1月末時点）
大熊町	稼働中（2017年12月より）	200トン/日	約12万3,000トン（約6万3,000トン）
双葉町その1	稼働中（2020年3月より）	150トン/日	約15万2,000トン（約2万4,000トン）
双葉町その2	稼働中（2020年4月より）	200トン/日	約8万5,000トン（約1万トン）
浪江町	運営終了	300トン/日	約34万9,000トン（約21万9,000トン）
葛尾村		200トン/日	約13万1,000トン（約3万7,000トン）
飯舘村（蕨平地区）		240トン/日	約25万7,000トン（約5万4,000トン）
南相馬市2		200トン/日	約6万5,000トン（約1,000トン）
南相馬市1		200トン/日	約14万9,000トン（約9万0,000トン）
楡葉町		200トン/日	約7万7,000トン（約3万2,000トン）
富岡町		500トン/日	約15万5,000トン（約5万5,000トン）
飯舘村（小宮地区）		5トン/日	約2,900トン（約2,900トン）
川内村		7トン/日	約2,000トン（約2,000トン）
川俣町		既存の処理施設で処理（処理完了）	—
田村市	—	—	—

注1：処理済量については、除染廃棄物も含み、（ ）内はうち災害廃棄物等の処理済量。

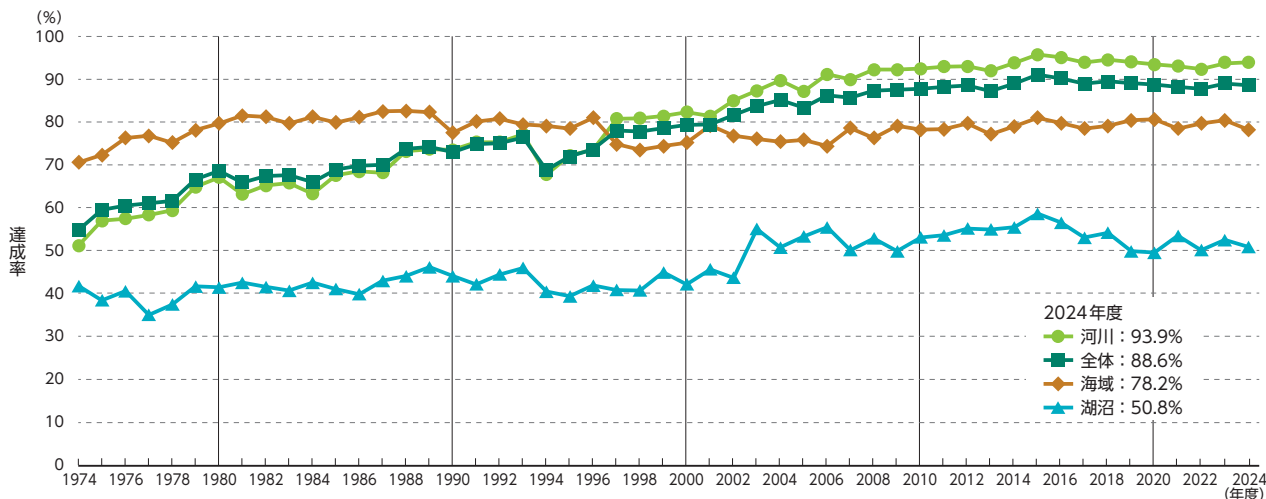
注2：進捗状況及び処理済量は2026年1月末時点のデータを記載。

資料：環境省

第4章

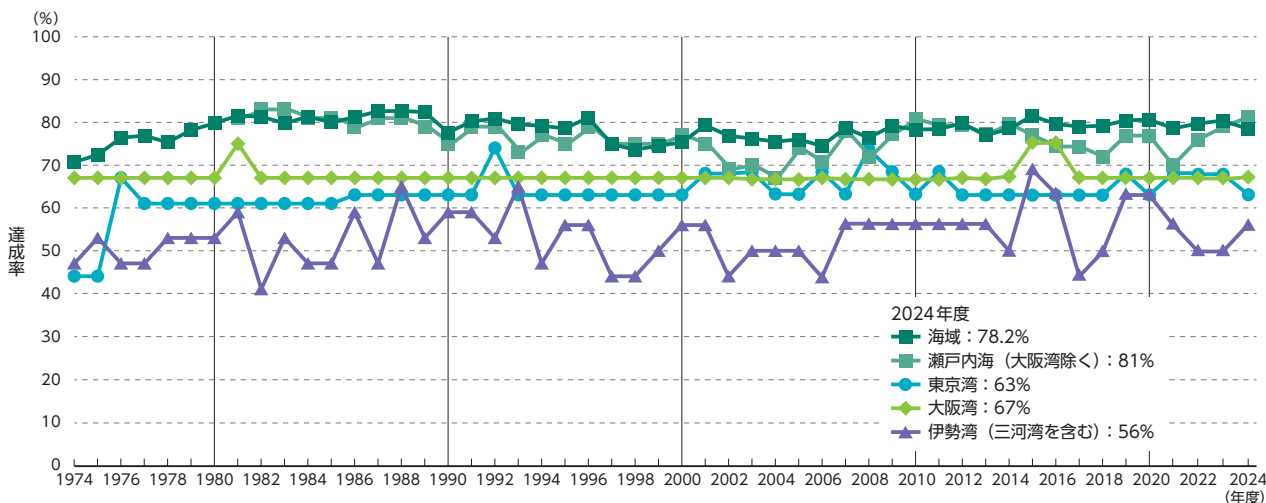
水環境、土壌環境、海洋環境、大気環境の保全・再生に関する取組

図4-1 公共用水域の環境基準（BOD又はCOD）達成率の推移



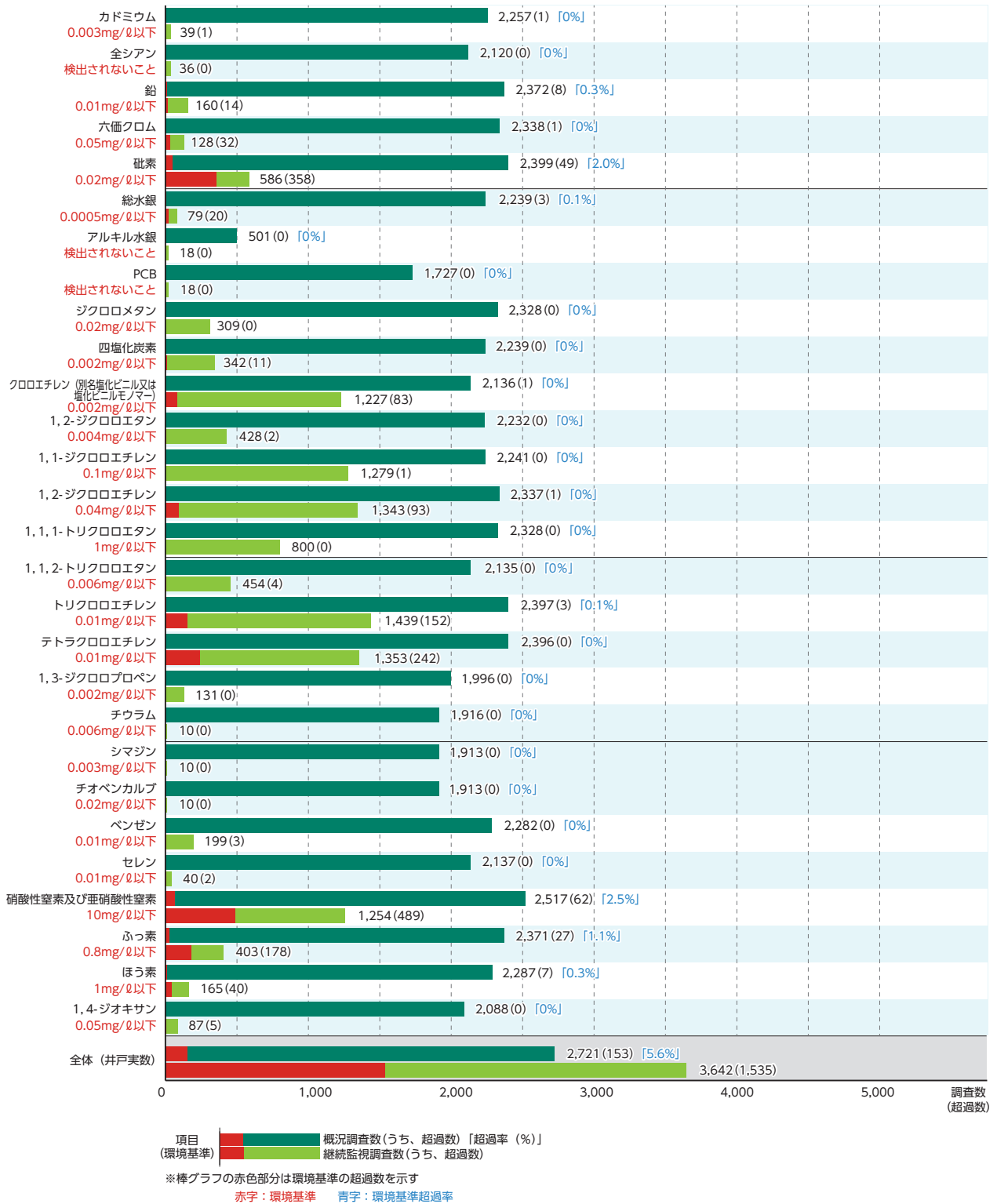
資料：環境省「令和6年度公共用水域水質測定結果」

図4-2 広域的な閉鎖性海域の環境基準（COD）達成率の推移



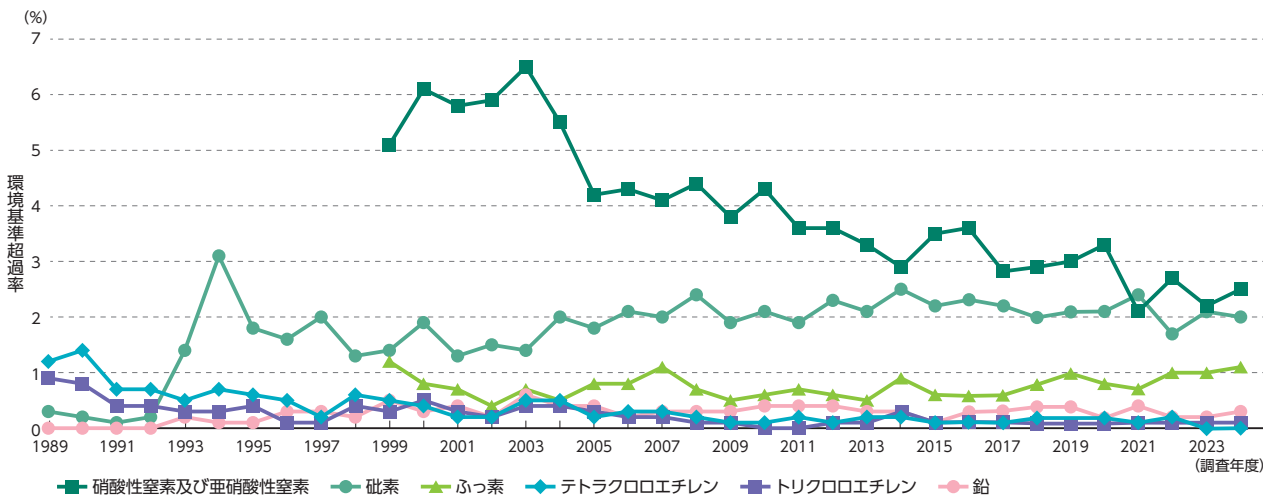
資料：環境省「令和6年度公共用水域水質測定結果」

図4-3 2024年度地下水質測定結果



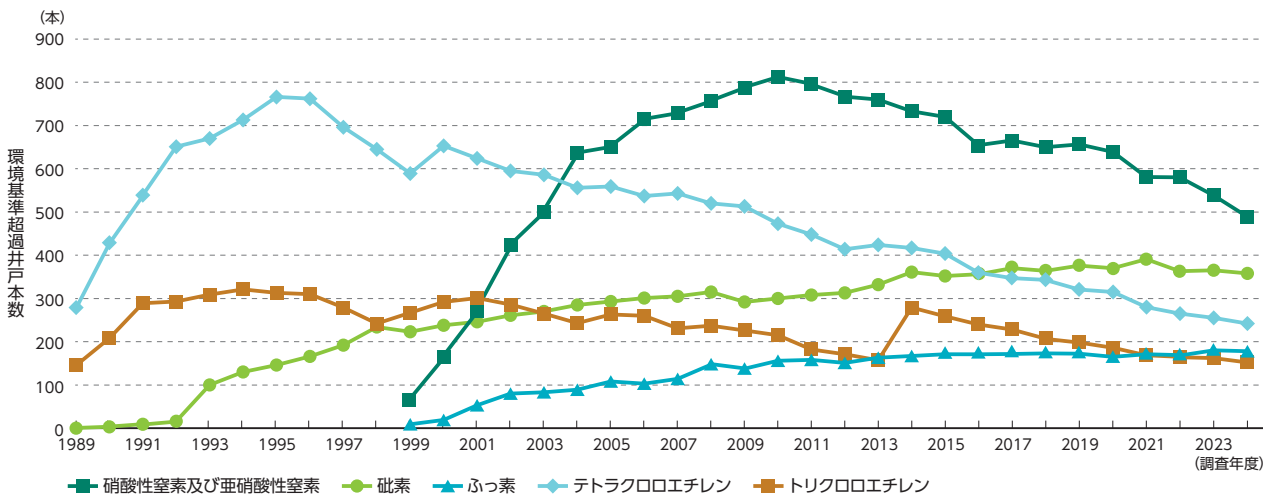
資料：環境省「令和6年度地下水質測定結果」

図4-4 地下水の水質汚濁に係る環境基準の超過率（概況調査）の推移



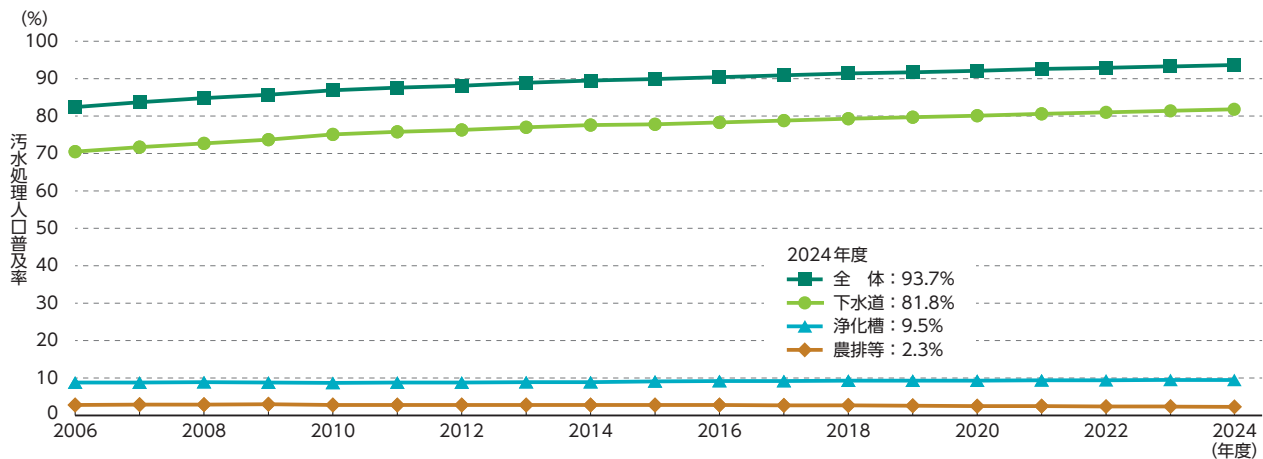
注1：超過数とは、測定当時の基準を超過した井戸の数であり、超過率とは、調査数に対する超過数の割合である。
 2：硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素は、1999年に環境基準に追加された。
 3：このグラフは環境基準超過本数が比較的多かった項目のみ対象としている。
 資料：環境省「令和6年度地下水質測定結果」

図4-5 地下水の水質汚濁に係る環境基準の超過本数（継続監視調査）の推移



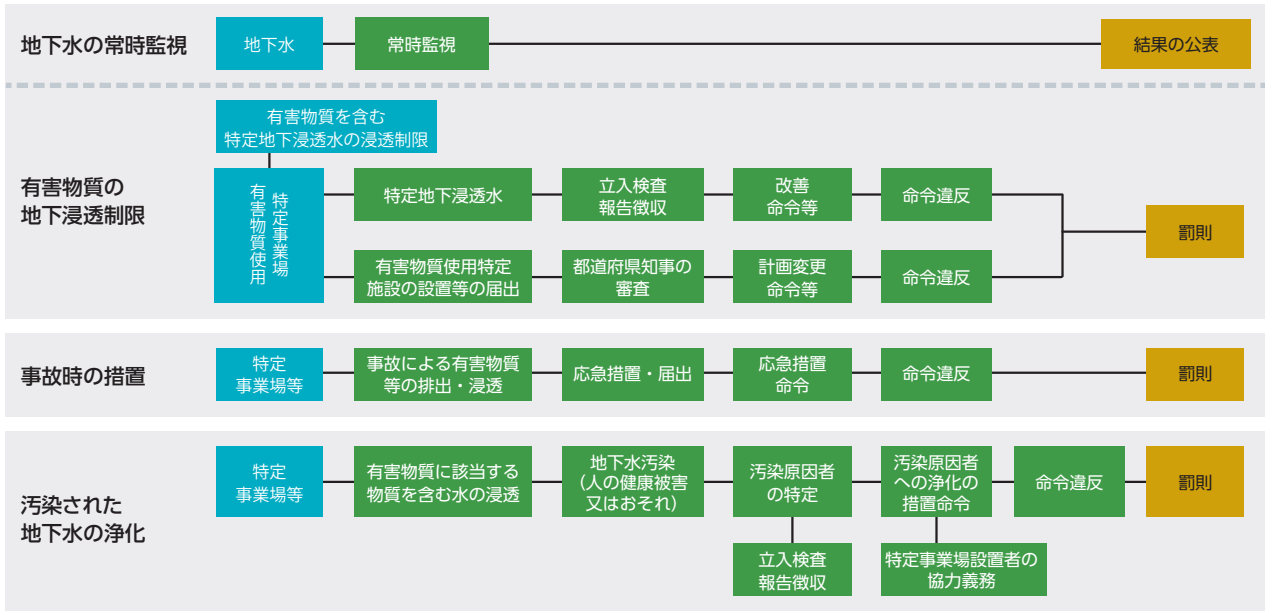
注1：硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素は、1999年に環境基準に追加された。
 2：このグラフは環境基準超過井戸本数が比較的多かった項目のみ対象としている。
 資料：環境省「令和6年度地下水質測定結果」

図4-6 汚水処理人口普及率の推移



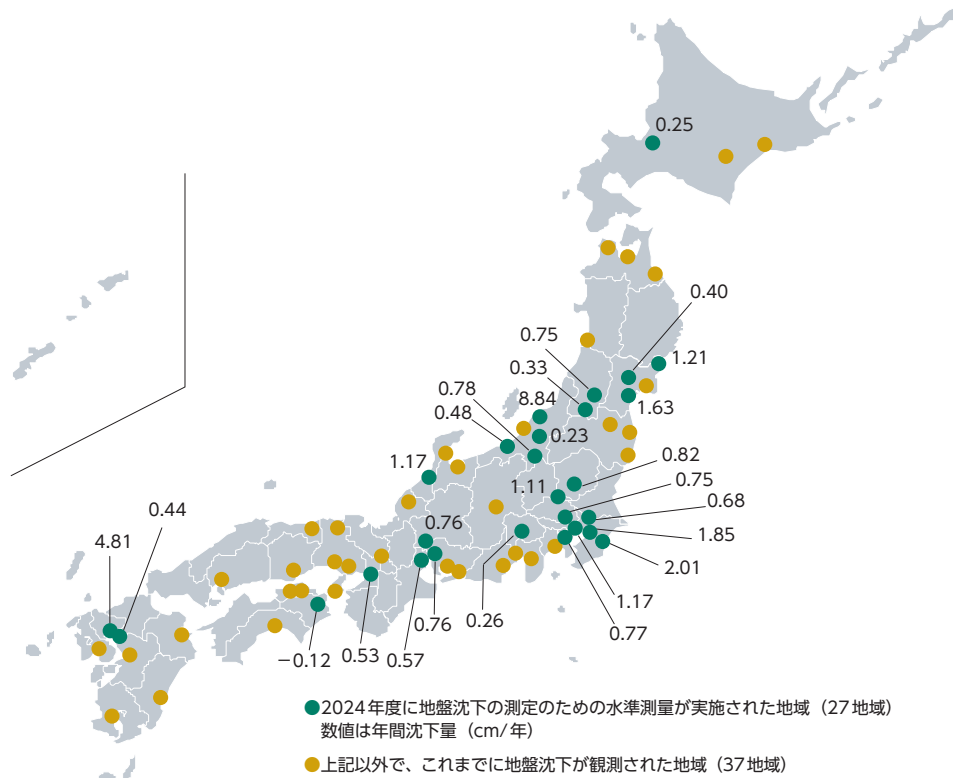
注1：2006年度は、岩手県、宮城県、福島県の3県において、東日本大震災の影響により調査不能な市町村があるため、3県を除いた集計データを用いている。
 2：2011年度は、岩手県、福島県の2県において、東日本大震災の影響により調査不能な市町村があるため、2県を除いた集計データを用いている。
 3：2012年度～2014年度は、福島県において、東日本大震災の影響により調査不能な市町村があるため、福島県を除いた集計データを用いている。
 4：2015年度～2022年度は、福島県において、東日本大震災の影響により調査不能な市町村があるため、当該市町村を除いた集計データを用いている。
 資料：環境省、農林水産省、国土交通省資料により環境省作成

図 4-7 水質汚濁防止法における地下水の規制等の概要



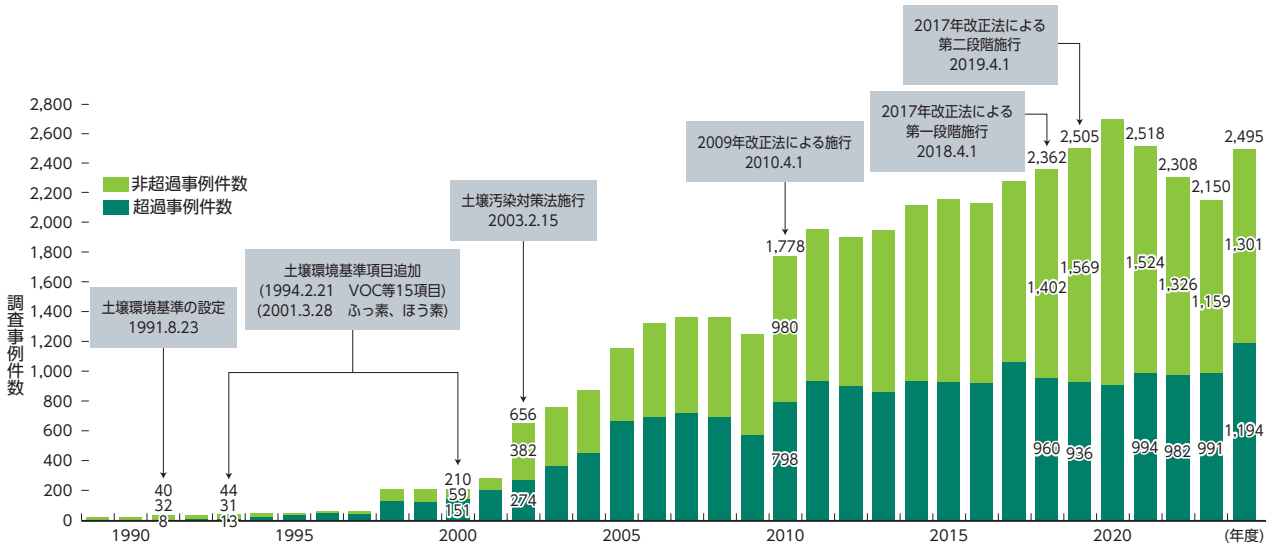
資料：環境省

図 4-8 全国の地盤沈下の状況 (2024年度)



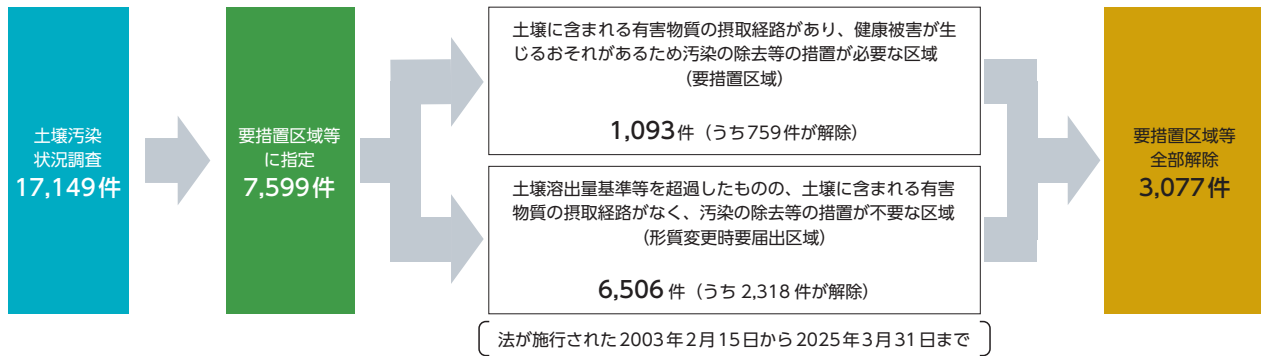
注：図中の数値は2024年度単年の沈下量であるが、毎年継続して測量を実施していない一部の地域は、前回の測量実施年度から2024年度までの沈下量を年度平均して算出した数値としている。
 資料：環境省「令和6年度全国の地盤沈下地域の概況」

図4-12 年度別の土壤汚染判明事例件数



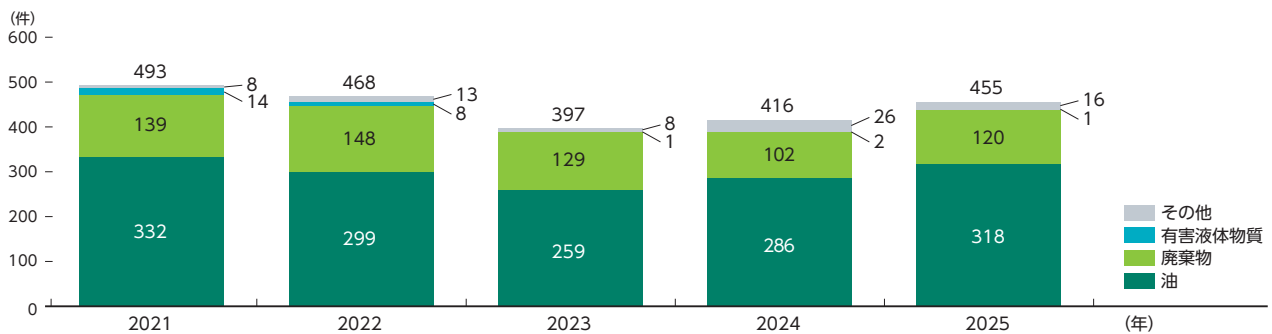
資料：環境省「令和6年度 土壤汚染対策法の施行状況及び土壤汚染調査・対策事例等に関する調査結果」

図4-13 土壤汚染対策法の施行状況



資料：環境省「令和6年度 土壤汚染対策法の施行状況及び土壤汚染調査・対策事例等に関する調査結果」

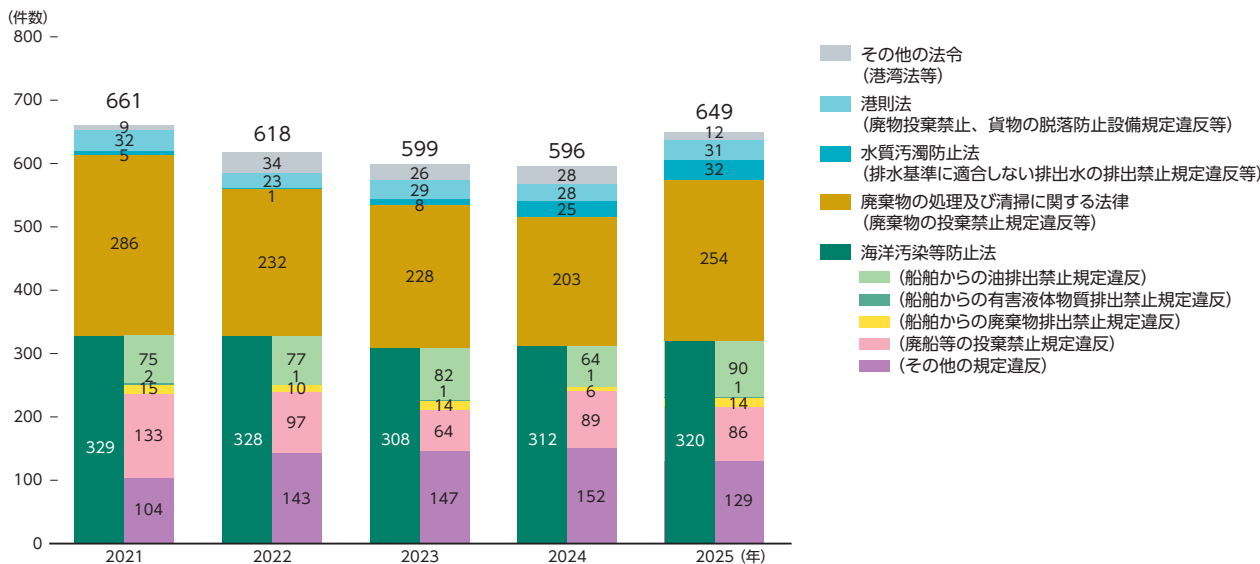
図4-14 海洋汚染の発生確認件数の推移



注：その他とは、工場排水等である。

資料：海上保安庁

図 4-15 海上環境関係法令違反送致件数の推移



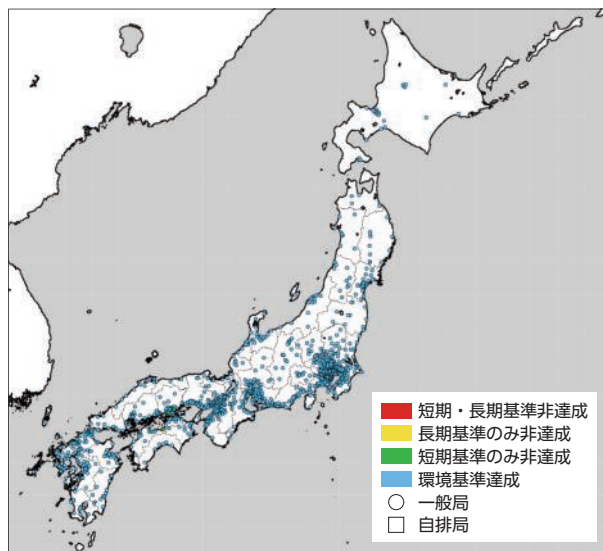
資料：海上保安庁

表 4-16 PM_{2.5} の環境基準達成状況の推移

年 度	2019	2020	2021	2022	2023	2024	
有効測定局数	一般局	835	844	858	855	867	874
	自排局	238	237	240	236	233	232
環境基準達成局数							
一般局		824	830	858	854	867	870
		(98.7%)	(98.3%)	(100%)	(99.9%)	(100%)	(99.5%)
自排局		234	233	240	236	233	232
		(98.3%)	(98.3%)	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)

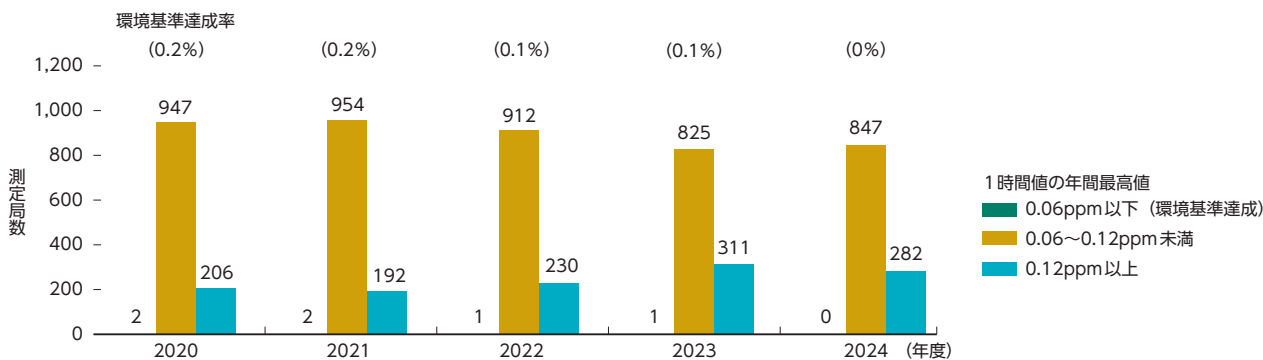
資料：環境省「令和6年度大気汚染状況について（報道発表資料）」

図 4-17 全国におけるPM_{2.5} の環境基準達成状況 (2024年度)



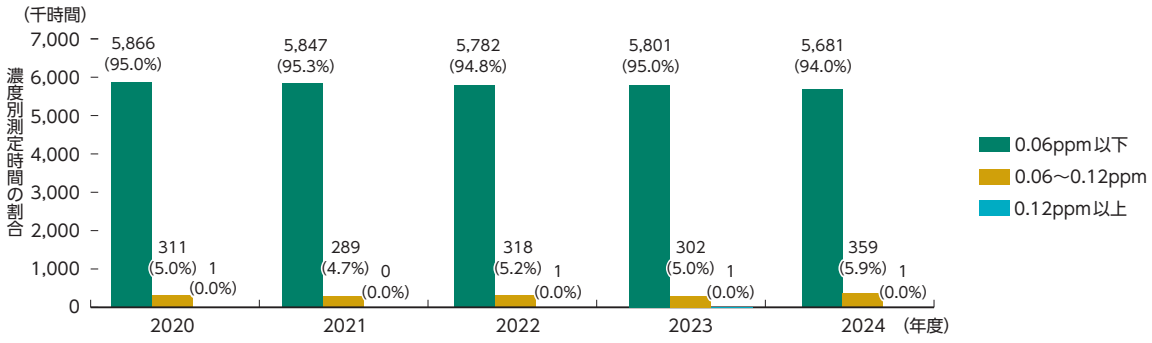
資料：環境省「令和6年度大気汚染状況について（報道発表資料）」

図 4-18 昼間の1時間値の年間最高値の光化学オキシダント濃度レベル別の測定局数の推移（一般局）



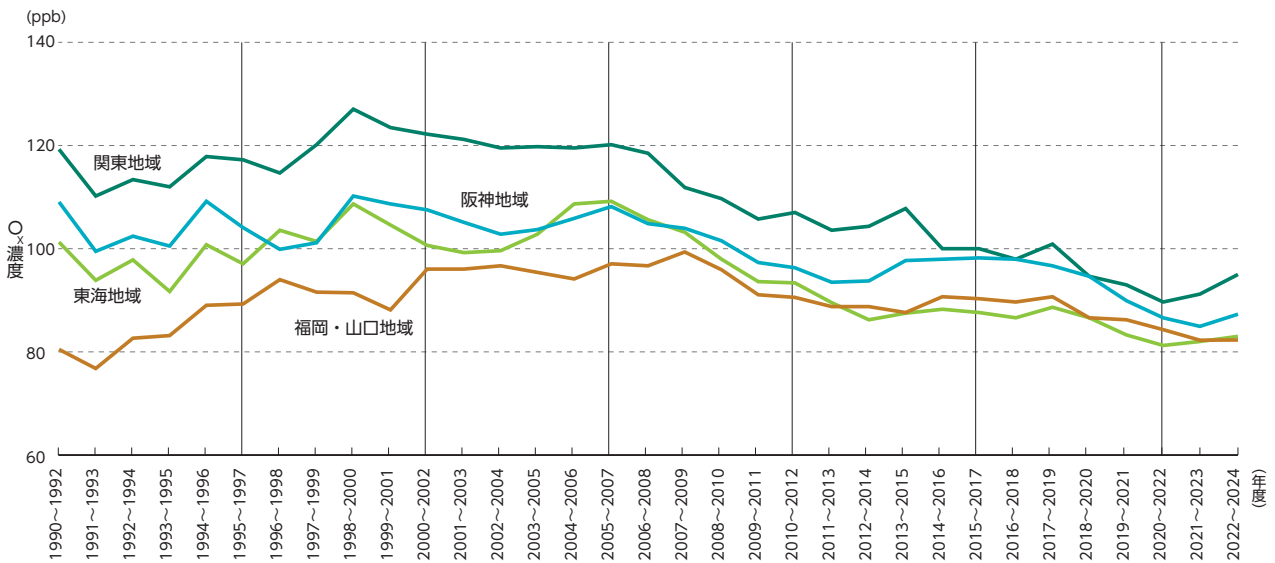
資料：環境省「令和6年度大気汚染状況について（報道発表資料）」

図4-19 昼間の測定時間の光化学オキシダント濃度レベル別割合の推移（一般局）



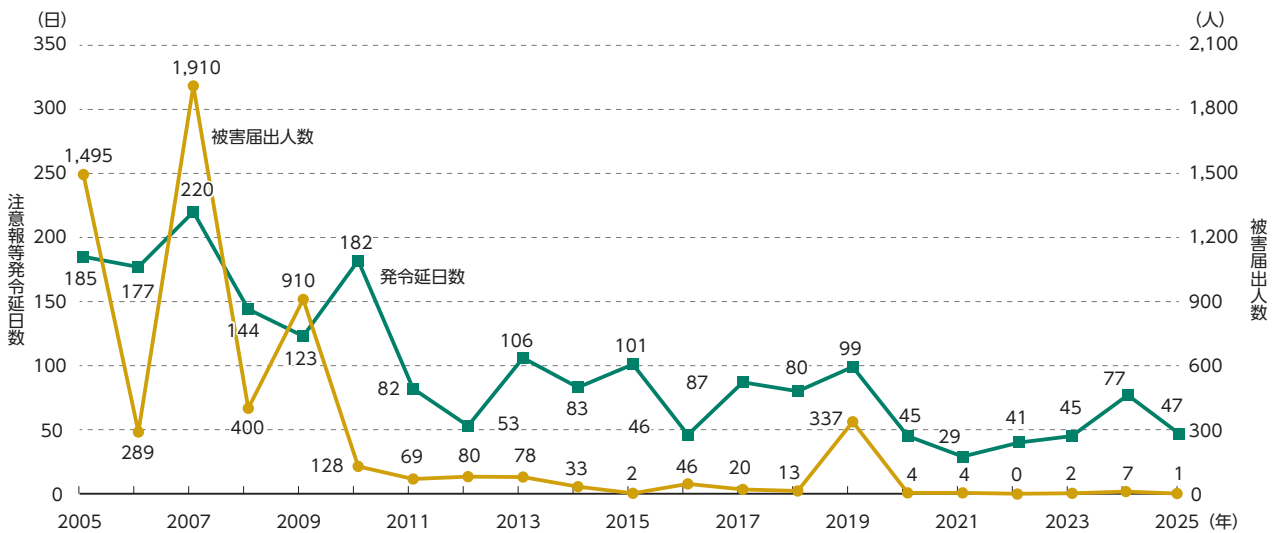
注：カッコ内は、昼間の全測定時間に対する濃度別測定時間の割合である。
資料：環境省「令和6年度大気汚染状況について（報道発表資料）」

図4-20 光化学オキシダント濃度の長期的な改善傾向を評価するための指標（8時間値の日最高値の年間99パーセンタイル値の3年平均値）を用いた域内最高値の経年変化



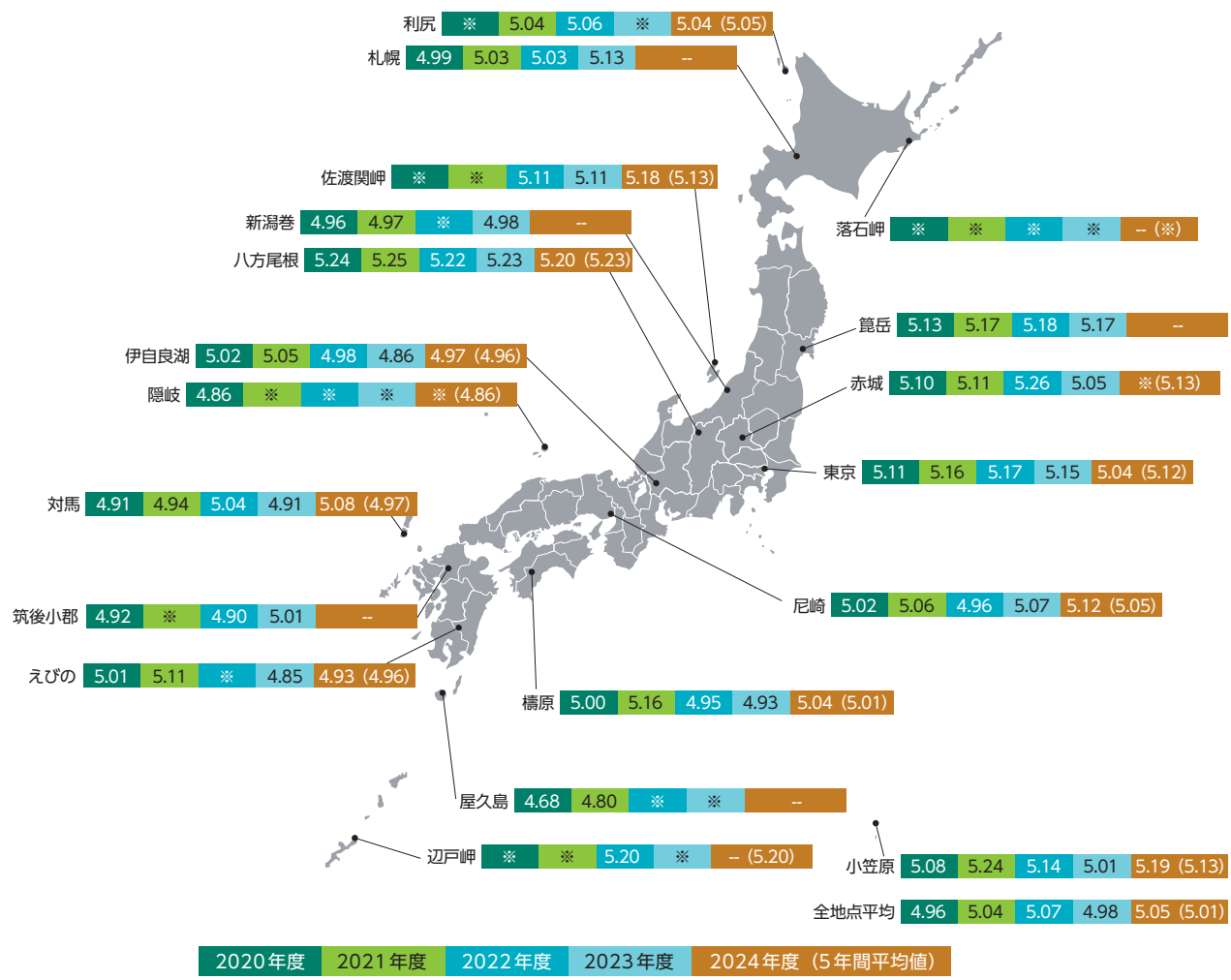
資料：環境省「令和6年度大気汚染状況について（報道発表資料）」

図4-21 光化学オキシダント注意報等の発令延日数及び被害届出人数の推移



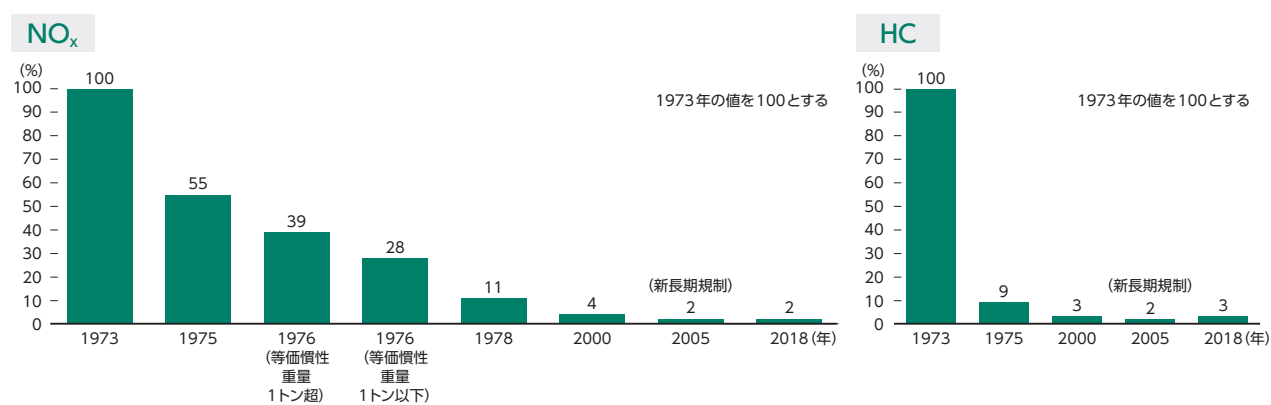
資料：環境省「令和7年光化学大気汚染関係資料」

図4-22 降水中のpH分布図



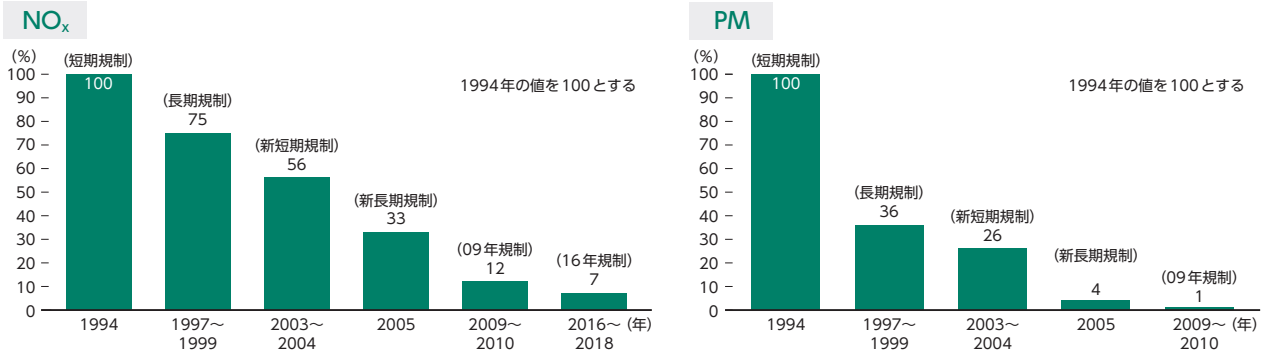
-- : 測定せず
 ※ : 当該年平均値が有効判定基準に適合せず、棄却された。
 注 : 平均値は降水量加重平均により求めた。
 資料 : 環境省

図4-23 ガソリン・LPG乗用車規制強化の推移



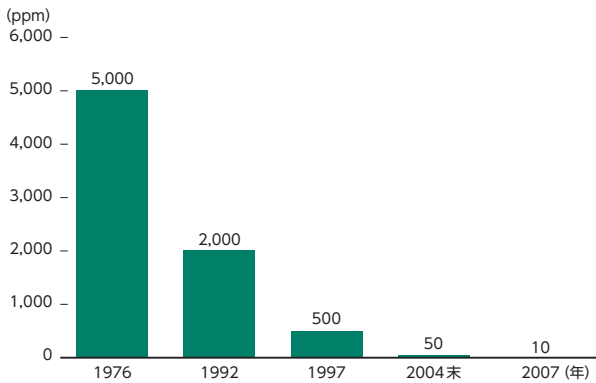
注1 : 等価慣性重量とは排出ガス試験時の車両重量のこと。
 2 : 1973年～2000年までは暖機状態のみにおいて測定した値に適用。
 3 : 2005年は冷機状態において測定した値に0.25を乗じた値と暖機状態において測定した値に0.75を乗じた値との和で算出される値に適用。
 4 : 2018年は冷機状態のみにおいて測定した値に適用。
 資料 : 環境省

図4-24 デーゼル重量車（車両総重量3.5トン超）規制強化の推移



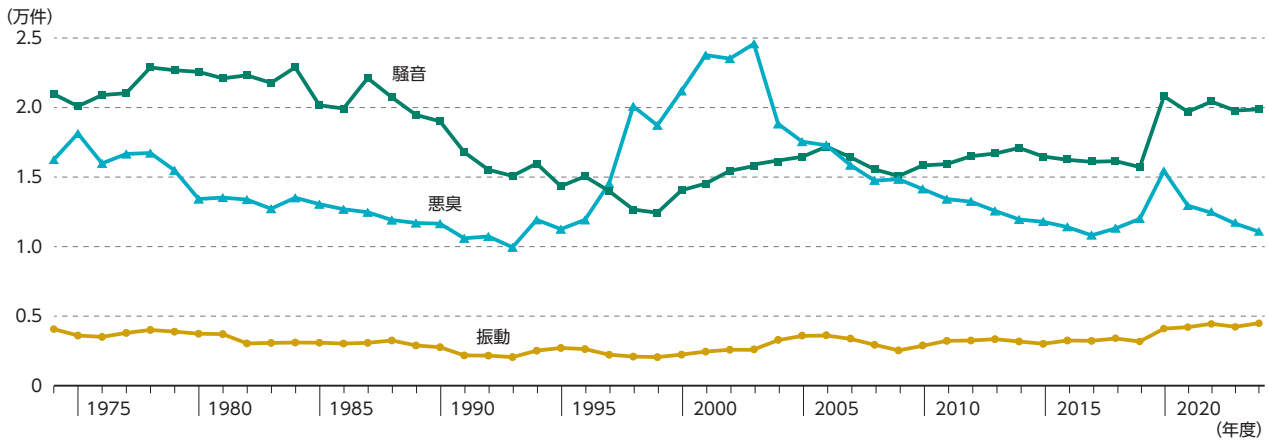
注1：2004年まで重量車の区分は車両総重量2.5トン超。
 注2：NO_xに係る規制は1974年から実施。図4-24は濃度規制から現在の質量規制に変更した1994年を基準として記載。
 資料：環境省

図4-25 軽油中の硫黄分規制強化の推移



資料：環境省

図4-26 騒音・振動・悪臭に係る苦情件数の推移



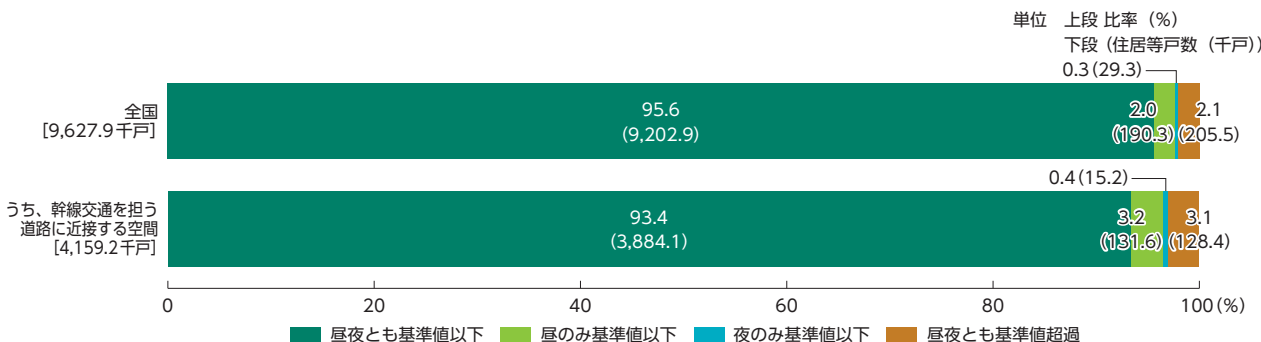
注：2018年度までは、2003年度から2018年度までの悪臭苦情件数について、苦情発生年度に苦情処理が完結しなかったものについては、翌年度も苦情件数に含めて集計を行っていたが、2019年度以降の集計においては当該年度発生分のみ集計。
 資料：環境省「騒音規制法施行状況調査」、「振動規制法施行状況調査」、「悪臭防止法施行状況調査」より作成

表 4-27 道路交通騒音対策の状況

対策の分類	個別対策	概要及び実績等
発生源対策	自動車騒音単体対策	自動車構造の改善により自動車単体から発生する騒音の大きさそのものを減らす。 ・2012年4月の中央環境審議会答申に基づき、二輪車走行騒音規制について、国際基準（UN R41-04）の試験法を導入し、その規制値と調和を図った。 ・2015年7月の中環審議会答申に基づき、四輪車の走行騒音騒音規制について、国際基準（UN R51-03）の試験法を導入し、そのフェーズ1及びフェーズ2の規制値と調和を図った。また、二輪車及び四輪車の使用過程車に対し、新車時と同等の近接排気騒音値を求める相対値規制に移行。さらに、四輪車のタイヤに騒音規制（UN R117-02）を導入した。 ・2022年6月の中央環境審議会答申に基づき、四輪車の走行騒音規制について、国際基準（UN R51-03）のフェーズ3の規制値と調和を図った。
交通流対策	交通規制等	信号機の改良等を行うとともに、効果的な交通規制、交通指導取締りを実施することなどにより、道路交通騒音の低減を図る。 ・大型貨物車等の通行禁止 例：環状7号線以内及び環状8号線の一部（土曜日2時から日曜日7時） ・大型貨物車等の中央寄り車線規制 例：環状7号線の一部区間（終日）、国道43号の一部区間（22時から6時） ・信号機の改良 11万6,587基（2024年度末現在における集中制御、感応制御、系統制御の合計） ・最高速度規制 例：国道43号の一部区間（40km/h）、国道23号の一部区間（40km/h）
	バイパス等の整備	環状道路、バイパス等の整備により、大型車の都市内通過の抑制及び交通流の分散を図る。
	物流拠点の整備等	物流施設等の適正配置による大型車の都市内通過の抑制及び共同輸配送等の物流の合理化により交通量の抑制を図る。 ・流通業務団地の整備状況／札幌1、花巻1、郡山2、宇都宮1、東京5、新潟1、富山1、名古屋1、岐阜1、大阪2、神戸3、米子1、岡山1、広島1、福岡1、鳥栖1、熊本1、鹿児島1（2022年度末） （数字は都市計画決定されている流通業務団地計画地区数） ・一般トラックターミナルの整備状況／3,500バース（2024年12月1日現在）
道路構造対策	低騒音舗装の設置	空げきの多い舗装を敷設し、道路交通騒音の低減を図る。 ・環境改善効果／平均的に約3デシベル
	遮音壁の設置	遮音効果が高い。 沿道との流入が制限される自動車専用道路等において有効な対策。 ・環境改善効果／約10デシベル（平面構造で高さ3mの遮音壁の背面、地上1.2mの高さでの効果（計算値））
	環境施設帯の設置	沿道と車道間に10又は20mの緩衝空間を確保し道路交通騒音の低減を図る。 ・「道路環境保全のための道路用地の取得及び管理に関する基準」（昭和49年建設省都市局長・道路局長通達） 環境改善効果（幅員10m程度）／5～10デシベル
沿道対策	沿道地区計画の策定	道路交通騒音により生ずる障害の防止と適正かつ合理的な土地利用の推進を図るため都市計画に沿道地区計画を定め、幹線道路の沿道にふさわしい市街地整備を図る。 ・幹線道路の沿道の整備に関する法律（沿道法 昭和55年法律第34号） 沿道整備道路指定要件／夜間騒音65デシベル超（ L_{Aeq} ）又は昼間騒音70デシベル超（ L_{Aeq} ） 日交通量1万台超ほか 沿道整備道路指定状況／11路線132.9kmが都道府県知事により指定されている。 国道4号、国道23号、国道43号、国道254号、環状7、8号線等 沿道地区計画策定状況／50地区107.1kmで沿道地区計画が策定されている。 （実績は、2022年3月時点）
障害防止対策	住宅防音工事の助成の実施	道路交通騒音の著しい地区において、緊急措置としての住宅等の防音工事助成により障害の軽減を図る。また、各種支援措置を行う。 ・道路管理者による住宅防音工事助成 ・高速自動車国道等の周辺の住宅防音工事助成 ・市町村の土地買入れに対する国の無利子貸付 ・道路管理者による緩衝建築物の一部費用負担
推進体制の整備	道路交通公害対策推進のための体制づくり	道路交通騒音問題の解決のために、関係機関との密接な連携を図る。 ・環境省／関係省庁との連携を密にした道路公害対策の推進 ・地方公共団体／国の地方部局（一部）、地方公共団体の環境部局、道路部局、都市部局、都道府県警察等を構成員とする協議会等による対策の推進（全都道府県が設置）

資料：警察庁、国土交通省、環境省

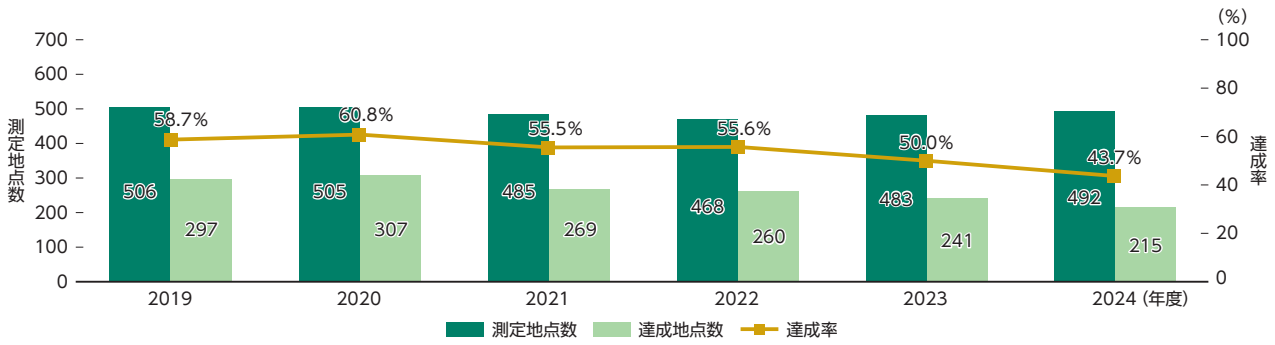
図 4-28 2024年度道路に面する地域における騒音の環境基準の達成状況



注：戸数及び比率は端数処理の関係で合計が合わない場合がある。

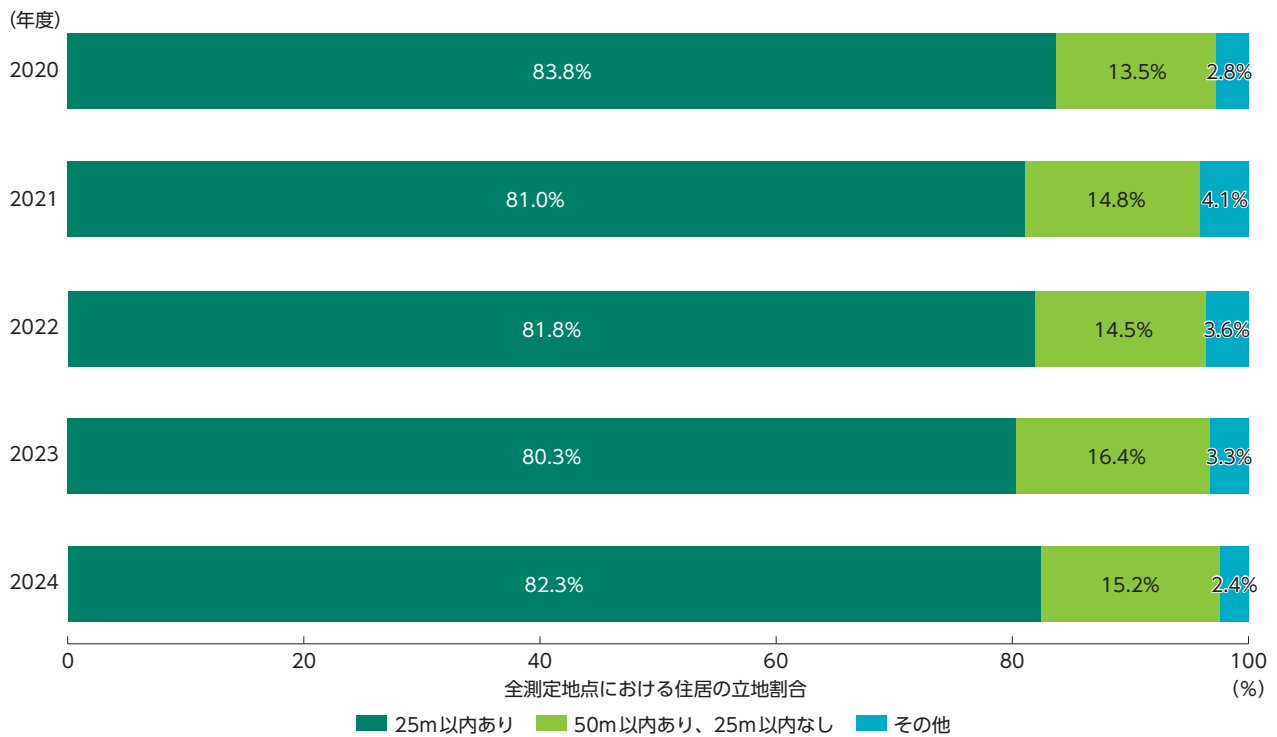
資料：環境省「令和6年度自動車交通騒音の状況について（報道発表資料）」

図4-29 新幹線鉄道騒音に係る環境基準における音源対策の達成状況



注：各年度で測定地点は同一でない場合がある
資料：環境省

図4-30 新幹線鉄道沿線における住居の状況



注：比率は端数処理の関係で合計が合わない場合がある。
資料：環境省

表4-31 空港周辺対策事業一覧表

(国費予算額、単位：百万円)

区分	2023年度	2024年度	2025年度
教育施設等防音工事	7	77	22
住宅防音工事	191	192	162
移転補償等	611	1,316	1,823
緩衝緑地帯整備	41	48	37
空港周辺整備機構 (補助金、交付金)	0	0	0
周辺環境基盤施設	0	0	0
計	850	1,633	2,044

資料：国土交通省

表4-32 防衛施設周辺騒音対策関係事業一覧表

(国費予算額、単位：億円)

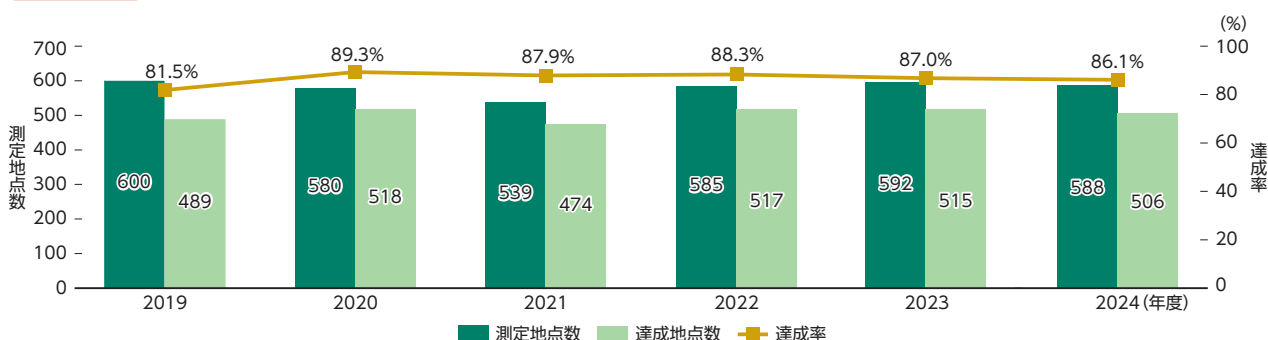
事項	区分	2023年度	2024年度	2025年度
騒音防止事業 (学校・病院等の防音) (住宅防音)		72.2	80.3	89.5
(防音関連維持費)		590.8	613.6	700.6
民生安定助成事業 (公民館等の防音助成) (放送受信障害) (空調機器稼働費)		15	18.0	18.3
移転措置事業		7.5	16.3	18.0
緑地整備事業		17.4	14.7	14.3
		0.1	0.1	0.1
		56.1	56.1	56.0
		11.1	11.7	11.5
計		770.2	810.8	908.3

注1：表中の数値には、航空機騒音対策以外の騒音対策も含む。

注2：百万円単位を四捨五入してあるので、合計とは端数において一致しない場合がある。

資料：防衛省

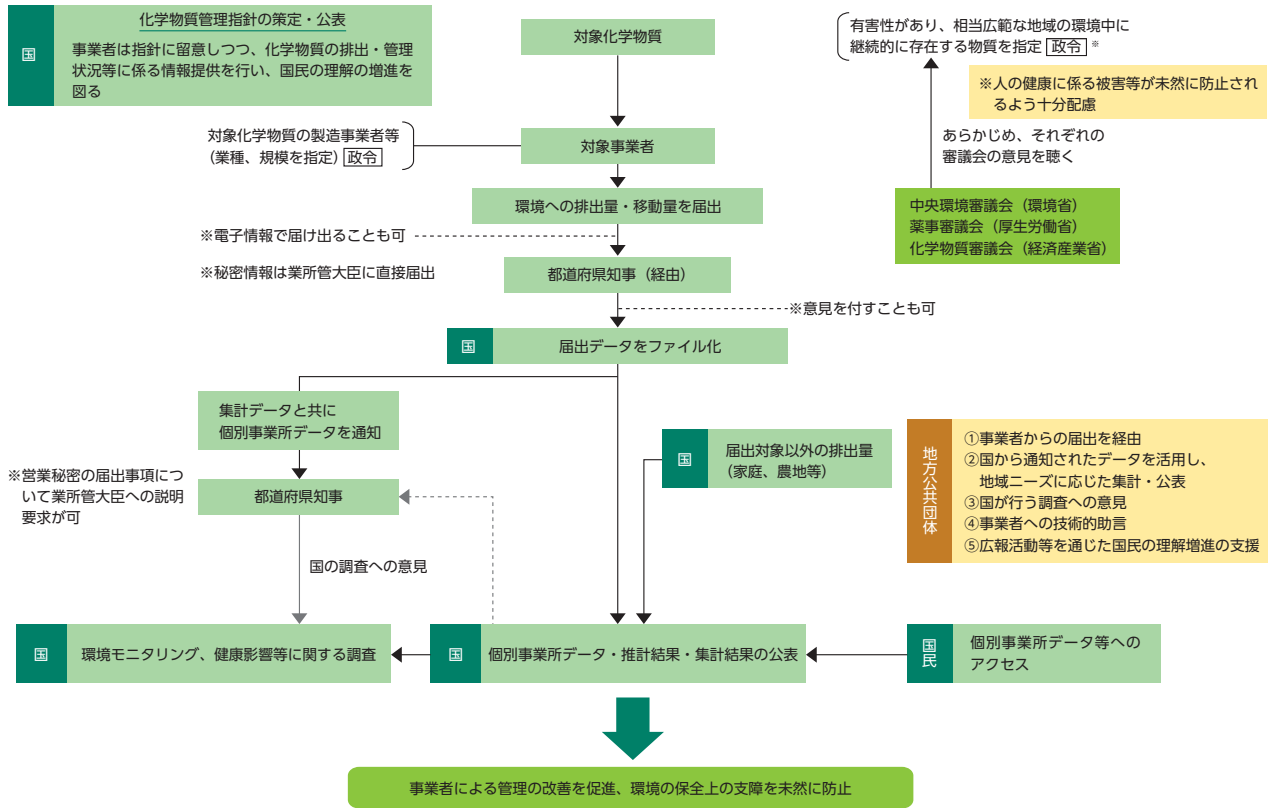
図4-33 航空機騒音に係る環境基準の達成状況



資料：環境省

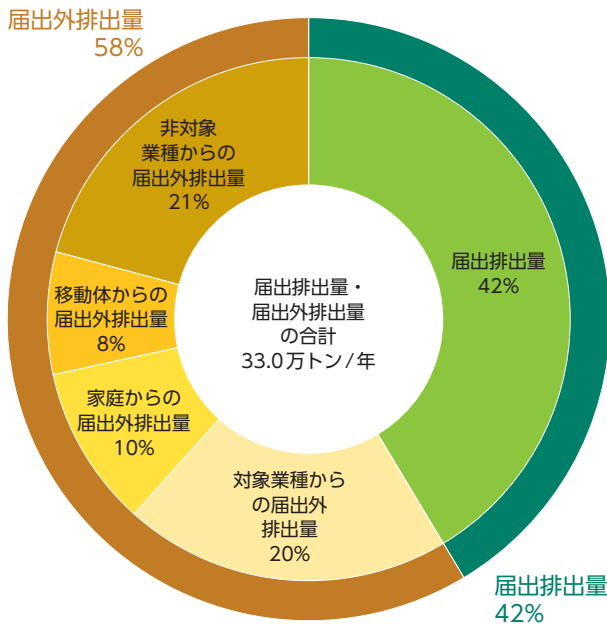
第5章 包括的な化学物質対策に関する取組

図5-1 化学物質の排出量の把握等の措置 (PRTR) の実施の手順



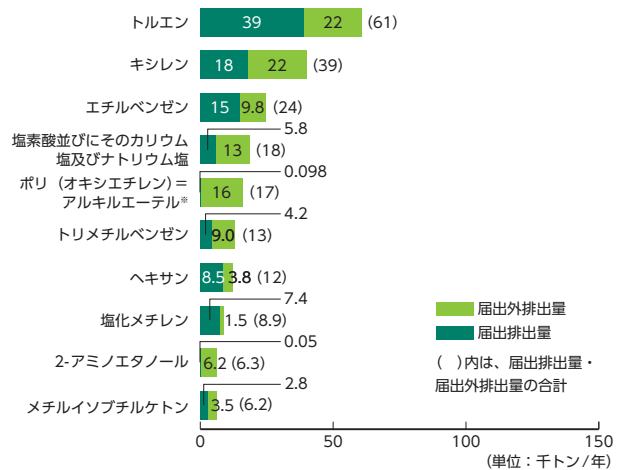
資料：経済産業省、環境省

図5-2 届出排出量・届出外排出量の構成 (2024年度分)



注：四捨五入しているため合計値にずれがある場合があります。
資料：経済産業省、環境省

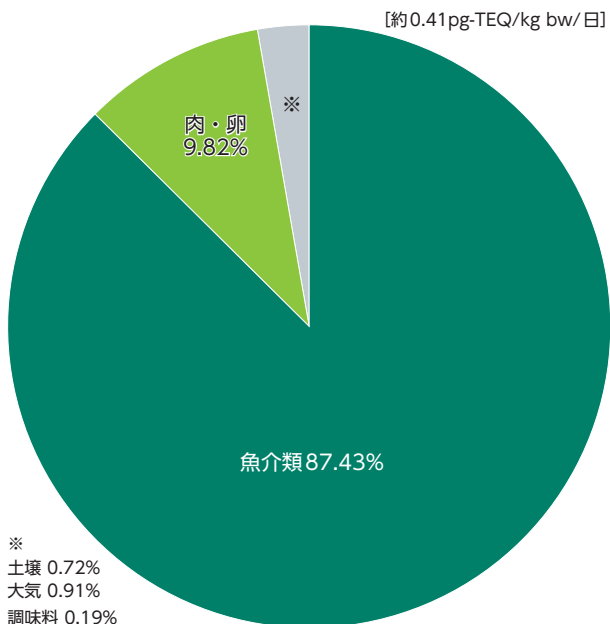
図5-3 届出排出量・届出外排出量上位10物質とその排出量 (2024年度分)



※：アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。
注：百トンの位の値で四捨五入しているため合計値にずれがある場合があります。

資料：経済産業省、環境省

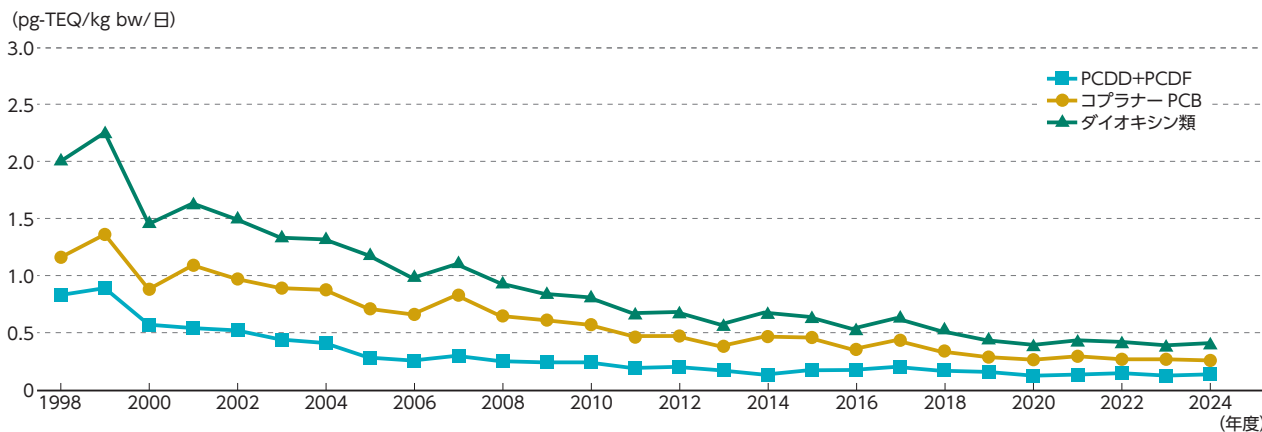
図5-4 日本におけるダイオキシン類の一人一日摂取量 (2024年度)



※
 土壌 0.72%
 大気 0.91%
 調味料 0.19%
 砂糖・菓子 0.15%
 乳・乳製品 0.05%
 その他 0.73%

資料：厚生労働省、環境省資料より環境省作成

図5-5 食品からのダイオキシン類の一日摂取量の経年変化



資料：厚生労働省「食品からのダイオキシン類一日摂取量調査」

図5-6 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律のポイント

- リスクの高い化学物質による環境汚染の防止を目的
- 化学物質に関するリスク評価とリスク管理の2本柱

1. リスク評価

- ・新規化学物質の製造・輸入に際し、①環境中での難分解性、②生物への蓄積性、③人や動植物への毒性の届出を事業者が義務付け、国が審査
- ・難分解性・高蓄積性・長期毒性のある物質は第一種特定化学物質に指定
- ・難分解性・高蓄積性物質・毒性不明の既存化学物質は監視化学物質に指定
- ・その他の一般化学物質等（上記に該当しない既存化学物質及び審査済みの新規化学物質）については、製造・輸入量や毒性情報等を基にスクリーニング評価を行い、リスクがないとは言えない物質は優先評価化学物質に指定

区分	措置
監視化学物質 (38物質)	・製造・輸入の実績の届出 ・有害性調査の指示等を行い、長期毒性が認められれば第一種特定化学物質に指定
優先評価化学物質 (221物質)	・製造・輸入の実績の届出 ・リスク評価を行い、リスクが認められれば、第二種特定化学物質に指定

2. リスク管理

- ・リスク評価等の結果、指定された特定化学物質について、性状に応じた製造・輸入・使用に関する規制により管理

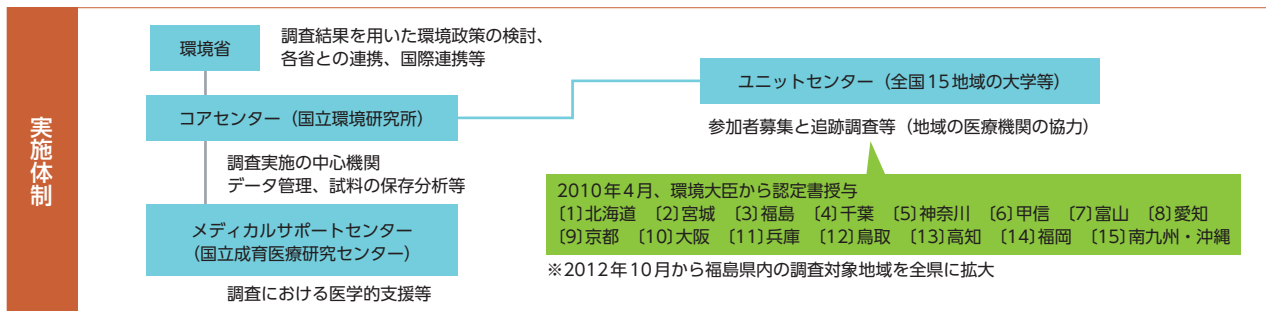
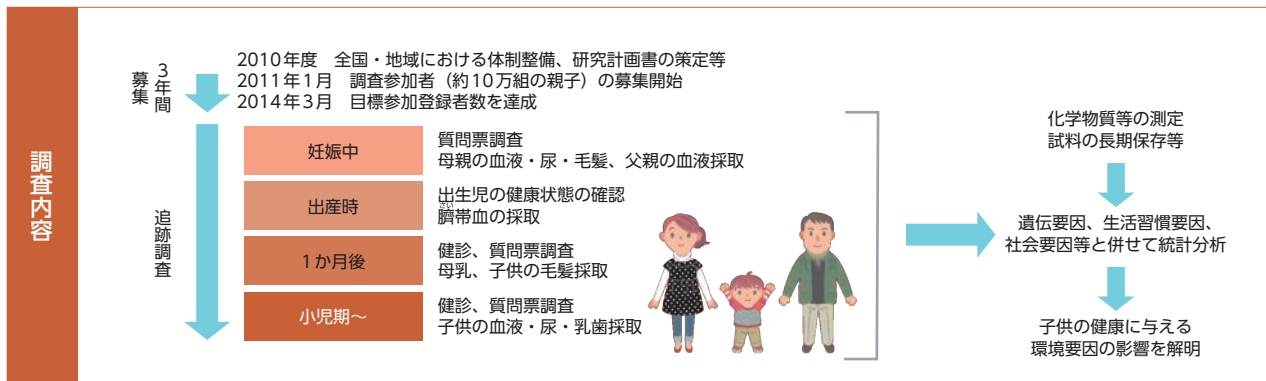
区分	規制
第一種特定化学物質 (PCB等39物質)	・原則、製造・輸入、使用の事実上の禁止 ・限定的に使用を認める用途について、取扱いに係る技術基準の遵守
第二種特定化学物質 (トリクロロエチレン等24物質)	・製造・輸入の予定及び実績の届出 ・(必要に応じ) 製造・輸入量の制限 ・取扱いに係る技術指針の遵守

注：各物質の数は2026年4月1日時点。
資料：環境省（厚生労働省及び経済産業省所管の内容を含む）

図5-7 子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）の概要

子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）について

エコチル調査とは…胎児期から小児期にかけての化学物質ばく露等が子供の健康に与える影響を解明するための、長期・大規模な追跡調査



期待される成果

- ・安全・安心な子育て環境の実現
- ・子供の脆弱性に配慮した化学物質のリスク評価・管理等に活用

資料：環境省

第6章

各種施策の基盤となる施策及び 国際的取組に係る施策

表6-1 SDGs未来都市一覧

2018年度選定 (全29都市) 都道府県・市区町村 コード順		2019年度選定 (全31都市) 都道府県・市区町村 コード順		2020年度選定 (全33都市) 都道府県・市区町村 コード順		2021年度選定 (全31都市) 都道府県・市区町村 コード順		2022年度選定 (全30都市) 都道府県・市区町村 コード順		2023年度選定 (全28都市) 都道府県・市区町村 コード順		2024年度選定 (全24都市) 都道府県・市区町村 コード順		2025年度選定 (全9都市) 都道府県・市区町村 コード順				
都道府県	選定都市	都道府県	選定都市	都道府県	選定都市	都道府県	選定都市	都道府県	選定都市	都道府県	選定都市	都道府県	選定都市	都道府県	選定都市			
北海道	★北海道	岩手県	陸前高田市	岩手県	岩手町	北海道	上士幌町	宮城県	大崎市	青森県	弘前市	北海道	本別町	岩手県	遠野市			
	札幌市	福島県	郡山市	宮城県	仙台市	岩手県	一関市	秋田県	大崎市	群馬県	桐生市	茨城県	古河市	東京都	西東京市			
	二セコ町	栃木県	宇都宮市	宮城県	石巻市	山形県	米沢市	山形県	長井市	埼玉県	鴻巣市	茨城県	阿見町	新潟県	小千谷市			
	下川町	群馬県	みなかみ町	山形県	鶴岡市	福島県	福島市	埼玉県	戸田市	埼玉県	深谷市	栃木県	那須塩原市	長野県	箕輪町			
宮城県	東松島市	埼玉県	さいたま市	埼玉県	春日部市	茨城県	境町	埼玉県	入間市	千葉県	木更津市	群馬県	伊勢崎市	静岡県	三島市			
秋田県	仙北市	東京都	日野市	東京都	豊島区	群馬県	★群馬県	千葉県	松戸市	東京都	大田区	群馬県	みどり市	静岡県	小山町			
山形県	飯豊町	神奈川県	川崎市	神奈川県	相模原市	埼玉県	★埼玉県	東京都	板橋区	東京都	東村山市		川口市	大分県	日出町			
茨城県	つくば市	神奈川県	小田原市		金沢市	千葉県	市原市		足立区	富山県	氷見市	埼玉県	草加市	宮崎県	高鍋市			
神奈川県	★神奈川県	新潟県	見附市	石川県	加賀市	東京都	墨田区	新潟県	★新潟県	石川県	七尾市	東京都	品川区	鹿児島県	志布志市			
	横浜市	富山県	★富山県		能美市		東京都		江戸川区		新潟県		新潟市		福井県	大野市	品川区	清瀬市
	鎌倉市	富山県	南砺市		長野県		大田市		神奈川県		松田町		石川県		輪島市	山梨県	★山梨県	新潟県
富山県	富山市	石川県	小松市	岐阜県	★岐阜県	新潟県	妙高市	石川県	輪島市	山梨県	★山梨県	新潟県	燕市	富山県	滑川市			
石川県	珠洲市	福井県	鯖江市	静岡県	富士市	福井県	★福井県	長野県	上田市	長野県	松本市	富山県	滑川市	山梨県	甲府市			
	白山市		★愛知県		掛川市	福井県	長野市		根羽村	岐阜県	恵那市	京都府	宮津市		山梨県	富士吉田市		
長野県	★長野県	愛知県	名古屋市長	愛知県	岡崎市	長野県	伊那市	岐阜県	恵那市	兵庫県	★兵庫県	長野県	安曇野市	愛知県	幸田町			
静岡県	静岡市	滋賀県	★滋賀県	三重県	★三重県	岐阜県	岐阜市	静岡県	御殿場市		兵庫県	加古川市	長野県		江南市	愛知県	幸田町	
	浜松市	滋賀県	★滋賀県		いなべ市		岐阜県		高山市			愛知県	安城市		兵庫県		三木市	三田市
愛知県	豊田市	京都府	舞鶴市	滋賀県	湖南市	美濃加茂市	大坂府	阪南市	兵庫県	加西市		鳥取県	八頭町	大坂府	枚方市			
三重県	志摩市		生駒市	京都府	亀岡市	静岡県	富士宮市	兵庫県	多可町	鳥取県	八頭町	大坂府	枚方市	奈良県	天理市			
大坂府	堺市	奈良県	三郷町	大坂府	★大坂府・大坂市	愛知県	小牧市	鳥取県	和田市	鳥取県	松江市	奈良県	天理市	和歌山県	みなべ町			
奈良県	十津川村		広陵町		大坂府	豊中市	愛知県		知立市	和歌山県	田辺市	鳥取県	備前市		和歌山県	みなべ町		
岡山県	岡山市	和歌山県	和歌山市	兵庫県	富田林市	京都府	京都市	鳥取県	★鳥取県	徳島県	徳島市	鳥取県	米子市	福岡県	吉富町			
	真庭市	鳥取県	智頭町		兵庫県		明石市		京都府		京丹後市		徳島県		美波町	福岡県	糸島市	福岡県
広島県	★広島県	鳥取県	日南町	岡山県	倉敷市	大坂府	能勢町	徳島県	美波町	福岡県	糸島市	福岡県	糸島市	大分県	国東市			
山口県	宇部市	岡山県	西粟倉村	広島県	東広島市	兵庫県	姫路市	愛媛県	新居浜市	福岡県	直方市	佐賀県	鹿島市	鹿児島県	奄美市			
徳島県	上勝町	福岡県	大牟田市	香川県	三豊市	兵庫県	西脇市	福岡県	直方市	福岡県	直方市	宮崎県	延岡市		鹿児島県	奄美市		
福岡県	北九州市	福岡県	福津市	愛媛県	松山市	鳥取県	鳥取市	熊本県	八代市	熊本県	上天草市	鹿児島県	奄美市	鹿児島県		奄美市		
長崎県	壱岐市	熊本県	熊本市	高知県	土佐町	愛媛県	西条市		熊本県		南阿蘇村		鹿児島県		薩摩川内市	鹿児島県	奄美市	鹿児島県
熊本県	小国町	鹿児島県	大崎町	福岡県	宗像市	熊本県	菊池市	熊本県	南阿蘇村	熊本県	南阿蘇村	鹿児島県	奄美市	鹿児島県	奄美市			
		鹿児島県	徳之島町	長崎県	対馬市	熊本県	山都町		熊本県		山都町		熊本県		山都町	熊本県	山都町	熊本県
		沖縄県	恩納村	熊本県	水俣市	沖縄県	★沖縄県	熊本県	山都町	熊本県	山都町	熊本県	山都町	熊本県	山都町			
				鹿児島県	鹿児島市	沖縄県	★沖縄県	熊本県	山都町	熊本県	山都町	熊本県	山都町	熊本県	山都町			
				沖縄県	石垣市	沖縄県	★沖縄県	熊本県	山都町	熊本県	山都町	熊本県	山都町	熊本県	山都町			

累計 SDGs未来都市 (216自治体)	215都市
自治体SDGsモデル事業	70都市

※黄色網掛けは「自治体SDGsモデル事業」選定自治体（2024年度まで）
 ※各年度都道府県・市区町村コード順
 ※★はSDGs未来都市のうち都道府県
 ※新潟県佐渡市の「自治体SDGsモデル事業」選定は2023年度
 ※鹿児島県奄美市の「自治体SDGsモデル事業」選定は2024年度
 資料：内閣府

表6-2 公害健康被害補償法の現存被認定者数

(2025年12月末時点)

区分	地域			実施主体	指定年月日	現存被認定者数	
旧第一種地域 慢性気管支炎 気管支ぜん息 ぜん息性気管支炎 及び肺炎しゅ 並びに これらの続発症	千葉県	南部臨海	地域	千葉市	1974.11.30	178	
	東京都	千代田区	全域	千代田区	//	92	
	//	中央区	//	中央区	1975.12.19	144	
	//	港区	//	港区	1974.11.30	264	
	//	新宿区	//	新宿区	//	677	
	//	文京区	//	文京区	//	323	
	//	台東区	//	台東区	1975.12.19	243	
	//	品川区	//	品川区	1974.11.30	523	
	//	大田区	//	大田区	//	1,105	
	//	目黒区	//	目黒区	1975.12.19	357	
	//	渋谷区	//	渋谷区	1974.11.30	326	
	//	豊島区	//	豊島区	1975.12.19	385	
	//	北区	//	北区	//	615	
	//	板橋区	//	板橋区	//	1,175	
	//	墨田区	//	墨田区	//	391	
	//	江東区	//	江東区	1974.11.30	875	
	//	荒川区	//	荒川区	1975.12.19	436	
	//	足立区	//	足立区	//	1,054	
	//	葛飾区	//	葛飾区	//	750	
	//	江戸川区	//	江戸川区	//	1,082	
	東京都計						10,817
		横浜市	鶴見臨海地域		横浜市	1972.2.1	315
		川崎市	川崎区・幸区		川崎市	1969.12.27	1,026
						1972.2.1	
		富士市	中部地域		富士市	1974.11.30	307
						1972.2.1	
						1977.1.13	
		名古屋市	中南部地域		名古屋市	1973.2.1	1,436
						1975.12.19	
						1978.6.2	
		東海市	北部・中部地域		愛知県	1973.2.1	242
		四日市市	臨海地域・楠町全域		四日市市	1969.12.27	261
						1974.11.30	
	大阪市	全域		大阪市	1969.12.27	4,380	
					1974.11.30		
					1975.12.19		
	豊中市	南部地域		豊中市	1973.2.1	113	
	吹田市	南部地域		吹田市	1974.11.30	140	
	守口市	全域		守口市	1977.1.13	715	
	東大阪市	中西部地域		東大阪市	1978.6.2	829	
	八尾市	中西部地域		八尾市	//	456	
	堺市	西部地域		堺市	1973.8.1	893	
					1977.1.13		
	神戸市	臨海地域		神戸市	1977.1.13	454	
	尼崎市	東部・南部地域		尼崎市	1970.12.1	1,274	
					1974.11.30		
	倉敷市	水島地域		倉敷市	1975.12.19	739	
	玉野市	南部臨海地域		岡山県	//	16	
	備前市	片上湾周辺地域		//	//	12	
	北九州市	洞海湾沿岸地域		北九州市	1973.2.1	653	
	大牟田市	中部地域		大牟田市	1973.8.1	423	
計						25,679	
第二種地域 特異的疾患	水俣病	阿賀野川	下流地域	新潟県	1969.12.27	31	
	//	//	//	新潟県	//	54	
	//	水俣湾	沿岸地域	鹿児島県	//	46	
	//	//	//	熊本県	//	161	
	イタイイタイ病	神通川	下流地域	富山県	//	0	
	慢性砒(ⅳ)素中毒症	島根県	笹ヶ谷地区	島根県	1974.7.4	0	
	//	宮崎県	土呂久地区	宮崎県	1973.2.1	41	
計						333	
合計						26,012	

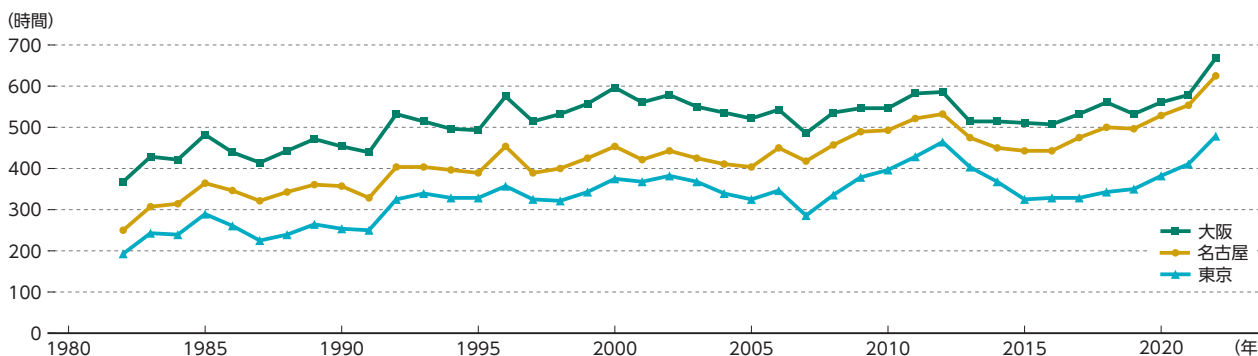
注：旧指定地域の表示は、いずれも指定当時の行政区画等による。
資料：環境省

表6-3 水俣病関連年表

1956年(昭和31年) 5月	水俣病公式確認
1959年(昭和34年) 3月	水質二法施行
1965年(昭和40年) 5月	新潟水俣病公式確認
1967年(昭和42年) 6月	新潟水俣病第一次訴訟提訴(46年9月原告勝訴判決(確定))
1968年(昭和43年) 9月	厚生省及び科学技術庁 水俣病の原因はチッソ及び昭和電工の排水中のメチル水銀化合物であるとの政府統一見解を発表
1969年(昭和44年) 6月	熊本水俣病第一次訴訟提訴(48年3月原告勝訴判決(確定))
1969年(昭和44年) 12月	「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法(救済法)」施行
1973年(昭和48年) 7月	チッソと患者団体との間で補償協定締結(昭和電工と患者団体の間は同年6月)
1974年(昭和49年) 9月	「公害健康被害の補償等に関する法律」施行
1977年(昭和52年) 7月	環境庁「後天性水俣病の判断条件について(52年判断条件)」を通知
1979年(昭和54年) 2月	「水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法」施行
1991年(平成 3年) 11月	中央公害対策審議会「今後の水俣病対策のあり方について」を答申
1995年(平成 7年) 9月	与党三党「水俣病問題の解決について」(最終解決策) 決定
1995年(平成 7年) 12月	「水俣病対策について」閣議了解
1996年(平成 8年) 5月	係争中であった計10件の訴訟が取り下げ(関西訴訟のみ継続)
2004年(平成16年) 10月	水俣病関西訴訟最高裁判所判決(国・熊本県の敗訴が確定)
2005年(平成17年) 4月	環境省「今後の水俣病対策について」発表
2006年(平成18年) 5月	水俣病公式確認50年
2009年(平成21年) 7月	「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」公布
2010年(平成22年) 4月	「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済措置の方針」閣議決定
2012年(平成24年) 7月	「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済措置の方針」に基づく特措法の申請受付が終了
2013年(平成25年) 4月	水俣病の認定をめぐる行政訴訟の最高裁判所判決(1件は熊本県敗訴、1件は熊本県勝訴の高等裁判所判決を破棄差し戻し)
2013年(平成25年) 10月	水俣条約の採択・署名のための外交会議が熊本市及び水俣市で開催
2014年(平成26年) 3月	環境省「公害健康被害の補償等に関する法律に基づく水俣病の認定における総合的検討について」を通知(具体化通知)
2014年(平成26年) 7月	臨時水俣病認定審査会において具体化通知に基づく審査を実施
2014年(平成26年) 8月	特措法の判定結果を公表
2015年(平成27年) 5月	新潟水俣病公式確認50年
2017年(平成29年) 8月	水銀に関する水俣条約発効

資料：環境省

図6-4 都市の30℃以上時間数の推移



注1：5年移動平均(前後2年を含む5年間の平均)を平均期間の真ん中の年に表示。

注2：大阪で1993年、東京で2014年にそれぞれ観測地が移転している。

資料：気象庁観測データより環境省作成

表6-5 2025年度中に公害等調整委員会に係属した公害紛争事件

	事 件 名	件数
	1 自動車排出ガスによる大気汚染被害責任裁定申請事件	3
	2 西宮市における高速道路等からの騒音・振動・低周波音・大気汚染による健康被害等責任裁定申請事件	1
	3 荒川区における建築工事に伴う振動による財産被害責任裁定申請事件	1
	4 川口市における工場からの悪臭・振動・粉じんによる健康被害責任裁定申請事件	1
	5 町田市におけるレンタルスタジオからの低周波音及び振動による健康被害責任裁定申請事件	1
	6 八王子市における換気システム等からの騒音・振動による健康被害原因裁定申請事件	1
	7 横浜市における室外機等からの低周波音による健康被害責任裁定申請事件	1
	8 渋谷区における換気設備からの騒音による健康被害責任裁定申請事件	1
	9 一宮市における工場からの粉じんによる財産被害原因裁定申請事件	1
	10 北茨城市における鉄加工工場からの粉じんによる財産被害原因裁定申請事件	1
	11 横浜市内における飲食店からの大気汚染・悪臭による健康被害原因裁定申請事件	1
	12 名古屋市内における小売店舗からの低周波音による健康被害原因裁定申請事件	1
	13 北茨城市における鉄加工工場からの粉じんによる財産被害責任裁定申請事件	1
	14 伊丹市における卸売会社からの騒音による健康被害原因裁定申請事件	1
	15 足立区における配管工事に伴う騒音・振動による健康被害責任裁定申請事件	1
	16 羽島市における工場からの粉じんによる健康被害責任裁定申請事件	1
	17 東大阪市における飲食店からの低周波音による健康被害責任裁定申請事件	1
	18 さいたま市における工場からの騒音被害責任裁定申請事件	2
	19 小林市における国道からの振動・地盤沈下による財産被害責任裁定申請事件	1
	20 世田谷区における野球場からの騒音被害原因裁定申請事件	1
	21 大阪市における解体工事による地盤沈下被害原因裁定申請事件	1
	22 阿波市における工場からの騒音による健康被害責任裁定申請事件	1
	23 豊島区における給湯器からの低周波音による健康被害原因裁定申請事件	1
	24 愛知県蟹江町における解体工事に伴う騒音・振動・粉じんによる健康被害責任裁定申請事件	2
	25 岡山市における飲食店からの悪臭による健康被害原因裁定申請事件	1
	26 高知市における鉄道からの粉じんによる財産被害原因裁定申請事件	1
	27 川口市における室外機からの騒音・振動・低周波音被害責任裁定申請事件	1
	28 飯能市における国道等からの騒音被害責任裁定申請事件	1
	29 原子力発電所からの放射性物質等に係る大気汚染による健康被害原因裁定申請事件	1
	30 岐阜市における家屋からの悪臭被害責任裁定申請事件	1
	31 西宮市におけるマンション上階からの騒音・振動・低周波音被害原因裁定申請事件	1
	32 葛飾区における工場からの振動による健康被害原因裁定申請事件	1
	33 能美市における工場からの大気汚染被害責任裁定申請事件	1
	34 熊本市における飲食店からの悪臭・騒音・振動による健康被害等責任裁定申請事件	1
	35 国立市におけるマンション上階からの大気汚染による健康被害原因裁定申請事件	1
	36 豊島区における工事現場からの騒音被害責任裁定申請事件	1
	37 東近江市における工場からの地下水汲み上げによる地盤沈下原因裁定申請事件	1
	38 横浜市における飲食店からの悪臭被害責任裁定申請事件	1
	39 周南市における工場からの騒音・振動による健康被害原因裁定申請事件	1
	40 富山市における工場からの粉じんによる大気汚染被害原因裁定申請事件	1
	41 富士見市における事業所からの悪臭・大気汚染による健康被害原因裁定申請事件	1
	42 堺市におけるヒートポンプ設備からの低周波音による健康被害原因裁定申請事件	1
	43 堺市における室外機及び太陽光発電設備等からの騒音・低周波音・振動による健康被害等原因裁定申請事件	1
	44 堺市における家庭用燃料電池コージェネレーションシステムからの低周波音による健康被害原因裁定申請事件	1
	45 静岡県函南町における製麺所からの騒音による生活環境被害原因裁定申請事件	1
	46 杉並区における工事現場からの粉じんによる健康被害責任裁定申請事件	1
	47 杉並区における工事現場からの粉じんによる健康被害原因裁定申請事件	1
	48 東海市における製鉄所からの大気汚染による生活環境被害原因裁定申請事件	1
	49 常滑市における工場からの大気汚染・水質汚濁・土壌汚染・騒音・悪臭による財産被害・健康被害原因裁定申請事件	1
	50 周南市における工場からの騒音による健康被害原因裁定申請事件	1
	51 守山市におけるマンホールからの振動による健康被害原因裁定申請事件	1
	52 高山市における工場からの騒音による健康被害原因裁定申請事件	1
	53 岡山市における飲食店からの悪臭による健康被害原因裁定申請事件	1
	54 綾瀬市における建設工事に伴う粉じん・振動による財産被害責任裁定申請事件	1
義務履行 勧告事件	1 東海市における工場からの粉じん・悪臭等による財産被害・健康被害職権調停事件の調停条項に係る義務履行勧告申出事件	1
	2 足立区における工場からの騒音・低周波音による健康被害職権調停事件の調停条項に係る義務履行勧告申出事件	1
	3 横浜市におけるクリーニング店からの悪臭被害職権調停事件の調停条項に係る義務履行勧告申出事件	1
	4 阿波市における工場からの騒音による健康被害職権調停事件の調停条項に係る義務履行勧告申出事件	1

資料：公害等調整委員会

表6-6 環境事犯の法令別検挙事件数の推移（2021年～2025年）

(単位：事件)

区分	年次	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
総数		6,627	6,111	5,832	5,443	5,290
廃棄物処理法		5,772	5,275	5,054	4,719	4,578
水質汚濁防止法		0	0	2	0	1
その他		855	836	776	724	711

注：その他は、種の保存法、鳥獣保護管理法、自然公園法等である。

資料：警察庁

表6-7 廃棄物処理法違反の態様別検挙事件数（2025年）

(単位：事件)

	不法投棄	委託違反 ^(注1)	無許可処分業 ^(注2)	その他	計
総数	2,309	7	10	2,252	4,578
産業廃棄物	213	6	4	412	635
一般廃棄物	2,096	1	6	1,840	3,943

注1：委託基準違反を含み、許可業者間における再委託違反は含まない。

注2：廃棄物の無許可収集運搬業及び同処分業を示す。

資料：警察庁

表6-8 罪名別環境関係法令違反事件通常受理・処理人員（2025年）

罪名	受理	処理			起訴率 (%)
		起訴	不起訴	計	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反	5,978	3,104	2,735	5,839	53.2
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律違反	131	39	93	132	29.5
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律違反	311	114	205	319	35.7
動物の愛護及び管理に関する法律違反	285	73	202	275	26.5
水質汚濁防止法違反	24	8	20	28	28.6
合計	6,729	3,338	3,255	6,593	50.6

注1：2026年3月時点集計値。

注2：起訴率は、起訴人員 / (起訴人員 + 不起訴人員) × 100による。

資料：法務省